

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

経済科学通信

2001. 8 No. 96

1981年5月20日第4種郵便物認可
登録番号: 0385-065X



ポスト企業社会を探る

ユニクロ/USJ/教科書問題/生保政治献金/諫早湾干拓
中国の生態環境/米景気と株価

迫り来る政治的激動にどう立ち上がるか

「ポスト戦後体制」 への政治経済学

碓井敏正・大西広編

46判カバー・240頁・2250円

経済のグローバル化、市場経済化の進展とともに、日本の政治・経済を支えてきた「戦後体制」は大きな変容を遂げつつある。その多角的な現状分析を通じて、形成されつつあるポスト戦後体制批判の示唆に富む論点を提供

I——【総論】体制転換の政治経済学

- 1 体制転換の政治経済学 [大西 広]
- 2 日本国「官業」体制の政治経済学 [高橋 肇]
- 3 「能力主義」社会の規範哲学序説 [碓井敏正]

II——【各論】戦後社会システムの変容

- 4 日本国型政党システムの変容と転換 [高橋 肇]
- 5 日本国型企業主義の変容と転換 [大西 広]
- 6 日本国型福祉国家の変容と転換 [神谷章生]
- 7 日本国型ジェンダー構造の変容と転換 [石田好江]
- 8 日本国型戦後教育体制の変容と転換 [大西 広]
- 補論1 自由主義的再編への抵抗の本質 [松尾 匡]
- 補論2 「NPO主義」の問題点と方向性 [碓井敏正]

●好評の新刊

日本のビッグ・インダストリー 〈全8巻完結〉 四建 設

椎名恒・野中郁江著 問われる脱公共事業産業化への課題。46判・2200円

エコフィロソフィーの現在 自然と人間の対立をこえて

尾関周二編 何のために自然を守るのか？人間のためか？ 46判・2600円

現代アメリカ社会論 階級・人種・エスニシティーからの分析

大塚秀之著 繁栄をほこるかに見えるアメリカ社会の貧困。A5判・3700円

リキッド・モダニティ 液状化する社会

乙・バウマン著 溶解する社会構造と方向感覚喪失の時代。46判・3800円

私立大学の財政分析ができる本

野中郁江・山口不二夫・梅田守彦著 私学の危機に備える。A5判・1800円

経済科学通信

Letters of Economic Science

第96号(2001年8月)

TOPICS

- ユニクロ／U.S.J./教科書問題／生保政治献金／諫早湾干拓
中国の生態環境／米景気と株価

SPECIAL EDITION 特集

ポスト企業社会を探る

労務管理をめぐる動向と21世紀の課題	黒田 兼一	16
ポスト日本型企業社会とジェンダー		
—公平性・平等性を前提にした新たな共同の枠組みへ—	石田 好江	22
男性中心社会をどう改革するか	森岡 孝二	27
福祉国家の内実：分権・自治・参画そして自己決定		
—デンマーク・ミュン市の高齢者福祉の聴き取り調査から—	佐藤 卓利	35
「IT革命」と、「企業社会」の解体と再編成	井上秀次郎	45
コンピュータシステムの変遷とIT労働者	高野 雅章	53
こうすれば持続可能な日本ができる		
—アジェンダの提案	藤岡 悠	58
討論		
本誌94号 神谷論文についての疑問	森岡 孝二	64
森岡氏の批判に応えて	神谷 章生	65
投稿論文		
韓国の住宅再開発事業と低所得住民支援政策		
—ソウル市の事例を中心に—	朴 赫緒	66
政治学入門		
政治哲学の復権と価値の多元性	伊藤 恭彦	74
現代社会批評		
「IT革命」狂想曲	増田 和夫	78
書評		
足立基浩・大泉英次・橋本卓爾・山田良治編『住宅問題と市場・政策』／碓井敏正 ・大西広編『ポスト戦後体制への政治経済学』／重森暁『分権社会の政策と財政』		
誌面批評		
20世紀マルクス経済学：回顧と展望（95号）		94
基礎研だより		97

(表紙)世界大地图帳(平凡社刊)より

◆ 「ユニクロ」快進撃の秘密

4月18日の日刊紙はいっせいに「ユニクロ」の快進撃を報じた。たとえば「朝日新聞」は、「衣料チェーン『ユニクロ』の快進撃が止まらない。製造販売元のファーストリテイリングが17日発表した今年2月中間決算(単体)は売上高が前年同期比2.3倍の2176億、経常利益は同2.4倍の623億円となった。これにより、1年間通期では経常利益が同1.7倍の1040億円と初めて1000億円を突破する見通し。小売業界では首位のコンビニチェーン、セブン-イレブン・ジャパンに次ぐ規模となる。通期(8月期)の売上高は前年同期比1.7倍の4000億円になる見通し」という。これは、ほぼ同時期に発表された大手スーパーの2月期決算の単独経常利益がジャスコをのぞいて軒並み減益であり、大手コンビニチェーンのそれが微増であったのに比べてきわめて対照的であった。しかもファーストリテイリングは、わずか3年前の98年8月期の決算では売上高831億円経常利益63億円の規模であった。それがいまや経常利益では大手電機メーカー並の規模となつたのである。

斜陽産業といわれて久しい繊維産業に、なぜこのような高収益の企業が生まれたのか。今後もこの快進撃は続くのか。その秘密を探ってみたいと思う。それには生産面と販売面との両面がある。まず生産面から考えてみよう。

少品種大量海外生産

「ユニクロ」の高収益の原因是、

なによりも少品種で大量の製品を低コストで生産するシステムの開発に成功したことにある。繊維産業においては糸とか生地とかの段階では少品種大量生産は普通のこととして行われていたが、衣服の段階では必ずしもそうではなかった。それは衣服というものは特殊な用途のものを除いて同じもの自身につけるのは嫌われ、したがって品種が多くなるのは仕方ないと考えられ小規模の工場で分散して生産されていたのが実状であったからである。ところが、ファーストリテイリングの柳井社長は「衣服は部品の組み合わせだ」という考え方かただそうだが、これは衣服のコーディネートをいうだけでなく、糸、生地、柄、色、サイズの種類ごとにまとめて加工しそれを組み合わせることによって大量の製品をつくり出すことにつながった。それにしても最終の衣服をつくる段階は、現在の技術水準ではどうしてもミシン1台に1人以上の労働者がいるという極めて労働集約的な工程である。

そこで繊維産業ではすでに1970年代の半ばから賃金の安い海外で生産されるようになっていた。最初は韓国・台湾で、ついでタイやインドネシアをはじめとする東南アジアで日本向けの製品が生産されるようになった。ところがこれらの国々でも賃金が高騰するにしたがって繊維産業は利益を生まなくなり、いまでは韓国・台湾の繊維産業自身が海外進出をしている状態である。そして80年代半ば以降は中国で生産されることが多くなっ

た。「ユニクロ」でも商品の90%以上を中国で生産している。これが低コストを実現できている最大の原因である。中国での生産も最初は品質管理がうまくいかず製品の30%以上が不良品だといわれた頃もあった。なんといっても彼我の品質に対する感覚の相違が大きかった。1点のキズ汚れも許さない日本人の気質と着心地よく着ることができればそれでよいとする現地の人の気質の相違であろうか。初期の頃には縫製工場の一角に日本コーナーをつくって熟練の労働者を集めたとか。

その後10年あまりの内外の人々の努力によって中国でも日本向けの優れた製品ができるようになった。その努力にファーストリテイリング自身がどれほど関わっていたかはわからないが、「ユニクロ」の海外進出がもう5年も早く始まっていたら、果たしてあのような製品が大量に供給できたか、おそらく否であろう。つまり中国繊維産業の技術水準の向上が「ユニクロ」の快進撃をもたらした重要なひとつ目の要因であり、それをうまくつかんだのがファーストリテイリングの成功の要因である。

値頃感と安心感

ところでいかに低コストで大量の製品が生産されようともそれが販売されなければ何にもならない。「朝日新聞」によると「若者だけでなく幅広い世代に支持されて成長の原動力となった防寒衣料『フリース』は2月までの半年間で、約2500万枚を売った」という。1品種で2500万枚というのは驚異的な数である。問題は同じものを身につ

けることが嫌われる衣料品でなぜこのような大量販売が可能になつたのかということである。同じものが何千万枚も売れるということはそれを着て街を歩けば同じものを着ている人にいくらでも出会うということである。それでも嫌にならるのはそれ自身がひとつの流行になっているからである。そもそも「ユニクロ」が今日の飛躍的拡大のきっかけになったのは1998年11月の原宿店のオープンであった。それまでは主として郊外店を中心の店舗展開であったのが一挙に若者ファッショの中心地へ進出したのであった。これによって「ユニクロ」はそれ自身若年層からはじまってひとつのブランドとなつたのである。

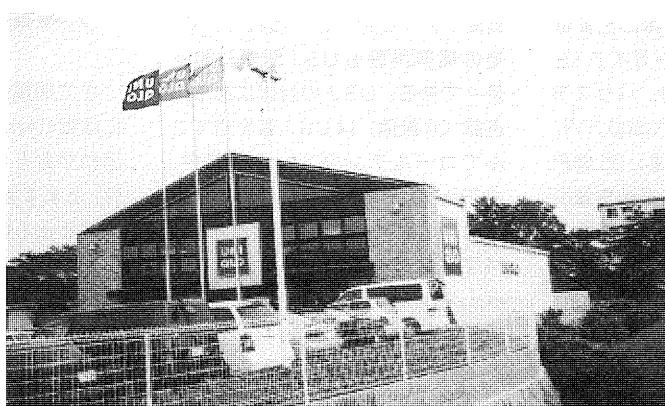
街を歩けば多様で個性的なファッショがわれわれの目を楽しませてくれる。小売店の店頭にはきわめて多様な商品がところ狭しと並んでいる。ファッショに対する人々の態度にはふたつの傾向が現れる。一つはできるだけ他の人とは違う個性的な服装をして目立ちたい、ほめられたいと考える。もう一つは世の中の流行の範囲の中で行動をして恥をかきたく

ない、けなされたくないと考える。「ユニクロ」は価格は安いけれども単なる安物ではなく品質もそこそこである。けつして個性的ではないが安心して身につけられる。値頃感と安心感。これが「ユニクロ」が大量販売に成功した最大の要因である。それは今日の大不況の時期に適合したファッションといえるかも知れない。

「ユニクロ」でほんとうに豊かになるか

それではこのような「ユニクロ」の快進撃はいつまで続くのか。あるいはどのように進むのが人々の利益になるのか。まず衣料品について価格破壊を行いそこの商品を安く提供した功績は認めなければならない。経済がグローバル化したのだから何でも世界で一番安くつくれるところでつくって輸入するのが消費者の利益なるといわれる。一方国内繊維業界はどうなるのか。最近タオル業界をはじめセーフガード(緊急輸入制限)を発動せよとの要求が強い。しかしこれは飢餓の発生した国に食糧援助をするようなもので、緊急のためににはやむを得ないが基本的には

食糧が自給できるように農業援助をするのが正道である。グローバルに動く資本の立場からは世界で一番安いところで生産するのが正しいが、それぞれの地域で働く労働者の立場からはその地域でなければ生産できない製品を生産するのが正しい。その点で参考になるのがほとんどの製品を国内でつくって世界に輸出しているイタリアのアパレルメーカーであるベネットのあり方である。ベネットはルネッサンス以来の自国の文化を生かした製品をつくっているから工場は国内でなければならないという。日本の繊維産業はまだまだ努力が足りない。香港の有名デザイナーはニューヨークでは知られているが東京では無視されている。東洋という共通の文化的基盤がありながら。すでに「ユニクロ」でも品目を増やす動きが出ている。フリースの色数は15色から51色に増えている。少品種大量生産は一定のシェアを確保しつつどこかで限界にぶつかり、より個性的な商品がつくられるようになるであろう。またそれが日本の消費者にとっても豊かな生活を実現する道である。(小野満 所員 染色メーカー勤務)



◆USJは大阪経済の起爆剤になるか

今年3月31日、大阪市西部に位置する此花区にユニバーサル・スタジオ・ジャパン(USJ)が鳴り物入りでオープンした。USJとは米国のハリウッド映画をテーマとする体験型テーマパークである。東京ドームの約12倍の敷地に映画の一場面を体験できる18のアトラクション、45の飲食、物販施設を備える。米国の「ユニバーサル・スタジオ・ハリウッド」(開業1964年)、「ユニバーサル・スタジオ・フロリダ」(開業1990年)に次ぐもので、米国外進出第1号である。

USJの運営会社「ユー・エス・ジェイ」の資本金400億円のうち、大阪市は100億円を出資して筆頭株主である。さらに融資で100億円、土地提供のために370億円の土地を日立造船と交換、予定地の区画整理事業に178億円を負担し、埠頭建設や港湾道路整備に140億円、はては高速道路出口ランプの設置に30億円など、大阪市が負担する総額は918億円にも及ぶ。大阪市の現職職員が14人も出向している。第三セクターの娯楽施設に自治体がこれだけ金も人もつぎ込むのは例がないだろう。自治体の出資額を見ても、破綻したシーガイア(宮崎市)が1億5000万円、ハウステンボス(長崎県)約1億3500万円、倉敷チボリ公園(岡山県)35億円にすぎない。また、大阪市は事業所税を6億6000万円も減税するなど至れり尽せりだ。

経済効果は8600億円?

このUSJが大阪経済の起爆剤と

して期待されている。大阪市はUSJの経済効果として年間8600億円、新規雇用7万7000人を見込んでいる。三和総合研究所が今年3月に発表した試算では初年度の入場者数を938万6000人とすると、経済効果は6508億円、4万2474人の雇用を新たに生み出すとしている。もう一つの期待は、USJ周辺に映像情報関連のマルチメディア産業が集積することである。米国の「ユニバーサル・スタジオ・フロリダ」が1990年に開業した時、オーランド市はオレンジ畑の多い田舎町だった。そこに10年間で映像関連会社約50社が進出した。大阪市もそれにあやかりたいというわけだ。

経済波及効果でいえば、USJ開業による既存の集客施設へのマイナスの効果が危惧される。大阪市の土地信託事業で設立された娯楽施設「フェスティバルゲート」(大阪市浪速区)は入場者が年々減り、1999年度末で累積赤字は44億円を超えている。USJの開業でさらに客を奪われる必至で、このまでは巨額の赤字を大阪市の税金で穴埋めする事態も予想される(朝日新聞3月4日付)といわれている。他の集客施設もUSJ開業に戦々恐々である。USJの対岸にある海遊館(水族館)はUSJ客を当てこんでゴールデンウィーク期間中、前年比10%増の入場者をめざしたが実際は前年比5%減となった。地域産業連鎖でもUSJは米国のユニバーサル・スタジオ社(USI)の技術と労働力に依存している。そのため米国人従業員への報酬や売上げの7~8%といわれるロイヤル

ティー(特許使用料)が米国の本社(USJ)へ流出することになる。また、近くにある春日出商店街の方に様子を聞いたところ、「人通りも増えずまったくUSJの効果はない」という。

映像関連のマルチメディア産業の集積では、USJ周辺に映像産業を誘致するための更地を用意したが、映像産業などがUSJ周辺に集積する見通しは今のところない。「(映像産業の育成は)火のない場所に煙を起こすようなもの(大阪商工会議所関係者)」(毎日新聞3月5日付)といってよい。大阪市信用金庫のアンケート調査(2000年8月)では、「大いに期待している」(19.9%)、「少し期待している」(40.3%)の両者を加えた6割の経営者がUSJ効果を期待している。では、どのような期待をしているのか。有効回答に占める割合では「大阪の沈滞ムードを払拭する起爆剤として」(35%)が最も多く、ムードメーカー やイメージとしての期待である。「マルチメディアや情報関連を中心とした新産業の創出・育成」(8%)、「映像・音響、情報、ソフト等を中心とした人材の集積と育成」(5%)への期待は少ない。

入場者は予想を下回る

さて開業前、マイカー客が休日には数10kmにわたって大渋滞する恐れがある(朝日新聞夕刊1月5日付)とまで言われたが、いざオープンすると心配された交通渋滞はほとんどない。アトラクションの待ち時間も平日は20~30分程度で、ゴールデンウィーク初日の4月28日(土)でも最高で1時間10分待ちであった。東京ディズニーランドの

待ち時間と比べるとかなり短いという。大阪市内にはUSJへ5つの市バス路線が運行しているが、一人の乗客もない日がある路線さえあるようだ。USJに隣接するシティウォーク（商業施設）の一角にあった喫茶店が、売上が目標の30万円の半分にしかならないという理由で4月23日には早くも撤退した。USJと神戸を結ぶ航路（坊勢汽船）が1日たった20人の利用者しかなく6月13日に廃止することになった。

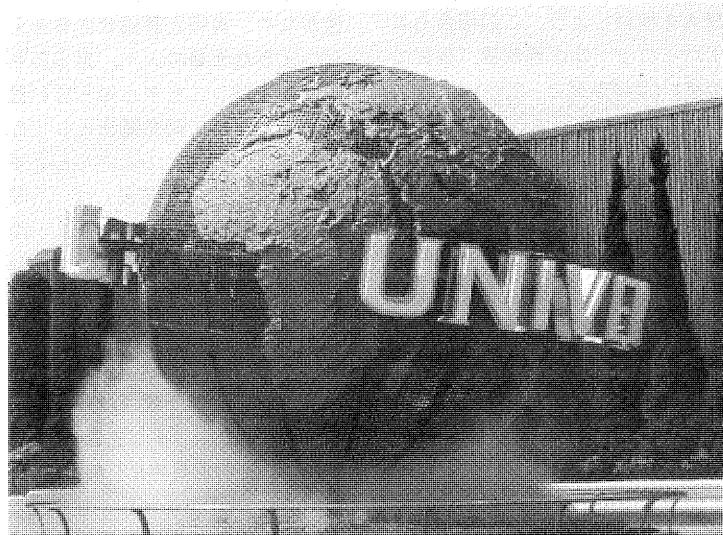
それでもUSJ効果がまったくないというわけでもない。おかげでJRの乗客数は増えている。ゴールデンウィーク期間中、大阪市内のホテル予約は好調で、前年比30%増のホテルもある（日本経済新聞4月26日付）。逆にいえば、その程度でしかないようだ。

USJ赤字に税金投入も

早くも懸念されるのが、赤字になった場合の税金投入である。USJは建設費用などで銀行から約1200億円の融資を受けた。USJの土地は借地のため融資の担保にできない。そこで苦肉の策としたのが、事業収益から返済する「プロジェクト・ファイナンス」方式である。形式的にはUSJのブランド力やノウハウ、アトラクションが担保である。

しかしUSJの経営が破綻したら大阪市が300億円まで肩代わりすると約束した住友銀行の内部文書がある（『FRIDAY』4月20日号）とする暴露記事まで登場した。USJの経営見通しは、初年度の入場者800万人で売上高800億円、入場者が年3%程度伸びたとして4年目で単年度黒字、6年目で累積赤字解消を目指している。金利だけでも年間数十億円といわれる。さらに2年につき100億円の投資になる。もし入場者が伸び悩み経営難に陥れば、大

阪市が赤字埋合わせのために税金を投入することになりかねない。すでに大阪市は、アジア太平洋トレードセンター、ワールドトレードセンター、湊町開発センターという第三セクターの赤字集客施設に1998年度から総額700億円規模の支援を決めている。さらに2001年度からは債務超過に陥った大阪シティドーム（ドーム球場）に193億円、地下街・クリスタ長堀に101億円の支援を行う。私も大阪市民である。集客施設の失敗を多額の税金で埋め合せ、そのツケが住民に回ってくるのは、はなはだ迷惑である。（斎藤 彰英 所員 自治体労働者）



◆教科書問題の危険な動向

『国民の歴史』と『国民の道徳』の関係

拙宅に産経新聞のPR紙が入って

いた。4頁だけで1面全部が石原慎太郎東京都知事、2・3面は「新しい歴史教科書をつくる会」（以下「つくる会」と略称）の宣伝である。現在のイデオロギー状況を語る資料

として興味ぶかい。

「つくる会」歴史教科書のパイロット版と称する西尾幹二『国民の歴史』（産経新聞社、1999年）が空前の売れ行きを示した時、歴史学、歴史教育者の有志は『徹底批判「国民の歴史』』（大月書店、2000年）を刊行し、筆者も参加した。しかし

「つくる会」の歴史教科書（扶桑社）は検定に合格した。隅谷三喜男氏らの学者はその教科書に事実の誤り・問題点が51ヵ所あるとする声明で文部科学省と出版社を批判した。韓国政府は他社の教科書をふくめ綿密に検討した再修正要求を日本政府につきつけ、中国政府も批判的見解を表明した。遠山文科相は、専門家の意見をきいて事実の誤りがあれば再修正すると表明せざるをえなくなった。

世間の注目はほとんど歴史教科書にむけられ「つくる会」のもうひとつ公民教科書（扶桑社）の問題点がかくれてしまった観がある。そこでその公民教科書をめぐる問題点を検討しよう。この場合もまずパイロット版の西部邁『国民の道徳』（産経新聞社、2000年）が先行している。西部は60年安保闘争時の「全学連」幹部で、のち経済学者となり、東大教養学部退職後に評論家として活動してきた。その西部が中心となって編纂されたのがこの公民教科書である。検定による修正を受けられたといつても、その基本思想が『国民の道徳』にあることは疑いえない。そこで西部は「保守主義者」と宣言し、「必要なのは、日本人の国民性の種々相を開示してくれている歴史の全体像につながるような解釈の仕方をみつけることなのである。その解釈法が我々の拠るべき道徳の原点を与えてくれるのではないか」と言い放つ。つまり『国民の道徳』およびつくる会の公民教科書は、『国民の歴史』および「つくる会」の歴史教科書とセットになっているのである。

『国民の道徳』の思想

西部『国民の道徳』はあらわにE・バークの『フランス革命の反省』とオルテガ・Y・ガセト『大衆の反逆』を引用して共感をしめす。バークはフランス大革命を非難し、イギリス保守党の前身トーリー党の思想的立脚点となった。18世紀のバークだけでは古ぼけて見えると思ったのか、大衆（マス）の愚劣と危険を強調した20世紀のオルテガを援用したのだろうか。

『国民の道徳』には「用語解説」がついていて西部の独断的な思想がよく分かる。「大衆」は「自分の意見に責任を持たず、政治的に主体性がなく、劣等と評価せざるをえないような大量の人々、自らの判断能力を疑うことすら知らない民衆」と規定し、対立概念としての「庶民」を「歴史につながる」とする人々とする。「市民」は「人間の内面で、社会のなかで他人とかわりながら、もっぱら『私』の利益を追求し、『私』の欲望を満たそうとする側面」とし、対置して「公民」は「人間の内面で、社会全部の利益や関心という観点から行動する側面」とする。「平和主義」は「戦争についての思考停止」だという。

673頁の大著をくわしく紹介する暇はないが、どこにも西部の高慢と弱者の視点の欠落が目だつ。どうみても5000円はしそうなこの大著が税込みわずか2000円というのも、これら出版活動の背景に大きな資金源があることを推察させる。

きわめつきは『葉隱』から「武士道ということは死ぬこととみつけたり」を引用してその死生觀を礼賛し、「徹底した自己犠牲の精神」を強調していることだ。こうして

「75歳まで卑怯・こうかつに生きてきて、健全な精神の痕跡をほとんど残していない人間に、たかだか楽な死に方をしたというだけで、尊厳死の形容を与えるわけにはいかない」「結局のところ、人間の生命は手段的な価値しか持たぬという考え方を貫くと、精神的にみて、ここで自分の生命を終えさせるのが『良い』と判断したときに自死を選ぶ。それが精神の安樂と尊厳を保つ死に方」だと言うにいたる。私は著者がどんな死に方をするのかには関心がない。しかしこのような事実上の自殺のすすめが『国民の道徳』の名で説かれ、公民教科書のパイロット版と自称していることに戦慄をおぼえずにおれない。彼らは日本の青少年に國のために命をささげることをよしとする「道徳」を説こうとしている。そのように行動するのが「公民」というものだと主張しているのだ。

社会科『公民』教科書

問題の扶桑社（産経新聞社の出資）版公民教科書への文部省検定意見書は61ヵ所に問題点を指摘した。単純なケアレス・ミスや不正確の叙述の指摘も多いが、なかにはどうでもよい点での修正意見もある。しかしたとえばコラム「生命尊重は最高の価値となりうるか」はさすがに全面削除とならざるをえなかったが、重大な問題点をふくむ文章が、わずかな修正でほとんどそのまま残っている例が多い。自衛力についての政府の憲法解釈には批判が多く、憲法改正が強く主張されているという趣旨の部分は「政府は自衛のための必要最小限度の軍事力をもつことまでは憲

法は禁止していないと解釈し、自衛隊を憲法第9条と矛盾しないものとみなしている。また、憲法が想定した国際政治の思想と現実の国際政治とが異なっていることから、自衛隊を増強するなど、現実的な対応をしてきた。しかし憲法の規定と自衛隊の実態との整合性については議論が続いている」と修正された。言葉をやわらげただけで、憲法改悪へ誘導しようという基本的方向は明らかだ。原文になかった「集団的自衛権を憲法に明記すべきだと主張がある」という文があらたに加わったところもある。

はじめコラムの題目に「核兵器廃絶は絶対の正義か」があり、「核兵器廃絶を絶対の正義とするのは、その廃絶法に違反するものはいないと想定しているという意味で、人間を性善なものと安易にみなしているのではないだろうか」と結論していた。修正文は原文の二倍

以上の詳細にわたり、その結びには「危険な技術の使用を禁止することも、それが現実において絶対の正義であるためには、今世界の



人々が信頼を裏切らない、核兵器廃絶に違反するものがないという前提がなければ、どんな理想も空論に終わってしまう」となっている。核兵器廃絶運動への明らさまな敵対をかくさないのである。

「つくる会」は『国民の歴史』と

『国民の道徳』を各方面に無償でバラまいている。とくに各地の教育委員に重点をおいているようだ。その上で地方議員に働きかけ、教科書選択から現場教員を排除して教育委員会みずからが選択をおこなうよう「改善」せよという請願・陳情・意見書を地方議会にあげさせている。『週刊朝日』(4月29日)によるとすでに採択した地方議会は243(うち県議会が33)にのぼるという。

教科書問題は韓国政府の要求と中国政府の批判で世間の注目をひいた。しかしそれは何よりもわれわれ日本国民にとっての重大問題なのである。戦後民主主義はいま試練にたたされているのだ。

2002年度使用の教科書は検定を終わっただけで未発行。したがって刊行年を省略した。

(岩井 忠熊 歴史学研究者)

◆生保の政治献金禁止を求める 社員代表訴訟

2000年5月9日に大阪地裁へ提訴された、日本生命・住友生命社員代表訴訟が、大阪地裁で結審し、判決をむかえる事となった。

この社員代表訴訟は、株主オーナーが、日本生命・住友生命の保険加入者をひろく公募し、生命保険会社が行ってきた政治献金の違法性を訴えてきた集団訴訟である。政治献金をめぐる訴訟としては、八幡製鉄政治献金事件が有名であるが、最高裁は「ある行為が一見定款所定の目的とかかわりがな

いものであるとしても、社会的実在としての会社が負担せざるを得ない社会的費用として、会社に社会通念上期待ないし要請されるものである限り、その期待ないし要請にこたえることは、会社の当然にならう事である」との判断を下し、企業の政治献金を合法的なものであるとしている。

営利追求を最大の目的とする株式会社形態の企業と、加入者の相互扶助を目的とする保険会社との企業形態の違いはあっても今回の

訴訟は、この判決に抗い、企業の政治献金の違法性を訴えている点にひろく注目が集まっている。ちなみに1990年から1999年までの10年間に、日本生命は自民党に対して約4億6千万円、住友生命は約3億6千万円の巨額の政治献金を行い、直近の99年にも日本生命が1795万円、住友生命が1047万円に上る献金を行っている。

明かされる献金のメカニズム

公判では、会社の担当役員に対しての証人尋問も行われ、政治献金を行う理由や、その決定のプロセスなども明らかにされた。献金

の理由として会社側は「議会制民主主義の下で、自由主義経済体制が安定的に発展する事により、会社の経営基盤も安定的に発展する」と語り「民主主義のコスト」としての献金であるとの主張を行った。また、政治献金を行うプロセスは、政党側からの打診によって、生保の業界団体である生保協会加盟の大手5社(日本・住友・第一・明治・朝日の各社)の担当者(課長レベル)で総額や各社の分担額を決定し、各社で担当役員が決済を行うというものである。献金先については、「自由主義経済体制の継続的・安定的な発展という観点から、その中心的な役割を果たす自由民主党に對して献金を行っている」と語り、自民党以外に献金を行わない理由については「打診がないから」としている。また、献金の使途については「公党であるから信用している」とし、献金しない場合の不利益についても「一切検討していない」とするなど、尋問自体は抽象的な印象が否めない。

原告側の反論

一方で原告側は、生命保険会社の行う政治献金の違法性について次のような反論を行っている。政治献金が社会から期待・要請される行為でない点、国民の参政権への侵害、生命保険の国民的な広がりと脱退の事実上の不可能さ、取締役の注意義務違反などである。

まず、政治献金が社会から期待・要請される行為であるかについて、会社側は災害救援や各種福祉事業、文化事業や教育事業などの社会貢献活動と、政治献金の支出を同一視している。しかし、これらのさま

ざまな社会貢献活動が保険加入者の意思に反するものでなく、現代においてはそれらの活動は社会からの期待・要請される行為であると考えられる。さらに会社はディスクロージャー誌などを通じて、それらの取り組みを積極的に広報している。一方で、特定の政党に対する政治献金の場合、ディスクロージャー誌などでは一切明らかにされず、政治資金規正法による官報公示がなければ保険加入者も知る事はない。さらに自民党の支持率はせいぜい30%程度にすぎず、加入者個々人の思想・信条の自由をまったく顧慮しないものであり、加入者間で価値観が大きく対立する性格を有している点からも、社会から期待・要請される行為であるといえないと指摘している。

さらに、保険加入者はそれぞれが支持する政党を持っていると考えられ、特定政党のみへの献金は、個々人の思想信条の自由への侵害であると指摘している。同時に一方の政党のみへの献金は、反対党的政治活動を妨げる事につながり、政党政治の健全な発展どころか、議会制民主主義を歪めかねない。そして最近の世論調査などからでも明らかなように、国民の過半数は自民党を支持していない事は明らかである。また、1989年のベルリンの壁崩壊や1991年のソ連解体に伴い、社会主義陣営が大きく後退すると同時に、国内においても全ての政党が市場主義経済を支持し、議会制民主主義を否定していない状況であり、自民党のみに対して政治献金を行う理由は存在しない。それゆえ、原告側は政治献金が国民の参政権を蹂躪するものと主張している。

また、日本全国の世帯数が4741万世帯(平成12年3月31日現在)であり、その約80%にあたるおよそ3793万世帯が民間保険に加入している。一世帯あたりの年間払込保険料は61万円にも上り、世帯年収の10%程度を占めている。生命保険の役割は、保険加入者の持つ死亡・病気・介護などのリスクを軽減し、保険加入者の相互扶助を目的としているのであり、この点からも国民の多くが生命保険などの将来の生活保障機能に対して期待せざるを得ない現実があり、それからの脱退を事実上不可能にしている。通常の事業会社の株主は、保険加入者ほど深く国民に根ざしていない。株主の場合は、株式保有がきわめて営利性の側面が強く、さらに事業会社の経営方針が意に沿わない場合は株式を売却する手法(Wall Street rule)が可能であるが、生命保険は将来の生活保障機能を有している以上、脱退は事実上不可能である。そして、原告側は政治献金が保険加入者から付加保険料として徴収された事業費から支出された点を示し、強制的に徴収されたものであると主張している。

そして、会社側が献金するにあたって契約者の意思についてまったく検討していない点や、総代会での議論やディスクロージャー誌などでも記載が一切なく、20数年間にわたって社員の意思の調査を行っていない点を挙げ、経営者としての取締役の注意義務違反であると指摘している。新聞社説や報道によって政治献金の使途の不透明さが指摘されているにもかかわらず、会社側は、証人尋問でも政治献金の使途について公党であるから信頼して寄付を行っているとし、

一切の検証を行わず献金を行ってきた点も取締役の注意義務を怠っていたとして指摘をされている。

献金への批判の声

政治献金については、「納税によって社会に対する貢献は十分に行っており政治献金を行う意思はない」というセブンイレブンや「政治献金を行う資金があるならフリースを1円でも安くする」というユニクロ（ファーストリティリング）など、献金に反対する企業がしだいに出現している。

企業団体献金への国民の批判があり、経済界の一部でも政治献金に対して拒否する声が上がる状況の中で今回の訴訟の判決は、企業と政治の癒着構造を糾す点では大きな意味をもっている。

また、株主オンブズマンは自民党への政治献金が、自民党の組織活動費として使われ自民党幹事長をはじめ各政治家に数億円から数百万円の単位で交付され、その用途が不明となっている点を調査し明らかにした。それを受け訴訟原告らを中心に、99年当時の出納責任者である森喜朗氏が99年1年

間に7億1300万円を受領したにもかかわらずその使途については一切明らかにしていないため政治資金規正法に違反するとして東京地検特捜部に刑事告発も行っている。

なお、日本生命・住友生命の政治献金返還と差し止めを求める社員代表訴訟の判決は、7月18日午前9時50分から大阪地裁202号法廷にて言い渡される。

(野町直彦 所員 専門学校教員)
※7月18日、大阪地裁は「献金は事業活動の一環で、取締役の裁量の範囲」として原告の請求を棄却した。(編集局)

◆諫早湾干拓問題は何を訴えているのか

戦後日本は、西欧先進国に急速にキャッチアップすべく干潟や海岸線を埋め立て、港湾や工場、事務所などへの用地転換をおこない、高度経済成長を推し進めてきた。その過程で自然海岸は、18,967km(1978年)から18,105km(1992年)へ862km減少し、反対に人工海岸は同時期の8,598kmから9,941kmへと1,343km増加している。時期は異なるが、干潟も約82,600ha(1945年)から約51,400ha(1992年)へと31,200haも減少している。有明海干潟は約20,700haで全国の40%であり、今回の諫早湾干拓事業で3,550haもの干潟が有明海から姿を消す。(環境庁『環境白書・平成10年版』、環境省ホームページ)

干拓の価値

干潟は、いわゆる金銭経済と短

期的で一面的な評価基準からすれば、単なるドロの堆積物で無価値なように見える。しかし干潟は、多様な生物が生息し、高い水質浄化能力を有し、食物連鎖の中心として豊富な海産物を生む環境を形成している。たとえば諫早湾干潟は、約5メートル程度の干満差がつくりあげた干潟で、アサリ、タイラギ、クルマエビなどの漁業、ムツゴロウなどの稀少種の生息場であり、シギ、チドリなど渡り鳥の飛来地であった。さらに諫早干潟の浄化力によって、佐賀県、福岡県、熊本県の海苔養殖が営まれ、多くの漁師やその家族を養い、潮干狩りなどクリエーションの場であり、国民と住民にカルシウムなどの栄養源を提供し、生命と健康をまもる役割を果たしていた。

諫早干潟と諫早住民のつきあいの歴史は古い。諫早湾干潟は、西方

から諫早湾に流れる一級河川の本名川、北方に聳える多良山系、南方には雲仙普賢岳と壮大な景観に囲まれた地域に形成されている。このように山と海に囲まれ平坦な陸地の極めて少ない諫早地域では、約600年ほど前から農業用地の確保のため少しづつ干拓がおこなわれ、自然と調和する技術で「持続可能な干拓」が長い時間をかけて進められてきた。その意味で諫早干潟は、地域の住民のくらしや文化と密接にかかわっていたのである。

諫早干拓事業の歴史

農林省や長崎県は、このような豊かな諫早干潟を高度な土木技術によって短期間に干拓しようとしたが、それは戦後半世紀に及ぶ糾余曲折を経て強行されたものであった。そもそもこの国家プロジェクトは、長崎県の西岡知事が戦後食糧難の時代の1952年に、米の増産を図る計画として有明海全域を干拓する計画からスタートし



た。その後、国は食糧難が解消され農地に対する需要が後退したことなどを理由に農業政策を転換し、長崎大干拓構想は、1970年に農地造成とともに都市用水や工業用水など水資源確保を目的とした長崎南部地域総合開発事業(第二次全国総合開発事業の一環)に衣替え(諫早湾全体を干拓する計画)する。

しかし干拓事業に対して湾内外の12漁協や漁民の反対運動が続くなか、長崎大水害が発生した1982年に、当時の農林水産大臣金子岩三の裁断で規模を縮小し、防災を主な目的とした事業に変更される。防災が目的ならば佐賀県がおこなっているように、干拓をせずに防潮堤を高くし排水ポンプなどを整備することで可能である。だが農林水産省と長崎県は、7kmに及ぶ潮受け堤防で3,550haもの干潟と海面を閉め切り、堤防内に調整池1,710ha、陸地1,840haの干拓事業を強行する。1990年潮受け堤防の工事着手後、タイラギが不作となり、97年の潮受け堤防閉め切り後、有明海に異変が生じ、海苔やアサリなどに大きな被害が及び、2001

年に佐賀、福岡、熊本漁協の抗議行動となった。

下表で明らかのように、有明海の異変は97年の潮止めからではなく、79年の熊本新港の埋め立て、福岡市民の水供給のための筑後大堰による河川水の減少、そして有明海底の三井・三池炭坑の陥没、有明海沿岸住民約300万人の生活排水や農薬、山間部のダム建設やゴルフ場開発、海苔の色づけのための大量の酸投入などによる複合汚染が原因である。だが潮止めによる諫早干潟の消滅が、からくも微妙なバランスを保っていた生態系を崩壊させてしまったのである。

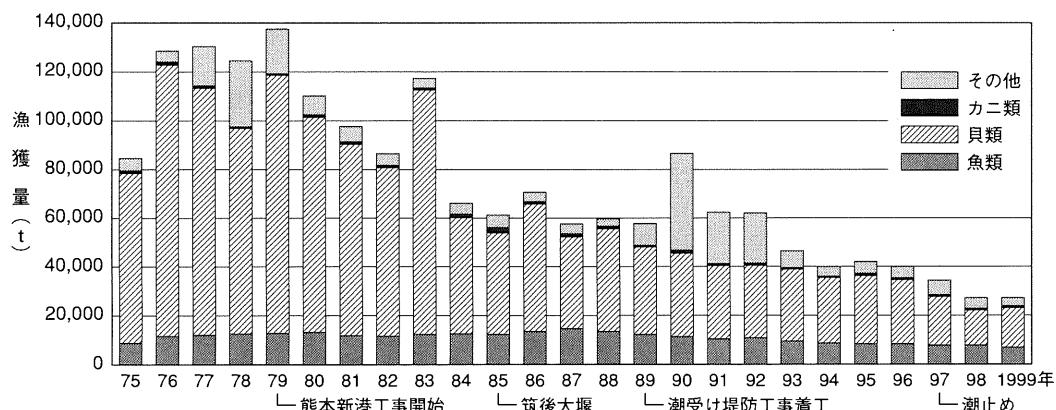
教訓

今回の干拓事業からの教訓として以下のことが考えられる。第1に、この干拓事業が、「低平地の排水対策に効果があるが、大水害の市街地には効果はない」(2001年3月9日の長崎県議会農林水産委員会、県農林部国広実参事監)にもかかわらず、地域住民の防災のためという名目で強行されたことであ

る。伊勢湾台風と長良川河口堰、阪神・淡路大震災と人工島建設や市営神戸空港など戦後の大型公共事業は、防災という大義名分のもとでおこなわれたプロジェクトが多い。その帰結は、防災より税金の浪費と環境破壊であった。

第2に、今回の干拓事業が官僚の机上の計算のもとに強行されたため、取り返しのつかない結果になってしまった。大型公共事業の環境に及ぼす影響が甚大で、いったん破壊された環境は復元が困難なため、事前の環境アセスメントが科学的かつ総合的に行われねばならない。特にアセスメントは、地域(海)のことを一番よく知っている地域(海)で生活する人々の参加がなければ、有効性を発揮できないことである。

第3に、地域住民(地域の市民や漁民、農民など)に、地域固有の資源の価値を評価する能力がなければ、その貴重な地域資源は保全され有效地に活用されないのでないか、ということである。このことが思い浮かんだのは、この4月に私のゼミ生と諫早干潟を調査したとき、



(出所) 諫早干潟緊急救済東京事務所 救済本部
『市民による諫早干拓「時のアセス』』2001年4月

案内してくれたNGOメンバーのつぎの言葉であった。「小さいときから干潟を見てきたが、干潟がこんなに価値があるとは思わなかつた。4年前からNGOなどで学習や交流してはじめてわかつた」。子供の頃から干潟の自然を体験し、社会教育や学校教育などでその価値を伝え継承発展させていくシステムが求められている。

第4に、この干拓工法はオランダの干拓技術から学んだものであるが、当のオランダでも環境破壊に気がつくと、閉め切り堤防の内側に海水を入れ干潟回復に力をいれている。

イタリアのエミリア・ロマニア州も、ポー川とポー・デルタ地方の干拓地を元の湿地に戻し、観光や漁業を中心とした地域振興を

図っている。(イタリア、オランダの湿地回復事業については、碇山洋「世界の流れは湿地環境の再生・活用へ」『よみがえれ、諫早干潟』1999年4月を参照)。今からでも遅くない。水門を早期に開放して地域住民とともに新たな地域振興策を構想・計画していく時期にきているのではなかろうか。

(池田清 所員 北九州市立大学)

◆中国の生態環境と植樹

3月に植樹協力の事前調査を行うため、環境省の支援を得て中国内陸の歴史都市・西安市とその東に位置する渭南市を訪問した。両市は西部地域の東の入り口・陝西省に位置する。黄土高原の広がる同省北部は石油や石炭などの資源は豊富であるが気候条件は厳しい。一方、南部は、自然の豊かな秦嶺山脈を擁し、降水量は比較的多くキンシコウ、朱鷺、パンダなどの貴重動物が棲息している。現在、国家戦略である西部大開発が進められていることもあり、西安ではあちこちで建物や道路の建設が進行している。わずか数日間の滞在であったが、人や車の往来も盛んで活気にあふれているという印象を持った。

西部大開発

ところで、この西部大開発戦略は、遅れた西部のインフラ建設と経済の振興により、東部沿海地域との格差を是正しようというのが大きな目的である。日本でいえば、過去に太平洋側の工業地帯に比べ

て開発の遅れた日本海側の振興を図るために資金を傾斜的に投入したのに似ている。富山県が事務局となり、日本海側の府県がメンバーとなっている日本海沿岸地帯振興連盟という組織が今も存在するが、これの中国版といってもよい。日本では、バブル経済崩壊以降は、既にこのような発想は過去のものとなりつつあり、地方は逆に空気や水の良さなど都会では得難いメリットがあると考えられ、地域は持つべき資源を生かして個性的な独自の開発を図るべきとの傾向が住民の間に広まりつつある。しかしながら、一人当たりの平均年収75ドル以下の貧困人口を3400万人も抱える中国にとってはずまず経済発展が最優先課題であり、人々を豊かにすることが政府に求められている。改革開放政策以降、年率9%を超える驚異的な高成長を遂げてきた中国ではあるが、一方で段階発展論によって大きな地域格差が生まれ、このことが西部地域の住民の不満爆発や民族紛争の火種ともなりかねないからである。

西部大開発のもう一つの大きな

目的は、生態環境の保護である。これは、黄河、揚子江などの大河は西から東に流れ、西部の環境汚染が東部に直接影響する中国の地理的事情を考えれば開発に伴う汚染を克服することがいかに重大な課題であるかがわかる。それなくとも中国は、多くの人口を抱え、歴史的な原因で森林や草原が破壊され、水土流出や深刻な砂漠化が進行している。98年の揚子江の大洪水は上流地域における森林の伐採や下流における湖沼埋立などによる遊水池の減少が原因ともいわれる。また、最近になって、春には西北地方を中心に猛烈な砂嵐が頻発している。さらに、黄河の断流も深刻である。環境を重視せず開発が進めば不可逆的な破壊が起こることを中国の人々は肌で感じているのではないかと思う。

中国の環境問題

中国の環境問題は、工場から排出される二酸化硫黄や排水等に起因する産業型の公害、急増しつつある自動車の排気ガスや、生活水準の向上に伴う廃棄物の増大による都市生活型の公害、そして生態環境破壊とその複雑さをしつつ

ある。これらの環境悪化が相互に関連しながら同時進行しているのが実態である。中国では政府による情報のコントロール、住民の意識の低さもあって、住民への被害はあまりオープンになっていないが、一部の報道だけでもその深刻さが窺える。局地的な公害は從来から報じられることはあったが、ここ数年の生態環境破壊を中心とする環境悪化は尋常のものでない。中国の環境問題は国土の広大さもあって、解決を誤ると今後の地球と人類の存続にとってもきわめて深刻な事態ともなりかねない。政府は「環境保護は基本国策」とし、法制度や環境組織の整備を図ってきたものの、予算の不足もあり特に地方レベルでは未だきめ細かな対策をとる段階には至っていない。今後は、一層の意識の向上、現地に即した低コストでの環境保全の技術の開発などが待たれる。

森林の実態

私は、この生態環境破壊をくい止める対策の一つは森林の拡大であると考えている。中国の森林被覆率は13.9%（第4次森林資源精査、1989～1993）と日本の67%に遙かに及ばない。中国へ行った者なら分かるが特に北の方はあまり雨が降らない。とりわけ季節的に冬と春が少ない。この降水量が少ないと自然条件の問題はあるものの、紀元前には黄土高原は森林に覆われていたといわれている。それでは何故にこれほど森林が減少したのか。明代以降万里の長城の煉瓦を焼くためや、1950年代の大躍進運動の時に鉄鋼を製造するため大量に伐採したためともいわ

れる。しかし、やはり永い歴史の中で生活のために燃料として伐採し、降雨の少ない自然現象がこれを加速したのが事実であろう。そうなれば、人為的に破壊されたものについては植樹活動により回復すべきである。森林法では全国民の義務植樹が規定され、中華人民共和国成立以降も一時期を除き毎年造林の努力が続けられ、最近の統計では森林被覆率は16.6%まで高まっているが、国土の広大さもあって森林は依然としてきわめて少ない。

植樹活動の留意点

森林の効用は、水源保全、水土保持、生物多様性の保全、飛砂防止、気温緩和、二酸化炭素の吸収など多岐にわたる。生態環境保全のため、どれも今の中囯にとっては不可欠のものである。ただ、中国での植樹にとってわきまえなければならないことがいくつかある。一つは、森林のないところに植えるにしても、もともとが砂漠で地下にも水脈がなく、他所から水を引いて來

なければならないようなところでの植樹は口マンとして追及するのではなくしてコストの面からも避けた方が賢明であろう。もっともこのような完全な砂漠で植樹活動をしている人などいないのかもしれない。

もう一つは、森林のCO₂吸収効果を主張するときは、森林というのは何百年の間に成長し枯れるものであるため結局長いスパンでみればCO₂は循環しているにすぎないことを認識しておくべきである。最近出されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の報告でも過去20年のCO₂増加の原因の1/4は森林減少等の土地利用変化によるものとされており、植樹が地球温暖化防止に貢献するものであることは疑いない。但し、地域、樹種、気候などによってその吸収量には大きな差がある。これらのことを考え併せれば、植樹の効果として、まず水土流出防止や生態保全という目的を強調すべきであり、CO₂吸収は付隨的に考える必要がある。

最後に、植樹に当たっては現地の生態と住民の暮らしを考慮して



実施すべきということである。西安で現地の林業局の人間に聞くと、他の樹種より病気に強く成長が早いということを樹種選定の条件としている。現在、政府により一定の支援を行い傾斜の急な耕地を林に戻す「退耕還林」という政策が強力に進められているが、現地の生態に適合し、かつ農民の生活を脅かすことのないような樹種選定（例えば、耕地であったところには果

樹）が望まれる。

日本の環境NGOなどの団体は、故小渕総理が設けた日中緑化交流基金などを活用し、中国各地で貢献的な植樹協力を実行している。植樹は一般的な住民も参加でき、草の根交流としてふさわしいものであるが、植えるだけでなく後々の管理にも留意して協力を行わないと折角の日中友好の事業も徒労に終わしかねない。

これらのこと留意しつつも、この荒れた大地を変えていかないと将来地球にとってとんでもない負荷を与えることになりかねない。日本では、循環型社会の構築が叫ばれているが、中国の西部大開発においても生態環境への配慮を組み込んだ持続可能な開発戦略が不可欠であろう。

(北川 秀樹 京都府庁)

◆大きく対立するアメリカ景気の見方

強弱2つに分かれる 景気指標

アメリカ景気の行方が非常に読みにくくなっている。鉱工業生産指数、稼働率、失業率などが昨年半ばから悪化しているのに対して、年初から連銀が実施した5回におよぶ利下げを好感して消費や住宅建設が持ち直し、GDP成長率も四半期別に見れば急減速はしているもののマイナスにはなっていないからである。果たして景気はすでに底入れして回復が始まっているのか（V字型回復）、後数ヶ月足踏み状態を続けた後年末にかけて再び上昇するのか（U字型回復）、後2～3年低迷が続き厳しい景気後退を経験するのか（L字型回復）ということである。

この分かりにくさを象徴しているのがアメリカの株価の動きである。アメリカを代表する大企業を中心のダウは、昨年1年間を通してボックス圏内の持ち合いの動きを続け、今年の3月、一時的に9389ドルまで急落したもののその後は

急上昇し、昨年4月以後の数回の高値をすべて抜き去ってきている。これに対して、ハイテク銘柄の多いNASDAQは昨年3月高値5049ポイントから今年3月の安値1620ポイントまで1/3に暴落したが、その後は2300ポイントまで回復している。S&P500はダウとNASDAQの中間的な動きをしている。このダウとNASDAQの分裂ということは4～5年前には想像もつかなかつた注目すべき新しい動きである。

強気の見通し、弱気の見通し

①強気派 強気の見通しを唱えるエコノミストは多いが、最強の見方をしているのがクレディ・スイス・ファースト・ボストンのチーフエコノミストであるニール・ソス氏で「景気は2000年末から今年1月にかけて底を打った」GDPの伸び率は「7～9月期、10～12月期はいずれも3.0%と予想する」（日経新聞5月26日）と言う。

もともとアメリカの場合、94～

95年の景気の急回復期に公定歩合を4回切り上げており、96年の年初と98年のロシア危機の際に1度ずつ下げたが99年～2000年の過熱期に再び4回利上げしている。そのため利下げという切り札があったわけで、今年に入ってからの5回の利下げでたちまち消費と住宅建設が回復しているのである。

②弱気派 弱気派も多いが1年前に『根拠なき熱狂』を著したロバート・シラー氏（エール大学教授）はアメリカの株価について、歴史的に見るとS&P指数について「株価収益率（PER）は13～14倍が平均値だ。今でも25倍以上あり、まだ高い」、ダウについても「将来6000ドルで取り引きされるようになることもあり得る」「米国の投機バブルはまだ続いている」として「日本が過去10年間経験したようなことが、米国で繰り返される可能性はある」（朝日新聞4月26日）と言う。

日本では篠原三代平一橋大学名誉教授の論文が注目される。氏は、アメリカでは1961～70年、70～82年、82～91年の3回にわたる9～12年の成長率循環がはっきり出ている。そして、成長率循環の後退

期はいずれも3~4年続いた。91年から始まって2000年にピークをつけた今回の成長率循環においても例外はあり得ず、3~4年の後退が続く。そして、日本ほどひどくはならないにしても「米国の景気後退がかなり厳しいものになると受け止めている」としている(日経新聞4月19日)。中期循環の法則的な見方を適用した数少ない学問的な見解である。

90年代アメリカ経済の構造

日本の平成不況を見て分かるように、景気自体が単なる循環論では捉えられないものであり、循環の因って立つ構造が重要である。当然の事ながら、資本主義分析は構造と循環の両面からなされねばならない。90年代アメリカの経済構造がいかなるものであったかを見てみよう。

①ポスト冷戦 冷戦体制下でアメリカは巨額の軍事費負担に苦しめられてきた。そのため、あわや経済的霸権を日本に奪われそうになるほど経済的に弱体化していた。しかし、冷戦が終了すると軍事費の負担が減るだけでなく、資金と技術と技術者が情報・通信部門へ移動した。インターネットがその中心であることは言うまでもない。90年代のアメリカ経済をリードする産業部門が確立されたのである。アメリカは冷戦の重いくびきを解かれ、世界をリードする新しい経済発展の基盤を築くことができるのである。構造論から見ればこれは決定的に重要なことである。

②財政の黒字化 クリントン政権になってからの長期にわたる好況で財政が改善し、98年度からは

黒字が発生するようになり、2000年度には2300億ドルを超えると予想されている。これだけ巨額の財政黒字は景気後退にさいして財政支出の大幅拡大による対応を可能にし、景気対策の切り札になると思われたが、金持ち減税を唱えるブッシュ政権は直ちにその切り札を切り始めた。

③好況下で累積してきた2つの構造的矛盾 好況期においては好調な景気拡大の深部において不均衡・矛盾が累積していく。通常は景気の過熱によって物価騰貴や賃金騰貴が起こり、利潤率が停滞するとともに利子率が上昇して投資を急減させ景気後退に至るのである。

しかし、90年代のアメリカにおいては生産財、消費財とともに海外から安い製品を調達してきたため、インフレが起きなかった。しかし、このことにより貿易赤字が爆発的に増大し、2000年には4347億ドルにも達することになった。ドルが国際通貨として一定の機能を果たしていること(その根拠に関しては様々な議論があるが)や、日本経

済やヨーロッパ経済もいろいろ問題を抱えているから直ちに起ころうではないが、ドル暴落の可能性が大きくなっていることは確かである。

また、賃金騰貴の面では不法労働者の大量流入と、製造業のホワイトカラーからサービス業へという仕事のランクの低下によって実質賃金がなかなか上がらなかった。このことは景気の持続に役立ったが、景気が本格的な景気後退に陥って失業率が上昇した場合、深刻な社会問題を引き起こすのではないだろうか。

循環論から見た アメリカ景気の現在

このような構造の下で循環論的には前頁に挙げた2つの表が参考になるだろう。

①短期循環説 表1はNBER(全米経済研究所)の決定した日付であり、ほとんどすべての場合これが用いられている。これによれば、拡大と後退の両期間を合わせた循

表1 アメリカの短期循環

	谷	山	谷	拡大期間	後退期間
1	1945年10月	1948年11月	1949年10月	37ヶ月	11ヶ月
2	49年10月	53年7月	54年5月	45	10
3	54年5月	57年8月	58年4月	39	8
4	58年4月	60年4月	61年2月	24	10
5	61年2月	69年12月	70年11月	106	11
6	70年11月	73年11月	75年3月	36	16
7	75年3月	80年1月	80年7月	58	6
8	80年7月	81年7月	82年11月	12	16
9	82年11月	90年7月	91年3月	92	8
10	91年3月				
平均(1~9)			50	11	

(出所) NBER

環の長さは、最長が第5循環の117ヶ月（9年9ヶ月）で、最短が第8循環の28ヶ月（2年4ヶ月）である。平均して、61ヶ月（5年1ヶ月）となっている。

②10年周期説 しかし、回復期と好況期、中間後退（中間恐慌）と周期的後退（周期的恐慌）を区別した独自の循環表（表2）を作ると、異なる事情=10年周期が見えてくる。

好況のピークの間隔を見ると、8年9ヶ月、12年4ヶ月（ベトナム戦争により好況が伸びたため2年ほど長くなっている）、10年1ヶ月、10年6ヶ月となっており、90年2月の次の好況のピークが2000年前後になることは容易に推測できる

（このこと自体は機械的で簡単なことなので、95年に論文に書いている「景気循環のパターンと10年周期」『中京大学経済学論叢』第8号）。

また、92年以来長期にわたって設備投資比率（設備投資/GDP）が上昇しアメリカとしては過去最高水準の14%に近づいていることも景気上昇が限界にきていることを示している。

それ程深刻なものにならない景気後退

以上のことから分かるように、アメリカの景気は「10年周期の法則」から見れば、ピークをつけて調

整局面に入る時期にあり、次のピークは2010年ぐらいまで待たねばならないのではないだろうか。

ただ、その調整期においても、日本の失敗と混乱から多くを学んだ、魔術とも言われるグリーンズパン連銀議長の巧みな金融政策や、日本の株式市場を大混乱に陥れたユダヤ系金融資本が、巨利を得るためにアメリカの金融市場を崩壊させてアメリカ政府やアメリカ国民を敵に回すことではないと思われることなどを考慮に入れれば、調整はするものの、日本よりは景気後退が軽く済む可能性が強いと思われる。

（岩下有司 中京大学）

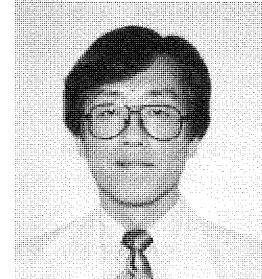
表2 戦後アメリカの循環表

	周期的 後退の 底	↗	回復の ピーク	↘	中間 後退の 底	↗	好況の ピーク	↘	底	↗	好況の ピーク	↘	周期的 後退の 底	1循環の長 さ=底から 底への間隔	回復の ピークの間隔	好況の ピークの間隔	
[プレ循環]										↗	48年 11月	↘	49年 10月			8年 9ヶ月	
[第1循環]	49年 10月					→	53年 7月	↘	54年 5月	↗	57年 8月	↘	58年 4月	9年 6ヶ月		12年 4ヶ月	
[第2循環]	58年 4月	↗	60年 4月	↘	61年 2月					→	(67年) 69年 12月	↘	70年 11月	12年 7ヶ月	13年 7ヶ月	10年 1ヶ月	
[第3循環]	70年 11月	↗	73年 11月	↘	75年 3月					→	80年 1月 (二番)	↘	81年 7月 80年 7月底	82年 11月	12月	約11年	10年 6ヶ月
[第4循環]	82年 11月									→	90年 7月	↘	91年 3月	9年 4ヶ月			
[第5循環]	91年 3月									→	(2000年)						

（筆者作成）

労務管理をめぐる動向と21世紀の課題

成果主義が声高に叫ばれているが、能力主義とどう違うのだろうか。なぜ今、能力主義を捨てて成果主義なのか。そこに用意されている労務管理の具体的な仕組みはどのようなものか。働く人々の立場からみて対抗戦略をどのように立てたらいいのだろうか。



KURODA Ken-ichi

黒田 兼一

はじめに

前世紀の末から続く日本経済の低迷は新世紀に突入しても回復の兆しが見えない。兆しが見えないだけでなく、これまで日本経済の成長を支えてきた「日本の経営」が「全面否定」され、それに変わるまったく新しいやり方が推奨されている。ほんの数年前までは「成果主義」という言葉は市民権をもっていなかったが、今日では「成果主義」が「能力主義」に取って代わろうとしている。

なぜ「能力主義」を捨てるのか、「成果主義」とは何か。成果主義の提唱には客観的根拠があるのか。以下ではこれらを問いかながら、新世紀の課題について考えてみたい。

I 財界は何を主張しているのか

まず財界の主張を確認することからはじめたい。

日経連が1995年に発表した報告書『新時代の

「日本の経営』で述べられていることを、同じ日経連の約30年前の報告書「能力主義管理」(1969年)と対比してみると、以下の二つの点に気づかされる。

第1に、「年功制」を全面的に排除しようとしている。「能力主義管理」は、年功制の全面否定ではなく、「画一的年功制からの脱皮」、つまり二面評価であった。これに対して「新時代の日本の経営」では、その全面的な排除が志向されている。終身雇用と年功制とが足枷になって、「日本の経営」の「優れた」側面が機能不全に陥っている。「運営面の制度や仕組みは環境の変化に応じて変える必要がある」と。

第2に、集団主義を否定し個別化を志向していることである。「能力主義管理」では「日本人の民族性の特性である集団主義」を積極的に利用するという姿勢であったが、今回は“個”を重視して「個性と創造力」を積極的に引き出していくとしている。

年功制の排除と個の重視というこの主張はその後いっそう強まり、新自由主義(新保守主義)、規制緩和論、「新資本主義」(ニューエコノミー)の台頭のなかで、市場での自由な競争こそ(のみ)

が社会進歩をもたらすのだとして「雇用分野に市場メカニズムを機能させる」(97年、経済同友会)ことをすら提起するようになった。それはたんに労働法制上の規制緩和だけではなく、もう一步進めて、採用、配置、解雇、賃金、教育訓練など企業内的人事労務管理にも市場メカニズムを導入すべきことを主張している。

こうして財界・経営者が志向する人事労務管理の21世紀戦略は、これまでのように、傘下の従業員を丸ごと企業内に抱え込んで、相互に競争させるのではなく、そこに市場メカニズムを利かせることで、人事と待遇を「成果・業績」で個別化し、雇用を流動化させ、企業の枠を超えて個々の労働者を互いに競い合させ、促進するものでなければならない、ということになる。

II なぜ成果主義なのか

(1) グローバリゼーションが日本企業にもたらしたもの

「日本の経営」を解体し、新たな労働者支配システムを構築しようという方針は、財界の願望ではあるが、根拠のない主觀に基づくものではない。この点に関して、ここでは「グローバリゼーション」と呼ばれる問題と「IT革命」の進展とともになう問題をとりあげる。

前者のグローバリゼーションをどう把握すべきか。その本質的な議論はさておき、この言葉で括ることができる要因を3点指摘しておきたい。一つは日本企業の多国籍企業化という意味でのグローバリゼーション、二つは企業間競争が文字通り地球的規模で展開されているという意味で、競争のグローバリゼーション（メガ・コンペティション＝大競争）、そして三つ目には女性差別と長時間労働などが国際的に批判され、労働条件と労働慣行のグローバル・スタンダードをもはや無視しえなくなってきたことである。

第1の点に関していえば、多国籍企業となった日本企業は「能力主義管理」に代表される大企業の管理体制の放棄を余儀なくされた。従業員を丸ごと抱え込みながら仕事に専念させるやり方や下

請け体制はいずれも「輸出」できないからである。日本企業のグローバル化にともなって、「日本の経営」の心臓部分（「能力主義管理」）の大手術が必要なのだという認識にいたったと考えられる。

第2の要因は多くの要因はあるまい。企業間競争が、国際的企業内分業に支えられつつ、国の枠を超えて激化するメガ・コンペティション時代、このような時代の労務管理の仕組みは、大企業の男性従業員を企業戦士として長期にわたって育成・「能力」開発し、企業目標達成に向けて相互に競争させるシステムではありえない。ルーチン化された仕事は国際分業もしくは「アウトソーシング」（外注）すればいいのであって、月並みではない「創造力」溢れた高い成果と業績をあげられる労働者だけをいかに効率よく雇用していくか、企業の論理からはこのようなことを可能にする管理システムが求められる。

第3の要因に関して、長時間過密労働、過労死、女性差別など企業中心主義＝日本型企業社会の負の側面を、日本の財界自らが、人事労務管理の大改造の根拠にしていることを看過してはならない。企業がグローバル化すればするほど、世界の国々の働きかせ方と働き方に否応にも影響を受け、日本国内の職場ももはや「鎖国」状態であるわけにはいかなくなつた。ただしその応え方はアメリカン・スタンダードをグローバル・スタンダードと捉え、いわゆる新古典派経済学＝市場万能論に依拠して、「雇用分野に市場メカニズムを機能させる」方向である。

(2) 「IT革命」が労務管理にもたらしたもの

財界が「日本の経営」と「能力主義管理」の解体をめざす根拠について、もう一つの重要な要因として、情報化の進展によって、社会と企業が必要とする仕事（労働）の質が大きく変化してきたことがある。

情報と通信機器の進展は、一方では膨大な情報（データ）を入力・加工する作業にかかる低所得の労働者を大量に必要とさせるし、他方ではそこで処理された情報（データ）を駆使して、問題を発見し、分析し、交渉し、解決するための職種

を必要とするようになる。研究者、技術者、ソフトウェア技術者、各種コンサルタント、システム・アナリストなどを典型職種とする彼らが重要な役割を果たすことになる。これらは未知な問題への分析、解説、交渉、解決能力であるから、これまでの日本の得意技=OJTでは育成できない。したがって問題はこの新しい職業能力をどう育成し、調達するかにある。しかも彼らの仕事の如何は全体の成否を左右するから、彼らをどう管理し、どう処遇するかは重大な問題なのである。

III エンプロイヤビリティとコンピテンシー —労務管理の個別化と成果主義

(1) 職能資格制度の機能不全

職能資格制度はこれまでの日本の労務管理の中心システムとして、労働力の効率的な利用という面でも、また労働秩序の維持およびモラールアップという面でも、その役割を果たしてきた。

職能資格制度が十二分に機能できたのには、前提がある。それは、きわめて高い経済成長を背景にして、職務遂行が各人の個性に大きく依存しないような、一定の「能力」をもっていればほぼ全員が同じ程度の成果をもたらすような、そのような非個性的な職務が中心であったことである。このような状況下では、傘下の従業員を丸ごと企業内に抱え込んで、相互に競わせながら、全員一丸となって企業目的達成にむけて専念させることが肝要である。いうなれば、それはキャッチアップ型経済社会の人事労務管理システムとして機能したとみるべきであろう。

ところが経営環境の変化のすべては、このような前提条件を失わせている。各人のもつ「能力」と個性が職務遂行の質と量に重大な影響を与えるような職務が増大し、また長期雇用とOJTでは能力育成できないような職種が増大しているからである。

新しい労務管理システムは、内部労働市場を外部労働市場の状況に敏感に反応させ、成果・業績に基づいて処遇する、このようなことを可能とするものでなければならないとされる。雇用の流動化をめざすためのエンプロイヤビリティ、そして新しい処遇基準としてのコンピテンシーがそれである。

(2) エンプロイヤビリティ—雇用の流動化策

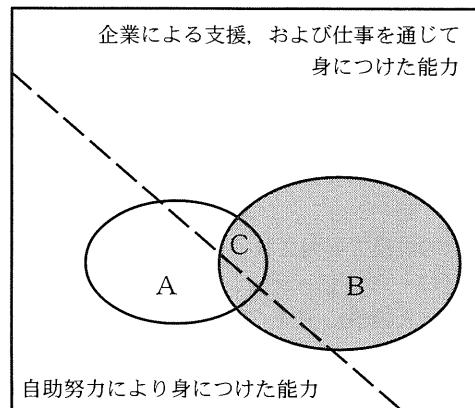
アメリカでは、1980年代に、ホワイトカラーを中心にかなりの数の人員整理がおこなわれた。そのことが従業員のモラールの低下を招くことになり、90年代に入って、それを改善しようという努力がなされた。エンプロイヤビリティ(Employability)という考え方はこの過程のなかで生まれたものである。すなわち労使関係の改善とモラールの向上をねらって、特定職種・職務の永続的な保障はしないが、しかしその代償として、別の職種・職務を遂行できるように、能力向上の機会を提供する、というものであった。

ところが日経連がこの言葉に飛びつくとき、別の意味合いと意図が込められる。

1999年、日経連は独自のNED(Nikkeiren Employability Development)モデルを提唱した(図1~3参照)。

図1

日経連エンプロイヤビリティ・モデル
< NED モデル >



アメリカでの理解とは違って、ここではエンプロイヤビリティがより広い意味で捉えられてい

図2

「従来型」エンプロイアビリティ形成

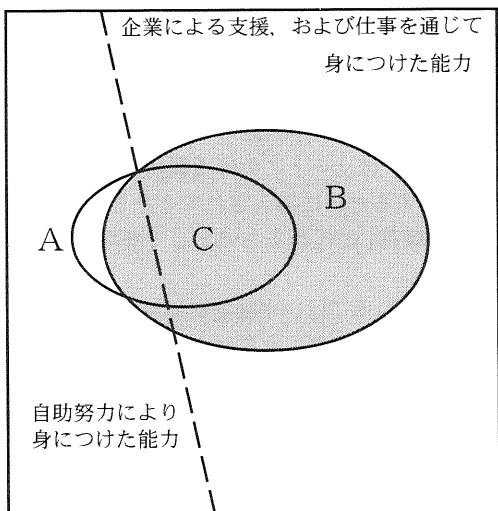
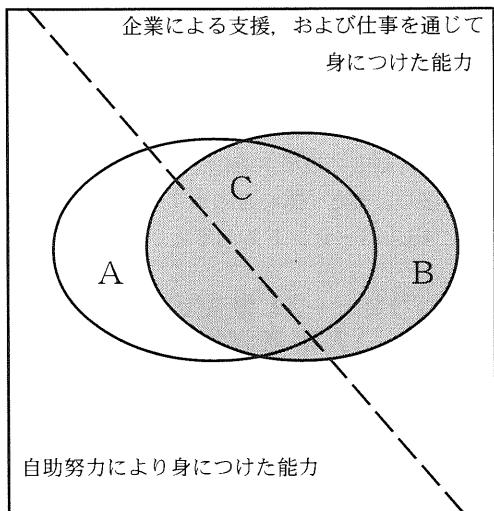


図3

「変化対応型」エンプロイアビリティ形成



出所) 日経連教育特別委員会・エンプロイアビリティ検討委員会報告「エンプロイアビリティの確立をめざして—「従業員自律・企業支援型」の人材育成を—」

る。すなわち「労働移動を可能にする能力(A)」(狭義のエンプロイアビリティ)に「当該企業の中で発揮され、継続的に雇用されることを可能にする能力(B)」を加えた、「雇用されうる能力」という広義に概念化すべきだというのである。ついでにいえば、両方の円が重なっている部分(C)は企業内部でも外部でも双方に通用するような能力ということになる。この図にはもう一つ、次元がある。それはエンプロイアビリティをどのようにして身につけたのかをみようとするもので、「自助努力で身につけた」か「企業による支援および仕事を通じて身につけた」のかで二つの領域に分割されている(図では破線で区分されている)。

さて日経連がこのNEDモデルを考案したのは、終身雇用と年功制を基本とした企業主義的な「従来型」(図2)から、経済・社会の変化に対応できるフレキシブルな「変化対応型」(図3)に変えるためである。すなわち、従業員一人ひとりに転職が可能な能力をつけさせること、しかも会社をあてにするのではなく自分で自覚的に能力向上に勤しませるためである。これから従業員は一企業での長期雇用を当てにするのではなく、自覚的に自己研鑽を積んで、エンプロイアビリティを高め、転職しやすい条件を作り、自ら雇用を確保する必要があると。雇用を流動化させ、人材のJIT化(必要な人材を必要な所に必要な数だけ供給する)を促進する。これがNEDモデルの意図である。

(3) コンピテンシー —職能資格制度の成果主義化

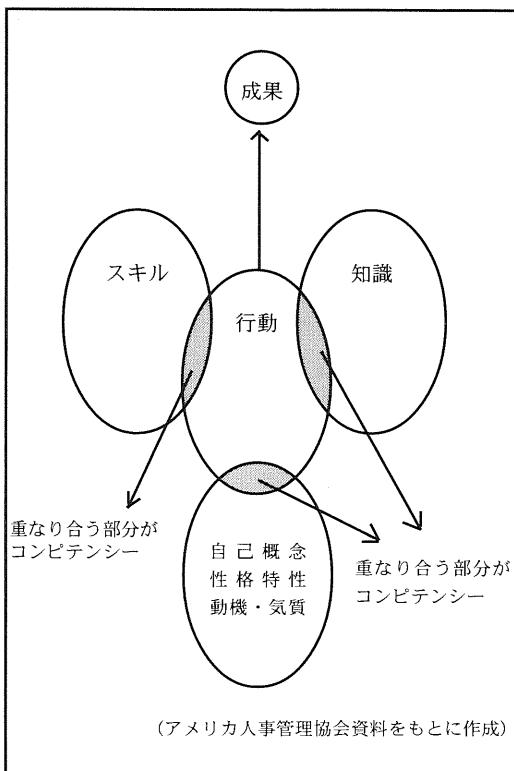
このところコンピテンシーという言葉がちょっとしたブームになっている。大企業を中心に、従来の「職能」概念に代えてこのコンピテンシー(competency)を導入したという事例が増えている。

このコンピテンシーもまたアメリカ仕込みの考え方である。既述した80年代後半のホワイトカラーの人員削減は、管理職層の数を減らすという形でおこなわれた。いわゆる「組織のフラット化」である。これによって中間管理職層を大幅に削減させたが、しかし影響はそれだけにとどまらない。組織のフラット化は、残った人たちで仕事をこなさねばならないから、一人ひとりの仕事

(職務)が横に広がっていき、職務や職域の幅が拡大することを意味する。このことはそれに応じた処遇を不可欠とする。こうして多様な職務遂行に対応した処遇管理のために打ち出されてきたのがコンピテンシーであり、職務給に人事考課を導入した新しい賃金形態 (Skill/Knowledge-based Pay, Pay for Performance, Performance Related Pay, Range-rate / Bands Pay, Variable Pay) であった。

図4

コンピテンシーと成果、行動、能力(知識、スキル)、性格の関係



(出所)『労政時報』第3410号(1999年8月)
2ページより

アメリカ訓練開発協会によればコンピテンシーとは「高業績者がもつ普通人とは違う能力」とされ、通常は「高い業績をもたらす行動特性」と訳

されている。つまりは「高い業績を上げることができる行動や能力」、それも行動が全面に出るから「顕在化された能力」ということになる。図4に示されているように、ある達成すべき目標に向かって、高業績につながる「性格」(動機、特性、自己概念)、「能力」(スキル)、「知識」などを繋いで達成する行動のことであるとされる。ここで留意すべきは、それが組織のフラット化に随伴して、フレキシビリティに欠ける職務中心主義の限界を克服するために導入してきたことである。いわば「職務」に代わるものとして登場してきたといえる。

ところで日本ではいま職能資格制度の限界が指摘され、成果(業績)主義に立脚した「職能資格制度のバージョンアップにコンピテンシーの概念を導入できる」と考えられている。これまでの日本の「能力」概念がどちらかというと潜在能力を含んだものであるのにたいして、このコンピテンシーは、成果をもたらした「行動」から能力を見直したもの、潜在能力を排除した「能力」とみなすことができるからである。「能力」から「成果」や仕事に軸足を移していくこと、「潜在能力」から「顕在能力」に処遇基準を変更させていくこと、その際に、コンピテンシーを応用して職能資格制度を修正しようというわけである。事実、社会経済生産性本部の99年調査では、既に2割近くが「活用もしくは活用を計画」しており、それも職能資格制度の成果主義化という方向での活用事例が多い。また「関心をもって検討中」の企業が実際に45.4パーセントもあるという。

おわりに—21世紀の課題— 新しい人事考課制度への模索

「新時代の日本の経営」以降、年を追うごとに財界の21世紀戦略の姿が鮮明になってきた。中高年層にリストラという苦痛を強いながら、日本企業の成長を支えてきた人事労務管理の基本原理にいよいよメスが入れられつつある。そのねらいは雇用のあらゆる領域に市場メカニズムを機能させることにある。労務管理としては雇用の流動化と成果主義化がその基本的方向ということであろう。

この後者について、述べてきたようにコンピテンシーを応用して職能資格制度の成果主義化をはかるという傾向が強まっている。これが主流になるか否かは即断できないが、しかし確かなことは、どんな人事システムであっても、おそらくますます人事考課が枢要なものとなるということである。成果をどう判定するのか、コンピテンシーの評価をどうするのか、これらの如何が働く人々の生活を左右することになる。一人ひとりの労働者が個人として自立し、市場価格と競争に翻弄されることなく、働きがいと豊かな職業生活を享受するためには、人事考課の抜本的な改革が不可欠なのである。少なくとも、①何をどのように考課するのかという考課項目と考課の基準、②考課の客観性と納得性を高める方法や制度、③納得できない考課結果を是正させるための救済制度、この3点を中心に、考課する側とされる側で、すなわち労使間で新しい人事考課のあり方をめぐって交渉し、合意されたルールづくりが必要である。

雇用の流動化に関連した人事労務管理として主張されていることは、95年の「新時代の日本の経営」で提起された雇用ポートフォリオ論であり、また本稿で述べてきたエンプロイヤビリティ論である。いずれも雇用の流動化を促進するための人事政策である。

働く側からこの問題に関わる課題として考えるべきことは多くあるが、正規雇用と非正規雇用の待遇格差の是正がその一つであろう。この点で、いまオランダに注目が集まっている。オランダモデルとか「ダッチ・モデル」と呼ばれているが、その骨格部分はフルタイム労働とパートタイム労

働の間のあらゆる差別を禁止することである。そうすることでパートタイム労働を増大させ、ワークシェアリングを通して失業率を下げ、同時に時間短縮も実現させつつ、しかも経済を回復させたのである。両者に差別がないから、人々は自分たちの生き方にあった新しい働き方が可能になったといわれている。例えば、夫婦二人で「1.5人」前の働き方を選ぶ、育児や高齢者介護に合わせた働き方を選択する、また一つで定収入を得ながら、もう一つでチャレンジする働き方を選ぶ、などである。このような新しい多様な働き方が可能となつたのである。

雇用の流動化、雇用の多様化にたいする労働側の対抗戦略として、このオランダモデルから学ぶ点は多い。このオランダモデルの地点から雇用ポートフォリオ、エンプロイヤビリティに照射してみる価値はありそうである。

参考文献

- [1] 相澤與一・黒田兼一監修『グローバリゼーションと「日本の労使関係』新日本出版社、2000年。
- [2] 太田隆次『アメリカを救った人事革命コンピテンシー』経営書院、1999年。
- [3] 木下武男『日本人の賃金』平凡社、1999年。
- [4] 長坂寿久『オランダ・モデル』日本経済新聞社、2000年。
- [5] 原田實・安井恒則・黒田兼一編著『新・日本の経営と労務管理』ミネルヴァ書房、2000年。
- [6] 日本経営者団体連盟『エンプロイヤビリティの確立をめざして』1999年。

(くろだ けんいち 明治大学)

ポスト日本型企業 社会とジェンダー

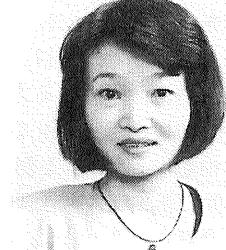
—公平性・平等性を前提にした 新たな共同の枠組みへ—

日本型企業社会が変容するなか、そこに組み込まれたジェンダー構造も揺らぎ始めている。日本型企業社会に代わる新たな共同性は、多様性を前提に、個の独立性、公平性、平等性を備えたものであるとともに、国民の側が市場をコントロールできる多元的な仕組みをもつことが求められている。

はじめに

雇用における女性の地位の低さや家族における性役割分業の強さなど日本における堅固なジェンダー構造は、「日本型企業社会」、その中核をなす日本の雇用制度と深く結びついていること、また同時に女性のそのような位置づけこそが日本経済の強さの源泉といわれている「日本型企業社会」を支えてきたことについては、既に基礎経済科学研究所編『日本型企業社会と女性』でも十分明らかにされてきた¹⁾。本稿では、そこから出発して「日本型企業社会」に組み込まれたジェンダー構造の転換にとって何が契機になり得るのか、またジェンダー構造の転換が、「日本型企業社会」に代わるどのような選択肢（共同性）を提供してくれるかについて考えてみたい。

その場合、鍵になるのは個の独立性、自己決定権、平等、公平といった近代的人権を中心に据え



ISHIDA Yoshie
石田 好江

ることである。いま、市場化の進展の中で、「日本型企業社会」、その中核である日本の雇用制度が変容を余儀なくされている。それとともに、その中で抑圧されてきた個の独立性・自己決定権が認識されるようになってきた。市場原理には旧い規範を崩壊させ、商品所有者相互の自由で対等な関係をつくりだすという側面をもっているのである。とはいっても、優勝劣敗の市場原理は決して優しいものではない。労働力商品の所有者相互の自由で対等な関係の背後には市場価値による過酷な序列化があることも事実である。しかし、労働力商品の所有者相互の自由で対等な関係をつくるこの過程を通過することなしには、新たな社会的枠組みを築く「個」としての主体的な力量を獲得することができないこともまた事実なのである。ただ、間違なく、近代の枠組みの中で個の独立性・自己決定権を取り戻す過程は、労働力再生産過程（家族）を変容させ、資本主義システム自らの土台を搖るがすことになるといえよう²⁾。

I 日本型企業社会とジェンダー構造

野村正實氏は、かつて東畠精一、梅村又次が用いた「全部雇用」の概念を使って、日本の雇用構造を分析している³⁾。国際的にみて著しく低い日本の失業率すなわち「全部雇用」は、大企業における雇用保蔵や中小企業の不況期にみられる採用意欲などによって可能になったという見方が一般的であるが、実はそれを可能にした最大の要因は、好・不況の度に景気の調節弁として労働力と非労働力の間を出入りしている「女性」労働者という名の縁辺労働力の存在であり、そのプールとしての「家庭」の存在であると説明している。言い換えれば、「全部雇用」を可能にしたシステムは日本資本主義にとっての、男性労働者にとってのセーフティネットであり、それは女性たちの経済的な依存と引き換えにつくられたシステムなのである。

それでは、女性たちの生活は、自由を剥奪された惨めなものであったかというとそうではない。安定した雇用と収入のもとで相対的な「自由」を享受するというかたちで、女性たちは奪われた経済的自由を埋め合わせてきたのである。女性たちのこのバランスのとりかたを支えてきたのが、まさに「近代家族」イデオロギーである。同時に男性たちの世界に類をみない長時間労働と「会社人間」「企業戦士」と呼ばれるような働き方を可能してきたのも「近代家族」イデオロギーのもと、職場で希薄化された自己を、家庭というプライベートな領域を確保することで埋め合わせることができたからである。

ここでいう「近代家族」イデオロギーとは、背後にある性支配の権力構造を隠し、「愛の共同体」の名のもとに「男性は外で働き、女性は家庭を守る」という特定の家族のあり方を普遍的なモデルとするイデオロギーをさすが、その「近代家族」モデルの定着に最大の役割を果たしたといわれるのが「家族賃金」イデオロギーである。「家族賃金」とは夫の賃金に妻子の再生産費を含む賃金をいうが、欧米では歴史的にみて「家族賃金」を満たしうるような賃金が支払われていた層はごく限

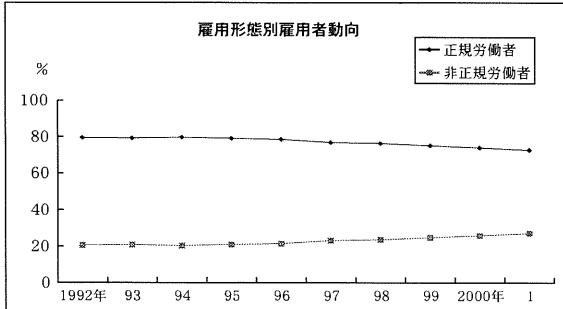
られた層であったといわれており、「家族賃金」は専ら「近代家族」モデル定着のためのイデオロギーとして貢献した。女性は男性に経済的従属をするものという観念は女性を家庭内においては従属性の地位に、労働市場においては二流の労働者に位置づけることになった。欧米では「観念」に過ぎなかった「家族賃金」が、先進国で唯一現実化するのが日本である。生活費にリンクした年功的な本給、各種家族手当、企業内福利厚生費、能力給に反映される不透明な考課査定等の日本的な賃金は、日本の「家族賃金」として現実化した。

日本におけるジェンダー構造は、さらに社会保障制度や税制度によっても補強される。年金や健康保険の第3号被保険者制度、配偶者控除や配偶者特別控除などの税制度、あるいは離婚母子世帯のように「近代家族」モデルから外れた家族に対する厳しい公的扶助など、現行の社会保障制度や税制度は、女性を夫の被扶養者とする「近代家族」モデルを推奨し、維持する役割を担ってきた。低い離婚率、出産・育児期の低い労働力率、大きな男女間賃金格差、性別職務分離などにあらわれるような欧米先進国と比べて特異な、そして堅固な日本のジェンダー構造は、日本の「企業社会」の構造と一体となって出来上がっているのである。

II 日本型ジェンダー構造の変容

(1) 雇用の流動化とジェンダー構造の変容

日本型ジェンダー構造は、「日本型企業社会」とその中核をなす日本の雇用制度に組み込まれて一体となって出来上がっているが、いまその日本の雇用制度が動搖するのにともなって、それに組み込まれたジェンダー構造も揺らぎ始めている。日本の雇用制度の特徴は、長期的な人材育成を前提とした新卒一括採用・長期継続雇用にあるが、そこがいま流動化という形で変容しあげていている。最新の総務省「労働力調査特別調査」(<http://www.stat.go.jp/data/routoku/sokuhou/2gatsu/1.htm> 参照)によれば、非正規社員・外部社員の雇用者全体に占める割合は、パートタイマー約15%、契約登録社員・派遣など外部労働



力約12%, トータルで非正規社員は約27%になっている。その活用の仕方は業種によって多様であり、従来の補助的・定型的業務だけでなく専門的業務や判断業務における活用など、非正規雇用者を戦略的に活用していくという姿勢が強まっている。

このような流れの中で、多様な雇用形態の本格的な活用は、非正規雇用を正規雇用と並ぶ良好な雇用機会にするために特定の雇用形態の者だけが不利益をうけることのない、雇用形態に中立的な制度を要請してきている。この現れが、均等待遇原則を謳ったILO「パートタイム労働に関する条約」(175号条約)であり、不十分ではあるが厚生労働省『パートタイム労働に係る雇用管理研究会報告』である。また、経済学においても近年、パートタイム労働の低賃金が経済学的に説明できないことを計量的に実証する研究が出てきている⁴⁾。そこでは、パートタイム労働の低賃金の背後には性による分断があり、そのことが市場を阻害していると確認され、最低限、市場に対して賃金等の処遇を公正にすべき(「均衡」をはかるべき)であるという合意が生まれつつある。また、拡大しつつある専門的業種や判断業務における非正規雇用は、ジェンダーの偏在や低い労働条件という問題を残しつつも、これまで労働率の低かった大卒女性に格好の就業先を提供していることも事実である。

(2) 個別的・成果主義的人事制度導入と ジェンダー構造の変容

これまでの日本的人事制度は、潜在的能力や属性的要素を評価対象とした職能資格制度が主流であった。しかし、ここにきてその人事制度が潜在的な能力(将来において期待される能力)から、

顕在的な能力(結果としての実力)や成果・業績そのものを評価するものに変わりつつある。職能資格制度は能力主義の人事制度といいながら、指導力、判断力といった曖昧な能力(潜在的な能力)を評価する制度であったために、実際は年功的に運用せざるをえず、高コストのシステムになってしまい見直しを迫られているのである。とはいえ、いまのところ日本企業の多くは職能資格制度を手放そうとしているわけではない。日本労働研究機構『管理職層の雇用管理システムに関する総合的研究(下)』(1998年)等をみると、管理職には多くの企業で成果主義が導入されているが、若年層のホワイトカラーについては、短期的な業績を評価基準とする成果主義は人材育成という観点から問題があるとみなされ、依然職能資格制度が適用されている。

それでは人事制度のどこが変わったかというと、最も大きく変わったのは人事考課など評価制度の透明性が高まったことである。賃金に個人差をつけるためには納得性が得られなければならないことから、評価基準を明確にし、その情報を開示することなどが行われるようになった。また、いくつかの先進的な企業では職務を明確にした上で、その職務に必要な行動特性を具体的に示し、それにもとづいて能力を評価するコンピテンシー評価も導入されてきている。しかも、コンピテンシー評価は個人の能力や業績評価を仕事・職務の基準にしているため、単に職能資格制度の修正にとどまらず職務給や仕事基準の給与へと向かわざるを得ない。その意味では、現在の制度変更はさらに「構造転換」へと向かう可能性を含んでいるといえる。このような人事制度の個人化や透明性の高まりは、不透明で恣意的な評価によって差別を受けてきた女性にとって歓迎すべき流れであり、性に中立的な賃金制度への第一歩と考えることができる。

III 公平性・平等性を前提とした 新たな共同の枠組みへ

市場化は旧い規範・制度を解体する方向で進んできた。機能不全に陥った規範や制度が破壊されるのは時代の必至の流れである。問題はその後に

どのような共同性（規範、制度、仕組み等によってつくられる）を築くかである。求められる新たな共同性は、日本の雇用制度・日本型企業社会のような全人格的、恒常的なものではなく、多様性を前提に、個の自立や公平性・平等性を備えたものになる。一方、日本型企業社会というセーフティネットの崩壊はリスクを高め、社会の不安定性を増加させることも確かである。ただ、こうしたリスク社会への対応が規制の強化や福祉国家政策一辺倒で行なわれることは、いまや有効でなくなっていることだけは、はっきりしている。必要なのは多元的な仕組みによって国民の側が市場をコントロールできるようにすることである。

(1) 個人に中立な人事制度へ

既にみたように、日本企業内部の大きな変化は、雇用関係が個別化し労働条件も同一企業内であっても多様化、多元化してきていることである。それにともなって問題になるのが、個別的な苦情処理や紛争解決をどうするか、人事制度における公平性をどのように確保するかなど雇用関係の個別化への対応である。前者については、厚生労働省からも「紛争調整委員会」による調停等による斡旋を中心とする「個別労働関係紛争の解決等に関する」法案が発表されており、増加する労働相談や個別的な紛争への対応システムの必要が論じられている。政府案等についての議論は専門家に譲るとして、こうした機関については第三者機関としての中立・公平性、手続きにおける簡易・迅速性、アクセスの利便性などが確保されなければならないことはいうまでもないが、他方、迅速性や柔軟性を欠くことの多い公的な機関の機能を補完する自発的な市民団体等による相談や問題解決の役割も社会的に大きくなっていくものと思われる。

後者については、人事評価に労働組合や労働者がいかに参加・関与するかが鍵になる。人事評価をいかに透明なものにしようと、評価 자체は人間が行なう以上、主観を完全に排除し中立・公平な評価を行なうことは難しい。しかも成果・業績主義の賃金制度は、個人に差をつけることを前提とした制度であることから、常に格差が合理的であるかどうかを判断していなければならぬ。中立・

公平な評価は、労働組合や労働者の参加をはかりながら、評価の見直しを繰り返し行なうことによってはじめて可能になる。そのためには、労働組合や労働者の参加の仕組みをつくることが必要である（連合総合生活開発研究所『雇用と人事待遇の将来展望に関する調査研究報告書』1999年、においても労働組合の政策課題として提起されている）。

(2) 雇用形態に中立な雇用管理へ

非正規雇用者の基幹的・恒常的な労働力としての活用が進むにしたがって、それらを良好な雇用機会にすることが課題として認識されるようになってきた。そうしたあらわれの一つが旧労働省『パートタイム労働に係る雇用管理研究会報告』（2000年4月）である。そこでは、パートタイム労働者が正規雇用者と同じ職務を行っている場合をAタイプ、異なる職務を行っている場合をBタイプとし、Aタイプについては時間当たり賃金を正規雇用者とバランスをはかるための指標（ものさし）等として示されているのに対し、Bタイプについては、格差の納得性を高めるための情報や相談体制の整備が提案されている。従来の「パートタイム労働法」からは一步進んだものにはなっているが、示された内容は正規雇用者と同じ職務に従事するパートタイム労働者との不合理な差別を認めた新白砂電気事件の和解内容や丸子警報器事件の判決に追随したにすぎないともいえる。この報告（提案）では、パートタイム労働者の圧倒的多数を占めるBタイプ労働者の待遇改善の見込みは薄い。職務や仕事を基準にしない日本の雇用制度のもとでは正規雇用者と同じ職務に従事しているパートタイム労働者など、いないに等しいからである。こうした現状を踏まえるならば、パートタイム労働を良好な雇用機会にするためには、異なる職務や義務に配慮した同一価値労働同一賃金原則（均等待遇原則）の適用は不可欠である。これまで、わが国の労働組合は均等待遇にあまりに無関心であった。まずは労働組合自身が、家事・育児を引き受けてくれる妻をもった男性正規労働者を、典型的労働者（モデル）とする考え方から脱却する必要があろう。

同様のことは、派遣労働者や契約社員等についてもいえる。労働市場の流動化は、これらの労働

が正規雇用者と変わらない、公正で良好な雇用機会になっているという前提条件が整備されてはじめて可能になる。また、このような条件整備をすすめ、企業との交渉力を確保するためには、地域ユニオン等に代表されるような、単一の企業の枠を越えた、横断的な労働者の組織化が求められている。

(3) 個人に中立な社会保障制度へ

現行の社会保険や年金制度は、自営業等の1号被保険者、給与所得者の2号被保険者、2号の被扶養配偶者である3号被保険者の3種類に分かれている。1号と2号の被保険者は保険料を負担しているのに対し、3号被保険者のみ（年収が130万円以下）保険給付を受けることができるが、保険料は支払う必要はなく、夫の属する保険の被保険者全体でその分を負担することになっている。この第3号被保険者制度は近年、給与所得者の妻という身分の女性のみを特別に保護・優遇する制度としてその不公平性が指摘されている。また、この制度は女性たちに特典を生かす範囲内である130万円以下に（配偶者控除における要件とあわせた場合には103万円以内に）年収を調整することを促し、女性たちの働き方を家計補助的なものにとどめさせる役割を担っており、女性の就業の自由を制限するものもある。

世帯主である男性の安定した収入を守ってきた日本の雇用制度の揺らぎや多様な就業・雇用形態の拡大は社会保障制度の見直しを迫っている。その先駆けがドイツである。ドイツではこれまで低賃金雇用者については、その雇用者も使用者も社会保険料納付が免除されていたが、このほど低賃金雇用者を雇う使用者に対して社会保険料の納付を義務づける方向で法改正が行われた⁵⁾。雇用形態の柔軟化・多様化への対応として標準的労働関係を維持することが今改正の目的であるようだが、非正規雇用を正規雇用と変わらない良好な雇用機会にするためには、ドイツのこのような動きも参考となる。社会保障制度は雇用や就業の形態に中立でなければならないし、まして就業意欲を抑制するようなものであってはならない。

日本的雇用制度の変容は、社宅や住宅資金融資、退職金制度（退職一時金・企業年金）などの

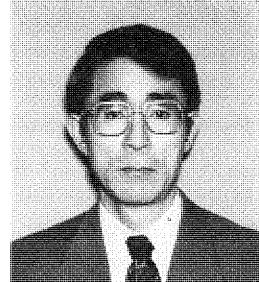
企業の福利厚生施策にも影響を及ぼし始めている。これらは企業の裁量に任されている法定外福利厚生であるが、税制上の優遇措置制度によって公的な社会保障制度を代行・補完する役割を担ってきた。社会保障の補完として生活保障の一端を担うものとしては一定の公平性が確保されることが求められるが、現状をみると、企業の福利厚生はその恩恵を受ける大企業労働者と受けない小規模・零細企業労働者との間に大きな格差を生み出すとともに、福利厚生に対する税制上の優遇措置がその格差をさらに拡大させてきた。また、福利厚生は「会社人間」に象徴されるような個の独立性を奪うものでもあった。いまその企業（大企業）の福利厚生施策が転換を迫られ、金額と内容の縮小から、福利厚生施策の及ぶ従業員の範囲の縮小、あるいは福利厚生の賃金化・福利厚生からの撤退へと進んできている。勤務先の規模や雇用形態で大きな格差が生まれるような制度は、時代に適合的ではない。雇用の流動化が真に個人の独立性を増すものになるためには、個人に中立な、生活の基本部分を支える社会保障・社会福祉制度が不可欠である⁶⁾。

- 1) 基礎経済科学研究所編『日本型企業社会と女性』青木書店、1995年。
- 2) 本稿の一部は、拙稿「日本型ジェンダー構造の変容と転換」（碓井敏正・大西広編『ポスト戦後体制への政治経済学』大月書店、2001年）と重なっている。
- 3) 野村正實『雇用不安』岩波新書、1998年。
- 4) 古郡鞘子『非正規労働の経済分析』東洋経済新報社、1997年。中田喜文「日本における男女賃金格差の要因分析」、中馬宏之・駿河輝和編『雇用慣行の変化と女性労働』東京大学出版会、1997年、永瀬伸子「女性の就業選択」（同上）など。
- 5) 緒方桂子「社会保険非適用限度内就業と社会保険財政の問題——いわゆる630マルクジョブに関するドイツ社会法典の改正とその意義1・2」『賃金と社会保障』No. 1275, No. 1276, 2000年
- 6) 拙稿「福利厚生施策と生活者の自立と共同」、日本家政学会生活経営学部会編『福祉環境と生活経営——福祉ミックス時代の自立と共同』朝倉書店、2000年

（いしだ よしえ 所員 愛知淑徳大学）

男性中心社会を どう改革するか

企業中心社会としての日本社会は男性中心社会でもある。憲法では「両性の平等」が言われ、労働基準法では「男女同一賃金」が規定されているながら、女性は企業の役員や管理職から排除され、長時間の家事労働を背負わされ、大きな賃金格差を被っている。本稿では時短とパート賃金を軸にどうすればこれを変えることができるかを考える



Morioka Kōji

森岡 孝二

はじめに

21世紀の課題についていろいろな議論があるなかで、「男女共同参画」が政府、自治体で議論され、法律や条令にもなっている。一部には女性の進出が目覚しいという議論がある。見方によつてはそうともいえなくはないが、一向に進んでいないともいえる。この報告では、企業における性差別に焦点を絞って、共同参画は進んでいないという視点からいま何が問題なのかを考えてみたい。

語呂合わせでいうと、エラリー・クィーンではないが、企業中心社会、男性中心社会の日本は、「Gの悲劇」に直面している。まず、Gender問題がgender gap、性別格差として厳然と存在する。そのうえ多くの人々がGroggy、すなわち疲労、病気、フラフラになった状態で働いている。くわえてGeneration、世代の再生産の歪みを示す少子高齢社会の問題がある。これは一方で介護の問題、他方で育児の問題に関わっている。さらに日本の社会を見ていくときには、日本企業の

Governance、情報開示や説明責任などのコーポレートガバナンスの問題も考えなければならぬ。

議会で見ると女性の進出が目立つといつてもなお、進んだ参議院で18%、衆議院ではまだ5%くらいにとどまっている。政府や自治体の各種審議会では女性の比率が問われて、とくに東京圏では、問題領域によっては、女性の奪い合いになつていると聞く。それでも女性比率はせいぜい2割程度。企業の意志決定過程では事態は極端にひどい。『男女共同参画社会白書』の2000年版によると、上場会社の役員40,111人のうち女性役員は99人、全体の0.25%にすぎない。アメリカでも、会社役員の女性比率が問題になっている。とはいえ、大企業1500社では取締役中、女性が約10%を占めているが、日本はコンマ以下である。

Genderの問題はもう一つのG、すなわち地球環境問題(Globe)とも無関係ではない。しばしば女性フレンドリーでない企業は環境にもフレンドリーでないとと言われるが、それがよく当てはまるのは日本企業だといえる。

振り返ってみれば、女性の参政権がいちばん早く獲得されたのは、1893年のニュージーランド

であった。それからオーストラリア、北欧に広がって、1920年にアメリカが仲間入りし、世紀末から第一次大戦直後までに、ほぼ20ヶ国で参政権が獲得されている。日本は1911年、平塚雷鳥らが『青鞆』という女性文芸誌を創刊し、与謝野晶子がそれに「山の動く日来る、……すべて眠りし女、今ぞ目覚めて動くなる」という詩を寄せた。その後、新婦人協会ができて女性（婦人）参政権獲得の運動をはじめる。しかし、日本では先述した諸国にほぼ半世紀から30年遅れてようやく1945年に至って選挙制度上の参政権が認められた。女性議員が誕生するのは1946年からである。戦後は日本国憲法で基本的人権と個人の尊重とあわせて、両性の平等がいわれ、また1947年、労働基準法では男女同一賃金ということも謳われている。それから考えるととっくに平等社会になっていてもおかしくない。

では山の動く日が来たかというと、私は企業社会の内部に関する限り大きくは動いていないと思う。日本の社会を富士山のような大きな山に例えていえば、いろんなロープが架けられている人が引っ張っている、しかもいろんな方向に引っ張っている。右に引っ張る力があれば左に引っ張る力もあり、南に引く力があれば北に引く力があるということで、大きく揺れてはいるが大きく動いてはいないということではないだろうか。

先日、田辺聖子の書いた川柳の本（『道頓堀の雨に別れて以来なり』上、中、下、中公文庫）を読んで、剣花坊という人の「黎明の大気のなかに開く花」という句が心に残った。同じ本のなかに、剣花坊の門人で川柳界の小林多喜二のような鶴彬という人の「暁を抱いて闇にいる薔薇」という句がある。現在の日本の女性がおかれた状況は、前の句よりも、後の句に近い。言ってみれば、夜は明けようとしているが、花は開いておらず、なお闇のなかで薔薇のまま開く日を待っている状態ではないのだろうか。

I 性差別を象徴する時間の不平等

いま性差別がどうなっているのか、問題がいちばん端的に現れているのは時間の不平等である。

男性は非常に長時間働いている。殺人的超長時間労働と過労死が社会問題化してきたのがここ20年ほどの日本である。週労働時間がだいたい60時間、年間3100時間くらいになると過労死の恐れがある。年間3100時間以上というのは、過労死が一挙に社会問題化した1988年でいうと所定労働時間が1900時間、残業時間が1200時間以上を意味する。これを月にすると100時間以上、週にすると25時間以上、もし週5日労働制だとすると1日5時間以上の残業となる。そういう労働者が男性で685万人（1988年）いた。男女合計では777万人、女性の90万人あまりが週60時間以上働いていた。これは雇用労働者だけであり、自営業の事業主と家族従業員を入れるともっと膨らむ。これがどう推移したかというと2000年は550万人、男性の比率でいうと1988年の段階で4人に1人だったものが、いまは6人に1人強に減っている。しかし、それでも週60時間以上、年間3100時間以上働く人々が、なお500万人を超える状態にある（数字はいずれも『労働力調査』）。

女性はどうか。日本の国内で男性と比べると労働時間については週に10時間以上平均より少ない（表1参照）。しかし、世界の女性と比べると日本の女性は週39時間働いており（男性は52時間）、国際比較では数字が得られる限り、日本の女性がいちばん長い。しかも日本の女性は他の国と変わらないか、あるいは他の国の女性以上に長い家事労働を行っている。そのために有償労働（市場労働）と無償労働（家事労働）をあわせた総労働時間をみるとダントツに日本の女性は働きすぎである。

1996年から1997年にかけて行われた連合総研の国際調査データ（表2）で見ると、日本の男性は、妻がフルタイムであっても家事をわずか22分しかしていない。アメリカでは同じ組み合わせで、妻がフルタイムの場合、夫は2時間28分の家事をしていて日本とはまったく違う。他の調査でみても日本の男性の家事時間は他の国の男性の家事時間と比べて1/6～1/8、他の国の男性労働者が1日に80分していれば、日本の男性労働者は10分から15分しかしていない。NHK放送文化研究所の『生活時間の国際比較』（1995

表1 有職者の週当たり労働時間と家事時間 (単位: 時間.分)

		日本	カナダ	アメリカ	イギリス	フィンランド
男性	労働時間	52.44	44.13	45.09	36.38	39.33
	家事時間	3.37	11.33	13.25	14.35	13.18
	合計時間	56.21	55.46	58.34	51.13	52.51
女性	労働時間	39.19	37.20	33.57	25.26	30.27
	家事時間	24.23	20.18	23.55	25.12	23.48
	合計時間	63.42	57.38	57.52	50.38	54.15

(出所) NHK 放送文化研究所世論調査部『生活時間の国際比較』1995年。

表2 妻の就労形態別にみた日米男性の出勤日の生活時間構成 (単位: 時間.分)

	夫の生活時間	妻の就労形態		
		無業	パートタイム	フルタイム
日本	労働時間	10時間18分	10時間19分	10時間12分
	家事時間	13分	7分	22分
	生理的生活時間	9時間38分	9時間40分	9時間47分
	自由時間	2時間18分	2時間18分	2時間44分
アメリカ	労働時間	8時間21分	8時間39分	8時間 5分
	家事時間	1時間 8分	1時間28分	2時間28分
	生理的生活時間	9時間 7分	8時間45分	9時間10分
	自由時間	3時間25分	2時間41分	2時間16分

(出所) 矢野眞和・連合総研編『ゆとりの構造—生活時間の6か国比較』日本労働研究機構,
1998年より作成。

表3 週当たり収入労働時間と家事労働時間 (単位: 時間.分)

家族類型	収入労働時間		家事労働時間		総労働時間	
	夫	妻	夫	妻	夫	妻
夫も妻も有業の世帯(共働き)	51.06	33.29	2.27	29.10	53.33	62.39
うち、ともに雇用労働者	50.52	34.11	2.41	28.28	53.33	62.39
夫が有業で妻が無業の世帯	48.25	0.35	3.02	49.35	51.27	50.10
その他の世帯を含む全世帯	44.27	18.33	3.09	37.06	47.36	55.39

(注) 家事労働時間は「家事」と分類されている時間に「介護・看護」「育児」「買い物」の時間を加えたもの。

(出所) 総務庁『平成8年 社会生活基本調査報告』1998年

表4 一般労働者の賃金実態

	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	きまつて支給する 現金給与額(千円)	所定内給与額 (千円)	年間賞与その他の 特別給与額(千円)
総数	39.4	11.6	324.7	299.1	1102.3
女性	37.2	8.2	226.8	214.9	696.3
男性	40.4	13.1	367.9	336.4	1282.0

資料出所: 労働省「賃金構造基本統計調査」(平成10年)

年)でみると、夫より遅く寝て、夫より早く起きるのは日本の女性だけであり、他の国の女性にはこういうパターンは見出せない。

また、やや性質が違うが、日本の女性は高校卒よりも大学卒のほうが主婦率は高い。これには、教育歴の高い人のほうが、高学歴の男性と結婚する場合が多く、高学歴の男性は比較的所得が高いために、その妻は専業主婦としてやっていけるという事情があるのかもしれない。言い換えれば、学歴が低いと賃金が低いため結婚や出産後も働くなければならないということがあるのかもしれない。しかし、それだけでなく、これはまた、企業に女性の学歴や専門的知識を正当に評価されていない現実の反映でもある。学歴の高い女性が高い賃金で専門職として長時間働いているという構造は、世界の一般的な傾向としてあるが、必ずしもそういう傾向が見られないのが日本である。

いま時間の不平等の問題にもどると、男性は労働時間が非常に長いが、家事時間は非常に短い。女性は長時間の家事を背負って、それに制約されて男性のような形の就労はできない。そのため共働き世帯の男女の有償労働と無償労働の比率に大きな不平等が生ずる。表3で見ると、共働き世帯の男女の有償労働時間は100:66となっている。他方、男女の賃金格差はパートを含めて比較すると、表4のように100:50である。これと労働時間格差100:66と重ねると、男女の収入格差は100:33になる。専業主婦のいる世帯を含めた男女の時間格差は100:42である。これに100:50の賃金格差をかけると全世帯の男女の収入格差は100:21になる。ありていに言えば、女性は社会全体の労働の半分以上を担っているから、社会全体の収入の1/6しか得ていない（この指摘は大沢真理『企業中心社会を超えて』時事通信社、1993年。なお大沢氏は1/5ないし1/4としている）。これが日本社会の所得から見た場合のジェンダーギャップの現実である。これをどのように変えていくのか。これが次に問題となる。

II 政府の男女共同参画社会計画は男女平等をもたらさない

いま政府はさかんに「男女共同参画社会」とい

うことで法律を作り計画を作っている。振り返ってみると国連女性の10年の1985年に開かれたナイロビにおける世界会議で、日本政府は、挨拶の冒頭に先にあげた与謝野晶子の詩の一節を引いて「山は動く」と読み上げた。1985年に1911年の詩を読み上げた気持ちはわかるが、上述のように山はまだ大きくは動いていないのが実情である。

その1985年に男女雇用機会均等法ができて募集・採用、配置・昇進における男女の機会均等——平等といわないことがミソ——について事業主に努力義務を課すことになった。1997年に男女雇用機会均等法の改正があり、募集・採用、配置・昇進における女性差別を禁止した。雇用区分等が違えばその限りにあらずとなっているが、ともかく義務から禁止になった。そのとき抱き合わせに労働基準法の女性保護規定を撤廃した。こちらはすでに実効をあげている。

日本政府は1995年にILOの「家族的責任条約」を批准した。これは1981年にできたものだが、日本では長年据え置かれていた。この条約は、女性が働きながら家族的責任を果たせるように保護するだけでなく、男女ともに家族的責任を持つ労働者が差別を受けることなく、かつ職業上の責任と家族的責任との間に抵触が生ずることなく職業に従事する権利を労働者に認め、各国政府にその権利を保障する政策の策定と実行を求めている。

これが日本でどのように実現されようとしているのか。それを示すのが男女共同参画計画である。しかし、この計画には前進面もあるが、足りないこともたくさんある。「男女共同参画」ということばができるのは、1992年6月、当時の宮沢内閣の「生活大臣5か年計画——地球社会との共存をめざして」のなかである。これに女性の能力活用と関連して「男女共同参画」に向けていろんな施策を実施することが必要だと書いている。それが出発点となって、1996年「男女共同参画ビジョン」、1999年「男女共同参画社会基本法」、2000年「男女共同参画基本計画」が出されてきた。この間の経緯を見ると、ジェンダー問題を論じて理論的にも実践的にも大きな役割を果たしてきた人々の意見も反映されているが、計画自体は微温的なものにとどまっている。

この計画は男女共同参画社会をもたらすのかと

問い合わせると、肝心なところが抜けているといわざるを得ない。まずこの計画でいうと「男女が共に有償労働と無償労働をバランスよく担える社会制度の構築」を提唱していて、問題のポイントをいちおうは突いている（ただし、ここでも「バランスよく」とは言っても「平等に」とは言わないのがミソ）。そして、そのような社会制度を構築するための課題として、①労働時間の短縮と、②育児・介護支援制度の充実を挙げている。育児・介護支援制度に関しては法律もできているが、企業で男性が育児・介護休暇をとる例はきわめて少ないことからわかるように、いまだにみるべき実績や効果をあげていない。

他方、労働時間については実はとっくに達成されている。どういう意味でかというと、男女共同参画計画における労働時間は、『毎月勤労統計』（『毎勤』）の規模30人以上の事業所統計の労働時間がもとになっている。1999年については、それは1842時間であった。これを基準にとれば、あと42時間短縮すれば1800時間になるので、計画達成年次の2010年をまたずとも、目標は達成されたも同然である。

しかし、過去を振り返ってみればこれは意味がないことがわかる。というよりはむしろ労働時間

が短縮されても、それだけではことは始まらないことを過去の歴史は示している。『毎勤』のデータでいうと、日本の労働時間で戦後いちばん長かったのは1962年の2432時間であった。それが1999年には1842時間になり、過去37年のあいだに約600時間近く短くなっている。それにもかかわらず、有償労働と無償労働の性別振り分けからみた家庭における女性の位置はほとんど変わっていない。

男女共同参画計画に、肝心な点で欠けているものはなにか。一言でいえば賃金の問題が扱われていない。性別、雇用区分別の賃金格差解消に関しては、立ち入った指摘を全くしていない。というより基本的には触れていない。したがってパートはパートとして相変わらず安く使うということが前提となって、それをもって自由な働き方、あるいは柔軟な働き方と言っている。

いま、あらためて賃金の額でみると（表5）、男性フルタイム、女性フルタイム、男性パートタイム、女性パートタイムという順序で、それぞれ一時間当たり所定内給与は100:65:52:44（金額では2002円:1295円:1040円:886円）となっている。ボーナスや、諸手当、有給休暇、医療、住宅などの付加給付でみるとこの開きはもつ

表5 性別一般労働者とパートタイム労働者の1時間当たり所定内給与額の推移

年	女性			男性		
	一般労働者	パートタイム労働者	格差 (一般=100)	一般労働者	パートタイム労働者 (一般=100)	格差
平成元年	934円	662円	70.9	1,542円	855円	55.4
2年	989	712	72.0	1,632	944	57.8
3年	1,072	770	71.8	1,756	1,023	58.3
4年	1,127	809	71.8	1,812	1,053	58.1
5年	1,187	832	70.1	1,904	1,046	54.9
6年	1,201	848	70.6	1,915	1,037	54.2
7年	1,213	854	70.4	1,919	1,061	55.3
8年	1,255	870	69.3	1,976	1,071	54.2
9年	1,281	871	68.0	2,006	1,037	51.7
10年	1,295	886	68.4	2,002	1,040	51.9

資料出所：労働省「賃金構造基本調査」（各年6月）

（注）一般労働者の1時間当たり所定内給与額は、それぞれ該当する一般労働者の所定内給与額と所定内実労働時間数から次式により試算した。

「一般労働者の1時間当たり所定内給与額＝所定内給与額 ÷ 所定内実労働時間数」

と大きくなる。こうした性別・雇用区別の賃金格差には何も触れずに、労働時間を2010年までにわずか40時間ほど減らそうというのが男女共同参画計画である。これでは男性が育児に参加するようになる期待は持てない。

それではどうすればいいのか。男性がもっぱら大黒柱であるとか、フルタイム労働者だということを不動の前提にしているのが実は男女共同参画計画である。これを変えていかなければならぬ。大阪大学の田中重人氏のいう「gender-equalな社会を構想するのに gender-biasedな仮定から出発する奇妙な論理構造になっている」(田中「Practicable Gender-equal Societies——男女共同参画社会の真実」関西数理社会学会研究報告、2000年7月)という指摘はまさしくそのとおりである。計画は、女性にのみパートの形で「柔軟な働き方」、「ライフスタイルの選択の自由」を認めているが、それをいうなら男性にもパートを認める社会にしなければならない。いやたんに認めるではなく、男性もパートとして働ききくなる社会をつくるなければ、事柄は変わっていかないというのが私の理解である。では、どうするか。鍵は時短革命とパート革命を同時に進めることである。

III 男女平等の鍵としての時短革命とパート革命

これまでの時短が男女平等の前進に結びつかなかった理由はいくつかある。先に述べたように、労働時間が600時間減ったといっても、なお労働者の中には週60時間以上働いている労働者が500万人以上いる。しかも年代で見ると30代、40代というのは非常に長時間働いている。日本経済新聞に「エコノ探偵団」という欄があって、たまたま目にしたのが「スキ一客が激減、異変の真相は——人員削減、遊び時間奪う」(2001年1月14日朝刊)という記事である。スキ一客減少の原因をいろいろ調べて最後に行き当たったのは、不況のなかで、全般に労働時間は減っているが30代、40代の男性の労働時間はかえって伸びているということであった。

戦後の歴史のなかでみると1960年代までは短

時間労働の半分以上は男性だった。いままた男性が増え始めた。女性が圧倒的に増加する時代が終わり——女性はいまも絶対量は増えているが——相対量でいうと男性が増えている。若者と中高年がパート化、アルバイト化していくなかで、30代が猛烈に働いている。『労働力調査』で年齢別労働時間を見るとそれが非常にはっきりと分かる。スキ一客が来ないのは、彼らが全く時間がない生活を強いられているからである。

そういう目で見ると少子化問題は非常に深刻である。30代の男性の多くは、妻と語り合い触れる時間もない。おそらく性的能力も衰えている。それがすぐに子どもの数につながるわけではないが、子どもを欲しいとか、可愛いとか思うという気持ちを抱きにくい社会になっているのではないか。お互いにいつくしむという感情に欠けるところがあるから、そのなかで次代の命を育むなどという精神的な余裕がないのが日本のサラリーマン社会ではないだろうかと思う。そういう意味でも問題は非常に深刻なのだが、その根底には労働時間の問題がある。

労働時間の短縮が男女平等に結びつかない理由でもう一ついえば、この間の労働時間の短縮は、実はパート化であった。ここでいうパート革命とは違う意味で、労働市場のパート革命が起こってきて、それが労働時間を短縮させてきた。わかりやすくいと勤めに出ていない主婦層が外で労働するようになる。彼女らは家事時間が1日7、8時間あって、労働時間がほとんどない状態から、パートとして5時間前後働くようになる。したがって彼女らの労働時間は増えることになるが、労働時間統計でみるとそれは1人あたりの労働時間を大きく下げる。つまり、夫が一人で10時間働いて妻が働いていなければ、労働時間の平均は10時間だが、妻が5時間働くとこれで平均は7.5時間にとたんに下がる。この10時間から7.5時間に下がるというケースがマクロ的に起った。したがって誰も労働時間は減っていない。減っていないのに関わらず減っているように見えるのが労働市場のパート化なのである。そういう結果、労働時間が減っても家庭生活が変わらないということがあり得る。そこも一つの大きな論点である。

それでどうするか。問題解決の鍵は、一つはほ

んとうの意味の大幅な労働時間短縮である。もう一つは先ほど述べた性別・雇用区分別の賃金格差をなくして、ほんとうの意味の同一労働、同一賃金あるいは、同一価値労働、同一賃金を確立していくことである。そのことを前提として、現状をどう変えるかについて、二つのシナリオを考えてみた（表6）

現状（出発点）は、共働き世帯が一般化しているが、夫は1日10時間、600分働いている、妻は6時間40分、400分働いている。女性の労働時間は、パートとフルタイムの両方の労働者を含めているから、400分になっている。これはほとんど現実に近い数字を標準モデルにしたものである。この場合、家事労働（無償労働）を夫は1日20分、妻は240分している。総時間は、男性は620分、女性は640分で女性のほうが長い。

シナリオ1は、スウェーデンモデルともいってよいもので、家事・育児をできるかぎり社会化して、つまり国や地方の公務員なり、専門的な育児・介護の労働者が担うようにする。このシナリオでは男性も女性もフルタイムで働く。その場合

どちらも労働時間は450分、7.5時間半というと今の日本の男性でいうと、1日2時間半くらい短くなる。年間労働時間でいった場合サービス残業がないと算定しているから、この数字は掛け値なしで1650時間である。この時間は現状より約350時間短い。現状ではサービス残業が約350時間あるから、それをなくせばこの時間は達成できる。

しかし、これは日本の社会に向かないだろうと思われる。いくつかの問題がある。一つの問題は主婦の存在、パートの存在が非常に大きいなかで、すべてがフルタイム化する社会制度をつくることはきわめて難しい。もうひとつ、国家財政も地方財政も非常に大きな赤字を抱えた危機構造のなかで公務員を増やすなければならない。専門的な介護・育児のケアにあたる人々の数をうんと増やすなければならないが、それだけでやっていくと財政的な制約で限界に突き当たる。そうするとやはり家族のなかのケア、地域におけるボランティアによる互いのケアをどうしてもある程度前提せざるを得ない。

表6

現状：男は仕事・女は家庭とパートの性別分業

（単位：平日1日当たり分）

	有償労働	無償労働	合 計	
男性	600	20	620	年間労働時間 2000時間
女性	400	240	640	年間労働日数 240日
平均	500	130	630	年間休日 125日（有給休暇 10日）

シナリオ1：育児・介護を最大限に社会化して、家事労働を大幅に減らす方向

	有償労働	無償労働	合 計	
男性	450(-150)	100(+ 80)	550(-70)	年間労働時間 1650時間
女性	450(+ 50)	100(-140)	550(-90)	年間労働日数 220日
平均	450(- 50)	100(- 30)	550(-80)	年間休日 145日（有給休暇 30日）

シナリオ2：家事労働の減少幅を小さくして、市場労働をさらに減らす方向

	有償労働	無償労働	合 計	
男性	420(-180)	120(+100)	540(- 80)	年間労働時間 1540時間
女性	420(+ 70)	120(-120)	540(-100)	年間労働日数 220日
平均	420(- 80)	120(- 10)	540(- 90)	年間休日 145日（有給休暇 30日）

（出所）森岡孝二・杉浦克己・八木紀一郎 編『21世紀の経済社会を構想する』桜井書店、2001年、P.206より

そうすると、後述のオランダモデルを参考にしたシナリオ2のように、家事労働をあまり減らすことはできない。シナリオ2は、家事労働=無償労働を減らすのを少なくして、シナリオ1では男性も女性も無償労働を現状の平均130分から100分に減らすとしていたのを、120分にする。そうやって家族内ケアと地域活動の時間をふやす。しかし、有償労働のほうはシナリオ1よりもさらに30分減らす。こうすると、年間の労働時間は1540時間になる。これくらいの労働時間——現在の時短先進国(オランダ)の労働時間——になった場合に、はじめて男女共同参画社会の可能性が大きく開かれてくるのではないか。これが時間のあり方から見た私の21世紀構想である。

男女共同参画社会の実現という課題から見た場合、まず家事労働総量(無償労働)が減ることが必要であると同時に、男性はそれ以上に市場労働(有償労働)を大幅に減らすことが不可欠である。男性は市場労働を大幅に減らして、家事参加と(地域)社会参加を増やす。女性は家事労働を削減して市場(企業社会)参加と社会(職業)参加を増やす。そうやって、はじめて共同参画、gender-equalといえる社会ができる。

個人単位の賃金・社会保障ということもいろいろ議論されていて、これも大事だが、そのことと私のいう時短革命とパート革命が結合しない限り、いかに個人単位の賃金・社会保障を論じても、それだけでは男女平等は近づいてこない。文化が変わるというのはなかなか難しい面があるので、軽々にはいえないが、労働時間が真実減れば、男性のあいだでもパート志向、主夫願望、無償労働への参加が増えていく。パート男性、主夫男性がありふれた存在にならないと、男女共同参画社会にはならない。

もうひとつのモデルに、表にはしていないが、アメリカモデルがある。これは育児・介護を可能な限り市場化していく、と同時に女性を徹底的にフルタイム化、掛け持ち労働者化していく。この方向は、消費主義、ショアが言うwork and spend cycle、働き過ぎと消費の悪循環に結びついている。おおざっぱに見てアメリカの世帯の40%は、女性のほうが賃金が高い。そうなると男性が働くないでしばらく家事をするという選択も

可能である。そういう社会だからアメリカは一つの男女平等社会ではあるが、働き過ぎと浪費と賃金格差をともなったかなり過酷な男女平等社会である。そういう社会を真似ていく必要はないだろう。むしろ、オランダがこれからやろうとしている、しかもかなり進みつつある方向のほうがベターではないか(角橋徹也「オランダの男女平等社会実現へのシナリオ」『経済』2001年4月号)。

男女共同参画社会づくりは国際的な視野のなかで考え、実践していく必要がある。日本の政府のこの間の議論にいちばん欠けているのは、時間の不平等の視点であり、それと不可分の賃金と雇用区分の問題に関わる不平等の問題だといってよい。この面では、ILOを含めた国際社会の標準との距離が大きくなってきたのが日本の現実である。

おわりに

労働運動でいうと、フルタイムとパートタイム相互の分裂・反目が暗黙のかたちであって、同一(価値)労働、同一賃金を前提としたパート革命の実現は容易ではない。労働組合の男性幹部のなかには、「俺は古いタイプでいい。最近のフェミニズムやジェンダー論には抵抗を感じる」という人も少なからずいる。労働組合にそういう雰囲気があるなかで、私のような発想が浸透することは難しいが、そうであればあるほど、こういう議論をあらゆるところで起こして、社会の合意を形成する必要があると考えている。

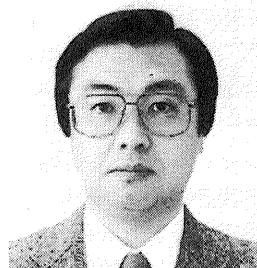
日本の社会をよくするためには、政府も、議会も、企業も、労働組合も、のままではいけない、男女平等の見地から時短革命、パート革命に踏み切らなければならない。最初に述べたGの悲劇がどの程度深刻になれば、そういう合意が形成されるのか、容易には見通せない。私がここに述べたような構想は、いよいよもって、のままでやっていけないことになった後にしか実行されないだろうが、おそらく、日本社会はGの悲劇のゆえに遠からずそのような状況になるのではないかと考えている。

(もりおか こうじ 所員 関西大学)

福祉国家の内実： 分権・自治・参画 そして自己決定

—デンマーク・ミュン市の高齢者

福祉の聴き取り調査から—



SATO Takatoshi

佐藤 卓利

福祉国家は基礎自治体によって支えられている。特に住民の労働と生活に
関わるサービスは、基礎自治体の重要な仕事である。そのサービスの内容に
について、住民は決定権を持ち、当事者としての責任を求められる。

はじめに

2000年8月下旬、北欧高齢者福祉調査の一環としてデンマーク・ミュン市(Møn Kommune)の「福祉および労働市場部」を訪れる機会があった。そこで2人の責任者から、ミュン市の福祉施策の現況と今後の方向性について説明を受け、若干の意見交換を行った。日本では介護保険が実施され始めたばかりの時期であり、高齢者の介護サービスについて両国の考え方や実際の活動の違いが特に意識された。

ミュン市はコペンハーゲンから車で約1時間半南へ下ったところに位置するミュン島全域を行政区としている。217 km²の島に11,500人が住んでいる。デンマークの基礎自治体(Kommune)は

275あるが、ミュン市の規模は平均よりやや小さい。島にはとくに大規模な企業もなく、観光と農業が主な産業であり、市の財政規模も職員数も基礎自治体の中では低いレベルにある。

わたしたちの聴き取り調査に対応してくれたのは、ヘレ・リネットさん(Ms.Helle Linnet)とキム・ヴォーソー氏(Mr.Kim Worsaae)である。リネットさんは、ミュン市の「福祉および労働市場部」の最高責任者であり、ヴォーソー氏は、その下で在宅ケア部門のリーダーを勤めている。以下、失業者対策および生活保護に関してはリネットさんから、デンマーク経済の概要、ミュン市の行財政状況と在宅ケアシステムについてはヴォーソー氏からの説明をまとめたものである。〔〕内の文章は、筆者による補足である。

I デンマーク経済の概要 —福祉を理解するための バックグラウンド

デンマークの人口は約530万人、現在も増え続けている。就業者人口は約270万人、そのうち女性が46%を占める。女性の就業率は世界のトップレベルにある。高福祉国家といわれるスウェーデン・ノルウェーよりも高い。国民1人当たりのGDPは、32,760ドル(1999年)〔ちなみに日本は、35,715ドル〕。この経済力が高い福祉水準を支えている。国民総支出のうち公共部門が高いのが特徴である〔社会保障支出の対GDP比は、デンマーク25.9%、日本11.6%〔いずれも1985年〕〕。デンマーク人の個人消費は質素である。

消費者物価上昇率は、1999年で2.5%。これは納得できるまあまあの数値であると考えている。今後も安定した傾向が続くと予想している。景気がよくて失業率が下がっているにもかかわらずインフレの懸念はなく、今のところ危機感はない。賃金も国による働きかけによって、予想されたほど上がっていない。賃金上昇率は3~4%くらいである。可処分所得はわずかに増えている。給料のレベルは職種によってかなり差がある。したがってもっとも低いレベルで年収が約15万クローネ〔1クローネ=16円として240万円〕、平均的な年収は23~25万クローネ〔368~400万円〕である。

しかし、いろいろな基礎控除をしたうえで総収入に対する税率は50%を超えており、したがって実際に可処分所得として使える額は、その半分ということになる。所得税は累進課税になっており、25%の消費税、環境税その他全部の税を含めて、GDPの50%が何らかの税金ということで公共部門に入っている。最高税率は59%くらいである。これ以上高い税率を計算上払うことになった場合、これを超える部分については免除される。

〔賃金を抑え気味という話について、労働組合からの反発はないかとの質問に答えて〕1980年代から労働組合の考え方変わっている。賃金を少し抑えることによって、失業率を下げることができるなら、より多くの人が就業できるなら、そ



写真はキム・ウォーソー氏（左）ヘレ・リネットさん（右）通訳の宮下さん（中央）

の方がよいという考え方へ変わっている。デンマークでは、労働組合の全国組織と雇用者側の全国組織が、労働市場問題で話し合うという仕組みがある。政府はできるかぎり口を挟まない。その代わり国は経済状況等、必要な情報はつねに提供する。政治的に公式な会議がもたれ、政府の情報を全部手に入れたうえで、対抗する2つの組織が話し合いで自分たちの問題として解決するというのが、デンマークの労使の伝統である。

今度9月28日に国民投票が行われる。国民投票で問われる内容は、EUの単一通貨ユーロの導入である。結果がイエスになるかノーになるか今のところわからない。予想では賛成43%、反対42%くらいである〔国民投票の結果は、賛成47%、反対53%であった〕。デンマークは、EUに対して2通りの態度を取り続けてきた。小さな国デンマークが、EUに統合されたら大きな国、ドイツ・フランス・イギリスに抑えられて、デンマークの独自性を失うのではないかという恐怖感が1つ。もう1つはそれと反対に、大きな国がみんな集まって共同していく、デンマークがその外側にいたら、小さな国として対抗できない。これがディレンマとしてつねにある。今回の国民投票もまったく同じで、そのディレンマが、%として現れている。投票結果がノーとなれば、EUには残るが経済的な面では協力体制の外側に立つことになるので、他の国がクローネに何か投機的動きを始めた場合、EUがクローネを守る必要はない。

い、といった孤立した立場に立つかもしれない。政党レベルでの意見は、右と左が反対、中央が賛成であるが、政党レベルでの比率と国民レベルでの比率は一致していない。国民の意見はどちらかというとノーオンに傾きやすい。

デンマークの高齢者福祉を理解してもらうために、その社会的・経済的バックグラウンドを説明する。①本来、福祉のレベルが高い。②収入の格差が小さい（極端な大金持ちも貧乏人もいない）。③インフラの整備が進んでいる（最近はインターネットを利用することにより、どこでも連絡を取り合うことができるようになった）。④公的保障は多岐にわたっている。⑤女性の就業率が高い。以上の条件がそろっていることで、デンマークは高福祉国家として発展してきた、在宅ケアが公共的に発展してきたと言われている。

在宅ケア部門がとくに進んできたのは、女性の就業率が高くなつたことと大いに関係がある。女性が外に出ることによって、女性が以前家庭でしていた子供の世話や介護ができなくなつたので、公共に任せることになり公共施設が必要になってくる。こういうシステムが完備され、こういう施設ができると働くのは女性である。また女性が仕事を出ることになる。もともと家庭でていたことを、公共部門に移し給料をもらってすることになったのである。

II 高福祉国家のディレンマ —長期失業者・就労意欲喪失者への対応

ミュン市の失業率は、現在8%くらいで近年少し低下傾向にあるが、デンマークの平均5%よりは高い。問題は失業が何世代にもわたって続いていることである。若い人たちの中には、両親の働く姿を見たこともない人たちがいる。失業者の中には、もともとこの地に住んでいた人たちよりも、1960年代から70年代に都会に住んでいた人たちが、「自然に囲まれた理想の地」としてミュン島に移り住み、その後仕事を見つけることができずに長期失業を続けた結果、「働く能力がない」と社会的に判断された人たちが多い。またこの地方はシュガー・ビートの産地であるが、かつて大

きな砂糖工場があつたが、それが閉鎖されて親子何代にもわたって勤めてきた人たちの中に、そこで人生しかなかった人たちが失業者となつている。

デンマークでは、仕事を持たないまま一生生活し続けることができるシステムができておらず、金銭扶助給付〔日本の生活保護に相当する〕を受けて毎日魚釣りに行ったりして自然を楽しみながら生活することが可能な国である。デンマーク国民の全体的な意識としては、連帯・団結が一番強く、困っている人を助けるのは当然という考えである。そして普通の人が余暇を楽しむシステムが整っているから、「たっぷり余暇のある人」が楽しむのも良いと理解している。

〔金銭扶助給付は、1976年施行の生活支援法(Bistandsloven)に規定され基礎自治体の責任として行われてきたが、1997年に同法は廃止され、これに代わるものとして積極的社会政策に関する法律(Lov om aktiv socialpolitik)が制定された。新法では、金銭給付の内容を①生計扶助、②活性化サービス、③リハビリテーション給付、④特別な場合の援助に整理し、とくに活性化サービスに重点を置き、労働市場側の条件整備とあわせて扶助受給者に就労の機会を与えることを重視している。その内容は、職業訓練と成人・卒後教育の2本の柱から構成されている。〕¹¹

生活に困った人は生活支援法によって保護を受けることができた。もともとこの法律は本当に生活に困った人のために作られたにもかかわらず、失業が全国的に広がつてると全国の人たちに恩恵を与えるという広範囲なものに変わってしまった。

現在ミュン市では「働くことは大切だ、働く」という呼びかけをする新しいプロジェクトを手がけている。島内のバター・クリッキー工場に長期失業者を雇用してもらっているが、彼らは毎朝決まった時間に起きて、きまった時間に出勤するという生活習慣ができていないので、市がその人たちの「おしりをたたく」職員を専任で1人置いている。工場に来ない人には、家庭訪問をして「仕事に行きなさい」とおしりをたたいている。

市が行っているプロジェクトは、職業的な資格とか技術を身につけさせる職業訓練ではなく、仕

事をするという意識づけである。その内容は、「クリーンな街づくり」ということで街の清掃をしてもらったり、榆の木が伝染病で枯れかかっているのでその後片付けをしてもらったり、高速道路の両側のガードレールにペンキを塗ってもらったり、身体の不自由な高齢者の家の庭を手入れしてもらったりしている。

とくに若い人の場合だと働く意欲を持つてもらうのが難しい。今まで生活に困っている人を助けるのは当然だということで、みんな受け入れてきたが、今の若い人々は、助けてもらっているというよりも、その制度を利用して人生を楽しんでいるという感じである。こうした人たちへの批判も出てきており、今デンマークでは大きな議論になっている。

その議論とは要するに「税金をたくさん払ったんだから、その分見返りが欲しい」と誰でも思うが、その見返りの方法が直接自分に返ってくるのか、社会全体に返ってくるのかという点での意見の対立である。社会の多数意見は「連帯・団結ということで、今自分は困っていないから困っている人に返っていくのがよい」という考え方である。「自分はたくさん払ったんだから、払った分だけ自分に返して欲しい」と言う人もいるが、その数は少ない。

しかし、現在デンマークでは、社会的に弱い立場の人たちへの支援について、考え方がありつつある。というのは助けられる側の人たちが、自分たちを社会の一員と感じていないのではないか。彼らは自分たちは弱いので、「社会に対して自分が何かを提供しなければいけない、社会に対して何らかの責任がある」とは考えていないのではないか。しかし彼らもそう考えるべきなのだ、という世論に変わりつつある。現在失業率が下がっていて、いくつかの部門で労働力不足が生じているが、それにもかかわらず失業している人を仕事に就けることができないため、彼らに高い給付をし続けている。新しい考え方は、何かの給付・サポートを受けるのであれば、社会の一員として何かを提供しなければならない。そういう責任感を持つという意識が必要であるという考え方である。

ただし金銭扶助給付を受けている人たちの中に

は、精神的な問題を抱えている人もいれば、精神障害者もいる。そういう理由のため労働能力をなくして仕事に就けない人もいるので、すべての人を「金銭扶助給付を受けている人」とひとつのグループにまとめることはできない。したがって「仕事ができない理由があって給付を受けている人」と「そうでない人」を区別して、後者の人たちにいかに意識改革をしてもらうかが課題となっている。市としては、このようなプロジェクトの他に、資格取得のための成人教育のコースをたくさん用意しており、これらのコースに参加してもらって意識改革と技術を身につけてもらうということも行なっている。

[働くことによって連帯・団結が感じられるような仕組みを作っていくことが、今後の課題なのではないかとの質問に答えて]デンマーク人がよく口にする表現に「働けば、気持が高貴になる」という表現がある。長期失業の問題は、今悪循環に陥っている時期だと思う。つまり失業している。仕事がない。自分を社会の一員だと感じられないから、外に出ない。出たくない。そして仕事が与えられても出ていくことができない。その悪循環をどこかで断ち切って、いい方向に向けていくプロジェクトを今、私たちは考えている。

III ミュン市の在宅ケアサービスの内容と体制

在宅ケアサービスの種類

まずデンマーク全体で、在宅ケアサービスを受けている人たちが、どのような種類のサービスを受けているか。1人で複数のサービスを受けている人が多いので、数字の合計は100%にならないが、掃除85%、身体介護62%、買い物の手伝い40%である。在宅ケアサービスを受けている人たちの85%が掃除のサービスを受けているが、そのために使われた時間は、総サービス提供時間の12%にすぎない。ところが身体介護には49%の時間が使われている。身体介護の内容は、①入浴92%、②衛生管理(洗顔など)65%、③着替え62%、④その他39%、⑤室内での移動17%、⑥ストーマの装着・洗浄7%、⑦ベッドでの寝返り

表1 身体機能評価

	0	1	2	3	特記事項
1. 食事					
2. 失禁					
3. 室内での移動					
4. トイレ					
5. 移動					
6. 着替え					
7. 日常的衛生管理					
8. 食事のしたく					
9. 入浴					
10. 家事					
11. 戸外での活動					
12. コミュニケーション					

自立 3 = 1人でできる。そしてする。
 2 = 1人でできる。そして補助器具などを利用してする。

非自立 1 = ある程度の人的な援助あるいは動機づけがあればできるかもしれないがしない。
 0 = できない。

痴呆度評価 :

	特記事項
<input type="checkbox"/> 0 痴呆なし	_____
<input type="checkbox"/> 1 軽度	_____
<input type="checkbox"/> 2 中度	_____
<input type="checkbox"/> 3 重度	_____

7%である。ストーマの装着・洗浄は、サービスを受けている人の割合が少ないが、1回にかかる時間は1時間から2時間である。病院から退院してきた最初の交換は訪問看護婦が行うが、それ以後は装着・交換の訓練を受けた人であれば訪問看護婦でなくてもできることになっている。

1世帯でどのくらいの介護サービスを受けているか。少ない人で1日30分くらい、多い人は8時間である。掃除サービスの場合だと平均で1回1.5時間である。今かなり多くの自治体で、掃除の時間を減らして身体介護の時間を増やそうとしている。掃除を1週間に1.5時間から2週間に1.5

時間にした自治体が増えている。その結果浮いた時間を身体介護に回している。

介護内容の判定の仕方

介護時間の判定は同じ基準でなされなければならない。そのためのシステムが必要になる。表1は、要介護者がどの程度身体能力が残っているかを判断し記入する表である。これはどれくらいの介護時間が必要とするかを決定するために作られた。左の欄に縦に並んでいる項目は、1. 食事、2. 失禁、3. 室内での移動、4. トイレ、5. 移動、6. 着替え、7. 日常的衛生管理、8. 食事のしたく、9. 入浴、10. 家事、11. 戸外での活動、12. コミュニケーションである。

この表に記入する方法は、横の0から3までの欄に以下の判断基準に沿ってチェックしていく。3と2は「自立」(Selvhjulpen)と判断されるカテゴリーで、3は「1人でできる。そしてする」。2は「1人でできる。そして補助器具などを利用してする」。1と0は「非自立」(Ikke selvhjulpen)と判断されるカテゴリーで、1は「ある程度の人的な援助あるいは動機づけがあればできるかもしれないが、しない」。0は「できない」。この4つの欄に訪問看護婦あるいはホームヘルパーが記入する。記入された内容をもとにして、在宅ケアに携わっている各職種の人たちが集まって、「この内容でこれくらいの介護であれば、何時間必要」という最終決定をする。

(0～3の数字は、日本の介護保険の要介護認定のように要介護度を数量的に表すものなのか) 15～16年くらい前の病院での機能判断の時には、一時期的に点数計算が用いられたことがある。しかし「うまく行かなかった」ということで、今は用いられていない。この判定の出し方は、1つ1つの欄を見ながら、たとえば表の上半分の欄に0・1が多い場合には、「このあたりに力を入れましょう」というような判断の材料にするものである。0～3を計算し数字のトータルを出して「何ポイントだからどの程度の介護が必要だ」というようなことはまったく行なっていない。さらに1つ1つの項目にとくに注意して欲しいという意味で「特記事項」(Eventuelle notater)が加えられているので、ここも重要視されている。

[表1の下の部分は、痴呆度評価 (Demensvurdering)である。0が痴呆なし、1が軽度、2が中度、3が重度と記されている。]

[0～3の基準はミュン市で独自に設定しているのか、それとも国からの指針にもとづくものなのか] 国がスタンダードとして示すものはない。たとえばこの表は、私が以前勤めていた他の市で、私が協力して作ったものであり、この表が使いやすいので、ここでも使っている。デンマークでは、地方分権が進んでいてサービスのレベルはそれぞれの基礎自治体で決定してよいことになっている。たとえば表で食事が0と評価された場合、食事の介助に30分のサービスを提供するか、1時間するかは基礎自治体によって異なる。デンマークでは、全体を統一して上から指令するようなやり方は合わない。

[出された判定に不服がある場合、どのような対応がなされるのか] その場合、一般的には第1段階として市の事務部門が私に電話をくれる。私は判定を下した職員にもう一度判定を命ずる。必ずしも別な人を選ぶ必要はなく同じ人でもよい。その代わり新しく出される判定の中には、専門家の目で見て「こういう判定をした」という理由づけが必要である。理由づけをしたうえで、前の結果と同じだった場合、今度は私たち上の者の目で全部調査する。出された判定が正しいという場合、それを市民に伝える段階で「こういう結果となりました。もしこれでも不服でしたら、あなたの苦情を受け付けてくれる機関があります」という情報も添えてお知らせする。

現場のヘルパー・訪問看護婦が 判定を下す

[表への記入は誰が何処で行うのか、また1人で記入するのか] ケース・バイ・ケースで複数の人が記入する場合もある。たとえば、ある家にホームヘルパーが来ている。そのホームヘルパーに、その家の隣の人が「私も在宅ケアを受けたい」と言った場合に、その要望を聞いたホームヘルパーが、調整会議の時にそれを主張すると「それではみんなで記入しましょうか」ということもたまにはある。しかし普通は、訪問看護婦が家庭訪問をしてその場で記入している。訪問看護婦が

在宅ケアを希望している市民を直接個人的によく知らない場合は、家庭訪問をしないで、その人の情報を集めて大体の記入を済ましておいて、それをつねにアップ・ツー・デイトで変えていくという方法もある。ただ状況が変わった場合は、ただちにその場で書き直さなければならない。たとえば「昨日まではできた、今日はちょっとあやしいな」という状況の場合、すぐに書き換える。

〔表を書き換える裁量権が現場のホームヘルパーにもあるということか〕ホームヘルパーが、何か状況の変化に気づいた場合、それを報告して報告したがって書き換えるという権限は認められている。状況の変化とは、たとえば普段食事の支度が自分でできる人が、高熱を出して寝込んでいる。その日その時に家事援助が必要だとホームヘルパーが判断を下した場合、すぐに食事の手伝いをしてくれる人が来る。今その場で判断が必要な場合、その場にいる人が判断する。

〔最初の判定結果にほとんどの人は納得しているのか〕決定を下す場合、一番重要視していることは本人の意思である。必ず決定する前に本人との話し合いが持たれる。本人に対して「これだけのことをサービスとして提供できる。必要でないサービスは提供できない」と最初から明確に表現する。その情報をすべて提供したうえで「あなたの身体の機能はこのような状態だから、これだけのサービスをします」と説明しつくし、納得してもらって結論を出しているので、ほとんど苦情は来ない。最初の判定に対する苦情率はおよそ2000分の1である。

在宅ケア部門の体制

〔何人のホームヘルパーが1人の要介護者に関わっているのか〕ホームヘルパーが、休暇を取ったり、急病になったりした場合の代替要員が必要なので、その分も含めて平均1人の要介護者が、10人のホームヘルパー・訪問看護婦によってケアされている。在宅ケアは、コンタクト・パーソンというシステムをとっていて、できるかぎり決まった1人の人が介護を続けて、周辺の必要な関連事項を全部その人を通じて行うというシステムをとっている。そのシステムの中で、急病になった場合、休暇をとるという時、代わりの人が來

る。またホームヘルパーがコンタクト・パーソンだったら、訪問看護婦は別の人があるという仕方で行われている。逆の場合もある。こういうシステムの中でトータル10人くらいの人が関わっている。ただ決められたコンタクト・パーソンと「ウマが合わない」場合は、他の人に代えてもらうことができる。

ミュン市の在宅ケア部門は、1人のセンター・リーダー(看護職: ヴォーソー氏)の下に3つの地域に分けられ、それぞれの地域に地域リーダーと地域リーダー・アシスタント(看護職)がペアで配置されている。3つの地域は、それぞれ83名・125名・50名の訪問看護婦とホームヘルパーのチームを抱えている。これ以外に介護サービスを提供しないサポート部門として厨房職員・事務職員・理学療法士・作業療法士等が、在宅ケア部門

表2

在宅ケア部門の職種構成

リーダー看護婦	1人
地域リーダー	3人
地域リーダー・アシスタント	3人
看護婦	22人
ソーシャル・ヘルス・アシスタント	28人
ソーシャル・ヘルス・ヘルパー	61人
ホームヘルパー(旧資格)	75人
看護助手(旧資格)	36人
プライエム・アシスタント	4人
事務員	5人
作業指導員(旧資格)	3人
理学療法士	3人
作業療法士	2人
ハウス・アシスタント	12人
キッチン・リーダー	3人
キッチン・アシスタント	10人
キッチン実習生	1人
ソーシャル・ヘルス部からの実習生	16人
保護雇用職	2人

に所属している。2000年1月1日現在の在宅ケア部門の職員数は、287人であるが、研修・休暇・急病等のための代替要員が、これに15%加わる。職種の構成と人数は表2に示してある²⁾。

IV 福祉を支える財政・行政・住民自治の仕組み

ミュン市の財政状況

2000年度のミュン市の予算の主な支出項目は、1.都市開発2300万クローネ(以下krと表示)、2.生活インフラ(水道・電気・ガス)1100万kr、3.交通(道路)800万kr、4.教育・文化8100万kr、5.福祉・厚生2億9400万kr、6.行政4300万krである。〔ヴォーソー氏よりいただいた資料によれば、収入は1.税収2億5770万kr、2.施設運営等からの収入8580万kr、3.一般補助金6650万kr、4.国・県からの償還金7470万kr、5.借入金280万krから構成されている。収入総額は4億8750万krで、支出総額4億6000万krと一致しないが、おそらく支出の方は、主な項目のみを示したためと思われる。ともあれ市の総収入の60%以上が福祉・厚生部門に使われている。〕

この福祉・厚生部門の中には、高齢者福祉の他に障害者・児童福祉も含まれる。2億9400万krのうち6000万krが在宅部門に使われている。ミュン市が高齢者福祉に使っている費用は他の自治体と比較して少ないが、スタッフやサービス内容の点では高いと言える。なぜなら、この地方は農村であり頻繁に近隣同士が行き来している。ホームヘルパーや訪問看護婦が高齢者を訪問する以外にも、隣近所の人たちが覗いてくれているという感覚がある。また専門スタッフが仕事が終わって帰る途中に、高齢者のお宅を近隣感覚で覗く、つまり安心感が高いと言える。そういう意味でサービスの内容・レベルは高い。

またミュン市は、福祉部門に投入している職員数も少ない。しかし年金生活者の割合は高い。年金者に2つのタイプがある。1つは67歳以上の国民年金者、もう1つは18歳以上で障害のため働けない人の早期年金者である。ミュン市には早期年金者が多く経済の圧迫要因となっている。早

期年金者には、「社会的事情により働く意欲をなくした人」〔先に述べられた長期失業者・労働意欲喪失者を意味する〕も含まれる。

デンマークには、各自治体の経済力に応じて国から支給される地方交付金(一般補助金)がある。地方交付金以外に、裕福な自治体が貧しい自治体の経済負担を軽減するための「自治体間格差均等」という制度が用意されている。この制度は裕福な自治体が国にお金を支払い、国がこれをプールして貧しい自治体に配分する制度である。たとえば新しい高齢者センターを建てるにすれば、その費用の14%を自治体が用意すれば、残りの86%はこのような制度によって負担される。ただし建設後の運営費は全額、自治体の負担である。

地方分権と住民参画

ミュンの市議会の議員数は17名。市の最高意思決定機関である。決定に際しては、できるだけ市民に加わってもらい、最終的な責任は市民1人1人にあるんだとの自覚にもとづく協力体制ができている。市民の声をできるだけ取り入れる、市民本位という形で運営されている。何かを決定する場合、決定前の段階で必ず市民に話し合いに加わってもらう。そして決定に際しては、発言権を認める。その代わり責任も持ってもらう。ここ30年くらいの間に地方分権が進んで、自分たちの身近なすべてのことを決定し運営していくという方針でやってきた。身近な自治体が最終決定権を持ち、いわば1人1人がその自治体の代表者という考え方で、地方分権を進めてきた。

高齢者部門・障害者部門に関しては、法律によって「高齢者および障害者委員会」が設置されている。〔1996年に生活支援法が改正され、すべてのKommuneは高齢者委員会の設置を義務づけられた〕³⁾。4年に1度の正式な選挙によって選出された高齢者代表7人(高齢者による直接選挙)、障害者代表1人(障害者団体から選出)によって構成されている。この構成はミュン市独自のもので、他の市では高齢者だけで構成されている。「委員会」の役割は、市議会でいろいろな方針を決定する前に、議員に対して自分たちが高齢者問題や障害者問題をどのように考えているのか意見

を述べ、市の将来の施策についてアドバイスすることである。「委員会」の意見を聞かないと決定できないと法律で定められている⁴⁾。

福祉サービスについて市民からの苦情を受け付ける機関として「苦情処理委員会」が設置されている。5名の委員から構成されており、うち2名は市議会代表者、3名は「高齢者および障害者」である。ほとんど訴えはない。昨年は1件のみ。それも調査の結果、却下されている。この「委員会」は高齢者自身が入っている委員会なので、市民からの訴えに対しては決して否定的ではない。「苦情があればどしどし訴えて下さい」という姿勢である。

デンマークでは、一般市民がさまざまな活動に積極的に参加している。デンマークは別名「〇〇協会の国」と言われている。同じ意見の人が2人集まるときを設立するという意味である。その良い例がミュン市である。わずか人口11,500人の中に「草の根運動の会」「趣味の会」「政治討論会」等々さまざまなレベルの「〇〇協会」がある。その数156、つまり73.7人に1つの会がある。

実際のところ市の職員と議員の間に協力体制が整っていないと、公的サービスはうまく機能しない。そのために「協力委員会」が組織されている。3つの地域にそれぞれ「地域協力委員会」が組織され、その代表が市の行政機構たとえば経済部・技術部・環境部等に対応して「協力委員会」を組織している。「福祉および労働市場部」にも「協力委員会」がある。これとは別に議員と各職種別労働組合の代表から構成される「委員会」も設置されている。この3種類の「委員会」は、個人的な名前を上げての問題提起は、まったくしていない。一般的な問題のみを扱っている。

V これからの方針—価値ある人生のための在宅ケア

将来の在宅ケアに関してミュン市で話し合われていることが、いくつかある。1つはこれまでの福祉部門のサービス提供はすべて公共が行うという考え方から、将来はある分野については民間企業に入ってもらい、公共と民間が協力して問題を解決し、サービスを提供していく方向が考えられ

ている。2つ目に、提供されるサービスの内容について、サービスを受ける側にとってどこまで権利があるか明確にするため、たとえば掃除サービスの場合どういった内容の掃除なのか、掃除機をかけるのか否かなど、サービス内容を詳しく明記することが必要と考えている。3つ目は、在宅ケアにおいては高齢者のプライベートな部分に、他人が足を踏み入れることになるが、あくまで「高齢者のお宅に訪問させていただく」ということを忘れてはいけないということ。道徳＝倫理的な問題が重要であると思う。4つ目は、高齢者はよく水分補給を忘れて脱水症状を起こしやすいが、その時に介護を担当する者が、無理やり水を飲ませることが良いのか、どこまで強制的な突っ込んだ介護を提供するのか、その境界線をはっきりさせることが大切である。

5つ目は、脱施設化の方向である。もともと施設ケアからスタートしたデンマークの高齢者福祉であるが、今は施設の大規模化を図るのは、価値ある人生・価値ある生活には合わないと考えられている。大きな施設の中で数多くの職員が働いていると、「お役所仕事的な感覚」になって、スムーズに機能しなくなる危険性がある。これからの方針で一番重要なことは、介護を受ける高齢者が、自分が決定できる枠内でサービスを受けるということである。それが私たちが言っている「できるかぎり長く自宅で暮らす」という意味である。自分が今まで住んでいた家であれば、決定権は自分にある、枠内=自分の家の中で主人としてサービスを受ける、これがベストであり、もっとも価値ある人生を送っていただける仕方であると考えている。

まとめにかえて

日本では、福祉分野における規制緩和＝市場化の流れが進み、その文脈で自己決定・自己責任が声高に唱えられている。また地方分権と民間活力の鳴り物入りで導入された介護保険は、厚生省の中央集権的枠組みの下、肝心の住民の声は反映されず、在宅ケアでは民間企業の撤退が相次いでいる。分権・自治・参画・自己決定、これらの言葉

の耳触りの良さに惑わされてはいけない。しかし、その中身を一つ一つ吟味し、試みることなしに福祉国家は成熟しない。住民の成熟なくして自治体の成熟はなく、また福祉国家の中身は豊かにならない。住民の力量が自治体職員を育て、自治体職員の能力が住民自治をより良く機能させる。成熟した福祉国家は、基礎自治体が支えている。「はじめに」で述べたように、わが国の介護保険を意識しながら、デンマーク・ミュン市で在宅ケアサービスについて聴き取りをした際に、このように考えた。

最後に、今回の調査で詳しい説明をしてくれたキム・ヴォーソー氏は看護士である。彼は、デンマークのマクロ経済や通貨統合についても見識を披瀝してくれた。個人的に聞いたところによると、大学で経済学のコースを取ったとのこと。自治体の在宅ケアや施設の管理部門で働く職員では、それが普通のことだという。デンマークの生涯教育システムにも興味が引かれるところであった。

- 1) 「デンマークの社会福祉」『世界の社会福祉 デンマーク・ノルウェー』旬報社、1999年、98ページおよび158～160ページ参照。
- 2) 表2に示されている保護雇用職について。障害があつて健常者と同じレベルでの労働の提供はできないが、本人が労働市場への復帰を望む場合、国からの補助金を受けて市は、職場の施設・設備を改造し、障害者を受け入れる。労働時間はフルタイム週37時間より短く、その代わり給料は安い。
- 3) 前掲書、56ページ参照。
- 4) 高齢者の定義について。1999年から国民年金の支給開始年齢が、67歳から65歳に引き下げられた。今は移行期にあり将来はすべて65歳からの支給となる。そうなれば高齢者は67歳以上の人から65歳以上の人となる。

本稿は、2000年度文部省科学研究費補助金「基盤研究(C)(2)」研究課題「在宅の高齢障害者に対するホームヘルプ労働についての研究」(研究代表・佐藤卓利、課題番号11630064)による研究成果の一部である。

(さとう たかとし 所員 立命館大学)

『経済科学通信』バックナンバーのご案内

第94号 特集 福祉国家の可能性

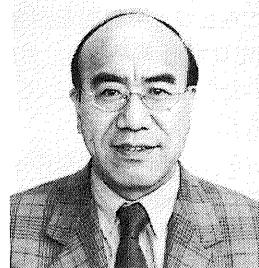
社会保障と税財政問題（藤岡純一）／NPMと福祉国家の変容（山本隆）／「福祉国家」と社会福祉をめぐる若干の考察（岡崎祐司）／変化の中の福祉国家と市民社会（神谷章生）／グローバリゼーションと福祉国家の展望（柳ヶ瀬孝三）／貧困・社会的排除との闘いの新局面と21世紀「福祉国家」の課題（小沢修司）

77号まで1部1,000円、78号～87号まで1部1,200円、88号以降は1部1,300円

ご注文は基礎経済科学研究所 TEL&FAX 075-255-2450 URL <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/kisoken/> まで

「IT革命」と、「企業社会」 の解体と再編成

本稿は、IT(情報技術)による企業社会への影響について述べることが目的である。しかし、筆者の勉強不足もたぶんに影響していると思うが、いまだこのテーマにかかわる論文は知らない状況にある。それゆえここでは一般的な概括にとどめたい。



INOUE Hidejiro
井上 秀次郎

I 問題の整理

本稿では、ITにかかわって企業社会の検討を行うわけであるから、ここではITのもつ技術的性格を社会の側面から検討することとする。とりわけITのもつ「革命」的性質の検討を、産業革命、あるいは高度成長期における技術革新、さらには80年代の「ME革命」との比較において分析をすすめることにしたい。

企業社会については、企業社会が現実に果たしているその機能を明らかにすると同時に、その企業社会を支える原理として「内部化の経済性」を提示した。そのうえで企業社会が有している機能を、「IT革命」とのかかわりで、それがどのような影響を与えるのか、もしくは影響を受けるのか、これがその次の問題である。

このように技術の持つ一般的特質とそれがITという個別、かつ特殊具体的な特質の中で、企業社会という日本特有の社会を形成している大企業における支配の形態とが如何にかかわるのか、こうした問題として、以下、若干の検討をすすめる。

II 産業革命、技術革新、ME革命

1 産業革命の意義

ITとは情報技術のことであり、IT革命とは、ITによって起こす爆発的な社会変化のことである。産業革命をもじってこれまで「第2次産業革命」とか「情報革命」「ME革命」などといわれてきた「革命」がたくさんあった。これらの言葉は生まれては消え、また生まれては消えし、いわば概念つぶし、カテゴリーが繰り返されてきたのである。しかし今度こそ本物だという声も強い。

しかし、そもそも産業革命は、道具から機械・機械体系への展開過程で、これまでのマニュファクチャのものとの熟練工による労働形態から、不熟練工にも労働を提供できる機械制大工業へと発展し、生産性の飛躍的拡大を成し遂げたのである。すなわち産業革命は、資本主義的生産様式を大きく発展させたのである。そこでは、生産形態を請負を中心とした家内生産から工場での分業を中心とした分業にもとづく協業としてのマニュファクチャ、さらには機械体系のもとでの分業にもとづく協業としての機械制大工業へと展開し

ていく。

そこでは大工場のもとでの大量生産形態を実現し、労働者と同時に失業者も増大する。また労働形態では分業と協業の融合、熟練労働から、熟練労働と不熟練労働との「労働の二極化」、さらにはここから形成された労働内容の変化、労働者の増大にもとづく労働問題が発生する。労働強化や婦人・児童労働者の創出、労働市場の成立、労働疎外の発生、階級対抗としての労資関係の確立などである。

しかしここで重要なのは、二重の意味で「組織化された労働者」の存在である。一つは企業の生産過程に包摂され、資本のもとで生産を通じて労働者が組織化されることであり、二つには、資本に対抗する階級としての団結にもとづく労働者の組織化である。すなわち産業革命としての技術（機械体系）は、資本による組織化とこれに対抗する階級としての労働者自身の自覚的意識にもとづく労働者自身の組織化をもすすめたのである。

さらに重要なことは、産業革命における、市場、とりわけ世界市場の成立であり、需要を創造したことであり、他方で爆発的な市場の拡大に対応する供給の側での生産革新が行われたことである。

産業革命を支えたのは、生産の飛躍的拡大であり、労働者の増大である。そもそも市場経済のもとでは需要条件と供給条件との均衡点で取引が成立する。したがって売り手である供給者側が成長するためには、需要そのものの増大・成長がなければならないのである。

産業革命においては、この需要が飛躍的に増大したのである。15世紀末から16世紀にかけて、コロンブス、バスコ=ダ=ガマ、マゼランなどによって地理上の諸発見が行われ、世界的な商品貿易が拡大し、いわゆる商業革命をもたらした。イギリスを中心とするヨーロッパ・アメリカ新大陸・東洋との間の大陸間の相互貿易をはじめ、世界的な商品流通の拡大を通して、世界市場の成立・発展へと需要創造が世界的に創出されていったのである。他方、囲い込み運動による無産者たる農民を土地から追放し、都市の賃金労働者として成立了商品市場の消費者・購買者として、消費市場の拡大という形で需要の急速な拡大の基盤を形成

し、需要創出の場を提供していくのである。

これに対して、供給者側は、その生産の担い手たる労働者が急速に膨張し、労働市場が確立されることになる。また企業内では、機械技術を駆使した大量生産形態、分業生産にもとづく労働の合理化、生産性向上による生産の飛躍的拡大をもたらし、急速に膨張した需要条件に応えるだけの供給体制を実現し、大量生産・大量消費型産業構造を作り上げていったのである。

この点で、「ME革命」「IT革命」と産業革命とは決定的に異なるといえる。しばしばいわれるよう 「IT革命」は、体制変革を伴っていないから革命ではない、というのではない。むしろこれまでの「第二次産業革命」論以降の「革命」論が、技術至上主義に陥っていることへの疑惑であり、反省なのである。技術は手段であり、また手段の体系である。決して技術そのものが目的化しているわけではない。技術は本質を隠し、本当の目的を見えなくしているのである。技術は、ある目的に対する手段であり、その目的を達成するために機能する仲介機能の役割、バッファ機能を有した手段の体系なのである。産業革命においては、膨大な創出された需要条件に対して、その供給を支える手段として、あるいはその手段の体系として確立された生産技術体系が機械制大工業であったといえる。膨大な世界市場を支える大量生産体系としての手段として、分業にもとづく協業体系のもとで高い労働生産性と生産の自動化・連続化を保証しうる技術として道具から機械技術への転換がなされたのである。つまり大量生産体制とそれを実現しうる労働との間の媒介をなす技術として、当時の大工業制機械体系は資本にとって有効・最適な技術であり、手段であったのである。

2 「高度成長」を支えたイノベーション（技術革新）

「高度経済成長」を支えた要因の一つとして技術革新があげられる。なんといっても当時の高度成長を可能ならしめた要因は、民間大企業の設備投資の拡大である。それは「投資が投資を呼ぶ」という経済の波及効果をもたらし、飛躍的な需要の拡大をもたらしたのである。一産業の設備投資が、他産業の需要に結びつき市場を拡大していったか

らである。

ところでこの設備投資の原動力となったものが、民間大企業の外国からの技術導入による技術革新であった。この技術革新によって電子工業・石油化学などの新興産業が形成され、重化学工業部門においても鉄鋼・機械・金属・化学等においては積極的に外国技術の導入が図られていった。

ここで、現代の「IT革命」とのかかわりで、高度成長期の技術革新の特徴を列挙すれば以下の通りである。

(1)敗戦後の経済復興で、とりわけ朝鮮戦争の特需を契機として国際競争力の強化の必要性が要請されていた。そのためには戦前の「安からう悪からう」といわれた製品生産から脱却し、低コスト・高付加価値製品の生産へと転換すること、欧米との技術水準における格差は大きく、したがって技術水準向上のための諸施策を講ずることであった。こうして1950年代後半以降の技術革新は外国技術導入という形で行われたのである。

(2)財閥解体後の金融資本集団、すなわち企業集団の復活、再編成が進められたことである。そこでは独占相互間の競争は激しくなり、生産部門では新製品の開発・生産のための新技術の導入による競争力強化が図られ、流通部門ではグループ間による系列取引が強められる。いわば企業集団内部での囲い込みであり、いわゆる「ワンセット主義」といわれる日本の取引慣行でもある。

(3)技術の波及が企業間・産業間の内部にとどまつたこと。すなわち市場は、一部には三種の神器(洗濯機・冷蔵庫・白黒テレビ)や3C(カー・クーラー・カラーテレビ)効果などといわれたものの、主流は「投資が投資を呼ぶ」といわれた供給者内部の生産財生産であった。したがって供給の実態は「花見酒の経済」に終わったということである。このことは1955年から1960年の5年間に設備投資の伸びは6倍に達しているながら、個人消費支出はその半分の約3倍にとどまつたことでも明らかである。

(4)雇用問題では、高度成長期を通じて生産性向上と雇用増を実現している。それは技術革新の進展、産業「合理化」・労働強化の促進、生産性向上運動などによる影響である。これらの要因には、アメリカをはじめとした欧米各国からの近代

的な新技術、各種の経営管理手法、各国に広がつた生産性向上運動などの影響がある。それと同時に、三種の神器といわれる年功賃金制度・終身雇用制・企業内労働組合という日本型労務管理の形成も重要なファクターとして位置づけることが重要である。

3 「減量経営」を支えた「ME革命」の内実

ME革命の技術的特質は、周知のようにマイクロエレクトロニクス(ME)技術にある。MEは、ICやLSIを製品や生産工程に組み込み、小型化・高速化・自動化・低価格化を実現した。IC製造技術は、ICからLSI、超LSIなど高い集積度のチップを次々と開発し、それらを組み込んだ製品は、NC工作機械、産業用ロボットなどの産業機械からパソコン、自動車、家電などの消費財にまで及んだ。すなわちIC製造技術の驚異的な発達が、企業経営と社会生活に影響し、大きな変貌を遂げたのである。

ここで、高度成長期の技術革新と80年代のME革命との相違は次の点にあるといえる。

(1)産業構造における重厚長大から軽薄短小への技術としてのME技術が、企業における「減量経営」の手段として大規模な活用を促進させたこと。それはMEによる技術を駆使して生産された製品は、一時的には景気の拡大を誘発したが、やがて市場は成熟し、需要規模を急速に低下させていったことである。

(2)産業構造を大きく変えたことである。ICやME製品の導入は特定の産業ではなく、業種の壁を越え、導入されていった。そのためIC内蔵の生産財・消費財は氾濫し、IC産業の市場規模は急速に拡大し、IC技術の向上とともに、さらにいつそうICの機能向上、IC内蔵機械の拡充、それらを使用した工作機械、産業用ロボット、コンピュータの拡がりが実現する。こうして産業構造は高度成長期の重厚長大型から、低成長期の軽薄短小型産業構造の形成に大きな役割を果たしたのである。

(3)企業経営への影響についてみてみよう。企業のあり方の変化、企業活動への影響については、当時の代表的な標語は「減量経営」であり、もうひとつは経営戦略という用語が多用されていた時代もある。この点では、リストラや戦略を強調

する現代のIT革命ときわめて類似している。80年代のME化への進展は、周知のように、まず製造部門を中心とした改革として現れる。ICやLSIなどを多用したNC工作機械や産業ロボット、コンピュータが生産過程に導入され、工程の自動化・高速化・連続化が実現していく。FA化・CIM化が進められていった。製品設計や生産管理部門でCAD・CAMやLANによってネットワーク化され製造部門の全社的統合が図られていく。

同時に高度成長から低成長への市場の変化の中で従来の量産生産方式からいわゆる多品種少量生産（変種変量生産）方式へと移行する。生産と消費の矛盾の激化への対応として、販売を意識した生産、「製販統合」へと経営戦略もシフトする。当時、顧客満足や経営戦略という言葉が多用されるようになった背景にはこのような事情があったからである。製造部門では、FMSやCIM、MRPなどが導入され、市場環境の変化への柔軟な対応が可能な生産方式へと移行する。

FMSとは、フレキシブルマニュファクチャリングシステム、すなわち市場環境の変化への対応への生産システムの柔軟な対応を可能とする製造方式のことである。CIMとは、コンピュータ統合生産システムと訳され製造業における戦略情報システムといわれる。MRPとは、多品種少量生産向きの生産在庫管理方式であり、資材所要量計画のことである。

このようにME化は、生産と消費の矛盾を個別企業ごとの市場の維持・拡大へと対応し、むしろ市場対応としては、社会全体としての有効需要の拡大へ向けることなく、社会の需要条件へ適応させたいわば内向きの戦略に傾斜していったと言える。それは高度成長期の「プロダクト・アウト型」生産から低成長期型の「マーケット・イン型」生産への転換にも見られる。同時に、販売方式においても、現代の「IT革命」に於けるオープン・ネットワーク方式に対して、80年代の「ME革命」においては、むしろ「囲い込み方式」が一般化していたことからも明らかであろう。経営戦略志向型の情報システムといわれるSISやCIMが期待するほど効果が上げられず、いつのまにか死語になりつつあるのも、「減量経営」に代表されるこうした内向きの戦略、企業「合理化」、市場対応型

の戦略に起因するものといえる。ここでは競争優位が戦略目標とされ、決して社会全体の市場創造にまで進展しなかったことがある。

(4)しかし、「ME革命」の衝撃は、産業構造の変化や経営戦略という、それだけではなかった。むしろ雇用・人事問題にこそ多くの関心が向けられていたといえる。以下、重要なポイントと思われる部分だけ列挙してみる。

まず、労働内容の変化については、いわゆる二極分解論がある。一般に、機械のもつ熟練を不要にし、労働を「高度な知識・技術を必要とする職種」と「機械の監視にかかる比較的単純な仕事」とに二極分解するというものである。

雇用問題では、ME化によって雇用を減らすという場合と雇用を増大させるという場合と、正反対の見解がある。雇用を減少させる要因としては、(1) ME機器導入による省力化、(2) 製品・サービスの代替による従来製品・サービスの市場縮小がある。また雇用を増大させる要因としては、(1) ME機器産業および関連産業の発展、(2) 新規産業の発生が上げられる。

しかし、一般的にいえることは、「ME化という技術変化が新たな職務を生み出すなら雇用増に、技能を二極分解させて中間の技能を取り除くなら雇用減につながる」と考えることができる（岸田民樹「ME化と労働の変化」、岸田他『経営労務』有斐閣、51～53ページ）。

しかし重要なのは、企業の戦略行動の変化であり、労働市場の弾力化への移行との関わりで見ることである。そこでは、企業が雇用増を図ることによって一層の企業成長、経営効果を図ろうとしていたかどうかである。企業におけるME技術の導入が市場創造に向かっているのではなく、市場対応に向かっている中で雇用創造は企業目的とはならないのである。また企業の人事管理は労働市場の弾力化のもとでこれまで以上に労働者の出向・配転・降格・解雇を容易にすることであり、管理の対象を集団から労働者個人個人に対する個別管理への移行であった。それは70年代後半からの沖電気や住友重機などにみられる、相次ぐ指名解雇・大量解雇事件はまさに組織された集団を解体し個人・個別管理への移行を容易化する資本の戦略であったといえるであろう。80年代のOA

の時代は、EUC(End User Computing)の推進によって、むしろ個別管理を可能とする管理手段、管理の技術体系として対峙したといえる。

III 「企業社会」の構造と再編

1 「IT革命」と「企業社会」との関わり

企業社会とは企業中心の社会であり、企業が支配し管理する社会である。そこで支配し管理される対象は、企業内労働者だけではなく、消費者や企業が立地している地域住民をも含むものである。具体的には、内部労働市場論で展開されるような企業内昇進昇格制度・企業内教育訓練・企業内福利厚生・企業内労使関係だけでなく、取引慣行における下請けや系列支配、さらには地域自治体の財政や政治への支配や介入によるいわゆる企業城下町の形成なども含むのである。

したがってここでは、「IT革命」との関わりで「企業社会」を考察するわけであるので、「企業社会」の考察の範囲を1)内部労働市場、2)企業集団、3)企業城下町の3点に絞って進めることにする。

ところで「企業社会」を成立させている規定要因とは何だろうか。資本にとって「企業社会」を形成することによるメリットはどこにあるのか。このことを明らかにするための検討課題は、「IT革命」を利用することによって「企業社会」を維持し・発展させることは資本にとって有効性を存するのかどうか、あるいは逆に「企業社会」を維持し発展させるために「IT革命」は有効に機能しうるのかどうか、である。資本にとって、支配・管理の手段・体系としてITは有効な機能を發揮しうるのかどうか、これがここでのテーマの根本課題であり、論議すべき内容である。

2 「企業社会」の構造

では「企業社会」を規定する要因とは何なのか。企業社会の形成そのものは、何も日本だけではない、といわれる。しかし、本稿ではその趣旨からいってもここでの企業社会は「日本型企業社会」を意味している。そこでここでの問題提起は「日本型企業社会」を構成している規定要因を明ら

かにすることである。資本がそのことによるメリットを享受してきた内容は何か、さらには、このことが最大のテーマになるのであるが、「IT革命」による影響をこの「企業社会」がどう受けるのか。資本による「IT革命」の影響はメリットなのか、デメリットなのか。

では「企業社会」の規定要因とは何なのか。企業社会を形成する要因である。本稿ではそれを「資本によって内部化された社会」に求めることとする。

資本は、資本の関わる社会をあらゆる方法で内部化することによってメリットを享受してきたのである。これは「企業社会化の経済性」であり「内部化の経済性」でもある。もう少し具体的に見てみよう。

「企業社会」の範囲として先に1)内部労働市場、2)企業集団、3)企業城下町の3点をあげておいた。企業社会を形成する要因は「内部化の経済性」にあるわけであるから、ここでは「企業社会」の3つの範囲をそれぞれ「内部化の経済性」によって解説する。

まず内部労働市場についてである。内部労働市場というのは、労働市場を企業内部化することによって、あるいはそのことを通じて支配・管理を容易にし、総額人件費コストの抑制を図ろうとするものである。労働市場とは、労働力という特殊な商品の売買の場のことである。労働力商品の買い手である労働需要は、短期的には景気変動によって変化し、長期的には産業構造の高度化によって変化する。他方、労働力の売り手である労働者による労働の供給は、買い手の支払う賃金額や生活水準、労働力の質にかかる教育水準などによって変化し、労働市場は決定される。企業社会のもとでは、これら労働市場を内部化することによって、上質で低コストの労働力を長期的・安定的に確保する。労働組合の内部化、企業内労働組合も労使関係の安定化とともに、また低賃金の新卒採用にはじまる年功制なども総額人件費の抑制に大いに役立った。

次に、企業集団について。我が国の大企業体制は、内部化という形で横の系列化を図りながら、同時に支配と管理のための縦の階層化を図っている。よくいわれるピラミッド型企業体制を構築し

ているのである。ピラミッドの上層部と中下層部は株式の持合によって、親会社・子会社の関係を形成し、とりわけトップ層は株式の相互持合いによる企業集団を形成する。彼らは、配当やキャピタルゲインを目的とするよりも、むしろ系列や企業集団を組織し、その維持・拡大に努めるのである。生産の階層化、横の系列化、フルセット型、あるいはワンセット主義などこれら企業集団を構成する要因も、「内部化」によるメリットを活かした高度経済成長の要因の一つであったといえよう。

第3に企業城下町についてである。企業城下町とは、特定の企業、または企業集団の発展に伴い都市や地域が形成され、その企業(企業集団)の存在が都市や周辺地域のさまざまな部面に影響をおよぼすことである。資本は影響をおよぼすことによって内部化のメリットを享受する。都市・行政の内部化による地域資源の独占的占有、関連企業・産業の内部化による集積のメリット、労務管理の対象範囲の地域社会への延長、「パイの理論」の地域への拡大。このように都市・地域を内部化することにより生じたのが企業城下町である。地域を内部化することによって直接的だけでなく、周辺からも管理・支配する機能を有することが可能となる。すなわち「家庭の中まで会社になる」のである。こうした地域支配を通じた低賃金労働力の安定的確保、立地を通じた取引コストの低減など、生産(工場立地や下請け企業)や販売などにおいても優遇措置を受けることができたのである。

3 「企業社会」を支える「内部化」

次に、内部化の原理についてみてみる。内部化的範囲で見てきた通り、その形態は多様である。ここでは何を内部化しているのかについてその内容を類別化する。そのことによって内部化の原理を浮き上がらせることができるであろう。

- 1) 内部化によって市場や労働者などの管理対象を資本の支配下に置くことである。
- 2) 内部化によって、支配・管理対象を「参加」「合意」に組み込み積極的な協力者へ変身させることである。内部化は問題を相手にだけ帰すわけではない。自分自身も問題を背負い自分自身も問

題解決に努力するのである。内部化によって責任も分担するのである。すなわち内部化の機能は、日本型企業社会における「強制」と「受容」の両側面を体現するに有効な手段なのである。これによって労働者、下請け・系列企業においても「自発的」協力を得ることが可能となる。

3) 内部化はコスト削減に有効な働きを發揮する。すなわち「内部化」することによって直接的な管理・支配から、間接的な管理・支配へと転換されることである。このことによって管理・支配への抵抗を和らげ、管理コストを抑制することができる。あるいは取引コストを削減できる。

4) 生産の無政府性は常に経済や企業環境に変化をもたらす。資本にとってこれらへの対応は、即応性や巨額なコストを不可避とする。そこでこれら管理・支配を内部化することによって短期・長期の企業の安全性・安定性を確保することができる。たとえば、内部労働市場、企業間関係、企業城下町いずれも生産の無政府性による予測の困難性、そこからくる市場の不安定性、投資や生産計画の困難性、資金回収、販売・売上の確保、こうした企業の不利益要因を内部化によって和らげる所以である。

4 「内部化」と「企業社会」を解体する要因

しかし、「内部化」を形成要因としてきた日本型「企業社会」も、85年のプラザ合意以後、内外の企業環境の変化を受けて大きな転換をなしていく。またIT化の急速な進展過程で、日経連は『新時代の「日本の経営』(1995年)を発表し、雇用の面でも大きな転換をなしていく。

日本企業はこれまでの内部化のメリットを受けた「企業社会」を解体させつつも、そのメリットの享受において完全な解体ではなく再編成へと向かっているように思われる。以下、簡単にこの点について触れておく。すなわちここでは、企業にとっての内部化のデメリットについて列挙する。

- 1) 労働市場のフレキシブル化によって企業内に抱え込む内部労働市場政策はその有効性にかけりが出てきた。日経連の「新・日本の経営」では、雇用を三つの階層に分別をして、正規の長期雇用型は一部のエリート層に限り、むしろ非正規雇用を基軸にした人事システムの方向を打ち出していく

る。このような方向では、内部労働市場による囲い込みはむしろデメリットに転化する。

2) 人事・労務管理の変化。従来、企業はQCサークル活動をはじめとする小集団管理を労務管理の基本に据えていた。しかし、労使関係の安定化や労働職場におけるFA化・情報化によって、現代の労務管理は、小集団組織から、個人管理・個別管理へとその管理対象をシフトさせてきている。内部化による集団としての抱え込みはむしろ逆機能をもたらすことになる。

3) 企業のグローバル化の進展。プラザ合意以後、円高の進展によって、企業の海外戦略は生産の現地化、海外現地生産、資材や商品の海外輸入へと大きく転換する。そのため国内工場の閉鎖・縮小による海外への工場の移転、下請け・関連企業の閉鎖・海外移転などによって、地域・産業の空洞化が進展する。また日本製品のOEM(相手国ブランド販売)契約による企業の逆輸入によって国内の企業・地域を内部化するメリット、あるいは企業城下町として地域に君臨することは却って邪魔となる。地域を内部化するメリットは、グローバル化の進展で急速に減退したといえる。グローバル化の進展は、企業城下町を崩壊に導くだけではない。日本の取引慣行としての下請け・系列取引やフルセット型、ワンセット型の産業構造も変化する。外国、とりわけ日米構造協議を通じた米国の日本の経済構造・商慣習への介入は、取引慣行や企業集団をも変えていく。従来型の内部化による系列取引や企業集団活動は、国内においてのみ有効性を発揮する。しかし、企業のグローバル化のもとで「内部化の経済性」によるメリットは急速にその機能を低下させている。

IV 「IT革命」と「企業社会」の変容

1 ITの技術的特徴

以上、本稿では、「IT革命」と「企業社会」の変容過程を、まず「技術革命」の形成要因を「経済成長」に求め、果たして革命に値するかどうかを探るために、その変遷過程をたどってきた。ついで「企業社会」の形成要因を「内部化」に求め、そし

てその内部化機能が80年代後半以降急速に低下してきたことを明らかにしてきた。

そこで最後に、本章では、「IT革命」と「企業社会」とを結合する作業に入っていく。

ITとは情報技術のことであり、それは情報システムという技術の体系である。先の「技術革命」の進展過程をたどる中でも言及したとおり「革命」をもたらす要因は、その技術・技術体系が経済成長をもたらすのかどうか、そのためには需要増と供給増をもたらす機能をその技術・技術体系が有しているかどうかにあるとした。

われわれはすでに経営情報システムの発展を考えるうえで、情報技術が、その発展とともに急速にその適用範囲を広げてきた経緯と、急激に変化する経営環境への企業の対応の中で果たす主導的な役割について、情報技術の発展という技術的側面と経営環境の変化という社会的側面との両側面から検討することが重要である、と指摘している(拙著『経営情報システム』光陽出版社、2000年)。

ところでITの技術的特徴とは何であろうか。従来の「情報革命」と「IT革命」との相違は、なんといってもまずネットワーク機能にあるといえる。インターネットやLANによって企業内外の情報がネットワークによって通流する。情報のネットワーク化によって「情報の共有」が行われる。ここでの情報システムの特徴は、クローズド・システムからオープン・システムへの転換である。「オープン化」がITの大きな特徴となる。ITの特徴は、他にもいくつか指摘できる。EUC技術も大きな特徴のひとつである。なぜならEUCの実現によって協働労働を分散化し、個別管理、人事・経理などの業務を労働者個人個人にやらせる間接業務のセルフ・サービス化を実現させたからである。

2 「IT革命」による「内部化」の解体

こうした情報システムの持つ技術的特徴は、「企業社会」にどのような影響を与えているか、あるいは与えるであろうか。IT化による「企業社会」への影響を見ることによって本稿を閉めることにする。

いま進行している「IT革命」は、「企業社会」の形成要因たる「内部化」機能をことごとく破壊する

方向で進行しているように思われる。しかし先にも見てきたように「内部化」機能はこれまでの「企業社会」を維持・発展させる要因として積極的な役割を果たしてきた。したがってこの機能、「内部化の経済性」によるメリットを失うことは、これまでの日本企業の成長要因を失うことになる。

先に「企業社会」の構成要素として、内部労働市場、企業集団、企業城下町を代表的なものとしてあげた。そこで、ここではこの3者についてITによる影響についてみてみる。

1) 内部労働市場。企業では、パソコンが一人一台体制になってきている。EUC技術の進展は、ひとつの場所に集めて集団的な労働をするのではなく、一人一台体制により協働労働はパソコン画面上のバーチャルな世界で行う。OJTによる企業内教育訓練も企業ではやらず個人の費用で資格取得に励む。協働労働は、グループウエアなどITを活用することによりバーチャル組織のもとで可能となる。労使関係は、リストラ「合理化」の進行で、労働市場は短期・外部を中心とするようになる。わが国における経営情報システムの活用は、創造系情報システムとしての活用、SIS、DSSは一部の企業での活用であり、むしろリストラ「合理化」の手段として活用する。ITがリストラを推進する手段・技術として使われているのである。ITの推進により管理は小集団管理から個人の管理・個別管理へとシフトする。ITは内部労働市場を解体する役割を果たしているのである。

2) 企業集団。情報システムは、クローズド・システムからオープン・システムへと移行した。それは従来型の日本の商慣習や系列・企業集団における内部化された囲い込みからオープン化システムへの移行を意味する。ITによる企業集団の破壊は、グローバル・ネットワークの進展からも影響する。ITによって資材・部品の調達は世界最適調達を可能とする。またアウトソーシングも、グローバルソーシングを可能とする。系列・ワンセット主義は、閉鎖的商慣習として却って企業活動を制限する。企業集団として内部化することのメリットは、ITによっても解体する。

3) 企業城下町。産業空洞化による地域の切り捨てが進行した。そのうえIT化は、遠距離地域

ともネットワークにより結合できる。あえて地域に拠点をおく必要性はなくなった。IT化は、在宅勤務やテレワーク、サテライト・オフィスでの労働を可能とする。しかしこれらの勤務形態は企業城下町として維持することはほとんど必要ない内容である。

3 「企業社会」の解体と再編成

わが国における現代のITは、リストラ「合理化」の手段として活用されており、雇用増をもたらす手段として活用されているわけではない。また生産過程や流通過程でのITの活用も需要を喚起する目的で使われているわけではなく、FMS、CIM、POSなど需要対応としての使用にしか過ぎない。こんにち、ものづくりの危機も指摘されている。JCOの放射能漏れ事故や雪印事件、あいつぐロケット発射の失敗、これらは「企業社会」の解体と無関係ではない。現在のITは、一部にIT投資を期待する向きもあるが、全体的には供給増にも役立っていないのである。したがって現在のITの進展は、「IT革命」とはいえないだろう。

ところで、「企業社会」のメリットは、総額人件費コストの抑制や管理・支配の強化の手段としても有効であった。また成果主義賃金の導入が個人プレーを誘発し、組織・企業の生産性を却って低下させるという問題点も富士通の見直しで改めて注目されてきている。産業革命をもたらした道具から機械への発展は、分業に基づく協業による生産システムとして登場した機械制大工業による力が大であつただけではないことを改めて確認する必要がある。企業の発展は、個人の生産性を高めることではなく、組織の生産性向上によって達成できるものである。あらゆる組織を内部化することによって成立した「企業社会」を解体することは企業にとっても破壊行為に進展する可能性があるのでないか。日経連において「企業別労使関係は従来以上に重視する」としている。資本にとって、「企業社会」は解体されるものではなく新たな再編成をもたらすものであると思われる。

(いのうえ ひでじろう 所員 東邦学園大学)

コンピュータシステムの変遷と IT労働者

Takano masaki
高野 雅章

はじめに

1980年代の企業内情報システム形態はホスト中心（中央集権）であり、オンライン通信は専用線による各社独自のプロトコル（通信制御手順）で行われていた。この時期は各社固有の独自開発したオペレーティングシステム(OS)であり、ソフトウェアに関するアセンブラー、COBOLなどを独自に改良したコンピュータ言語を市場に提供していた。したがってハードウェアもプロセッサからハードディスク、プリンタ装置など各社独自に開発した製品を出荷していた。このため、コンピュータシステムを顧客に出荷するまで、数ヶ月かかるのは当たり前時代であり、また、ソフトウェアからハードウェアまで各社固有の技術蓄積がされ、それに伴って技術者も育成されていた。さらに、製品の品質管理はTQC (Total Quality Control)、小集団活動などを通じて現場労働者からの改善提案活動が活発に行われており、今とは比べものにならないほど検証がされて、出荷されていた。

90年代に入ると、それまでの大型コンピュータやオフィスコンピュータ、ミニコンピュータと呼ばれる中規模のコンピュータは各社固有のオペレーティングシステム(OS)からマルチベンダー・オープン化に対応したOSにとって変わっていくことになる。その後大きく展開するコンピュータシステムの変遷と技術動向を踏まえた上で、コンピュータ産業に携わる技術労働者として現在の職場状態がどうなっているのかを考察し、併せて日本のものづくりについて問題提起をしたい。

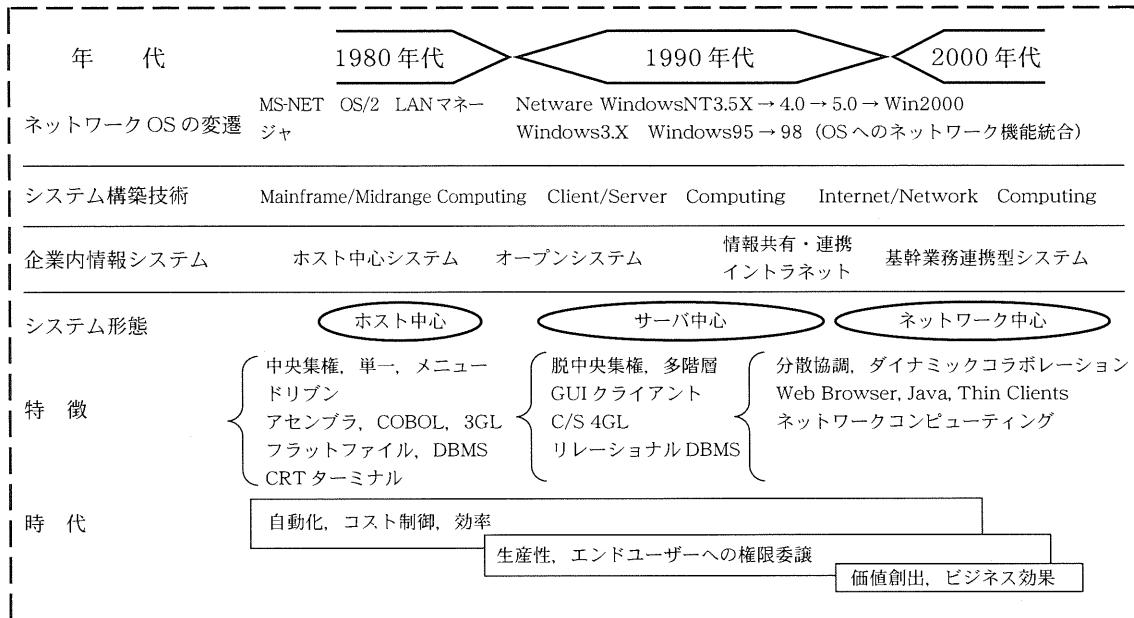
コンピュータシステムの変遷と 技術労働者の役割変化

マルチベンダー・オープン化の背景となったのは、自社で開発した製品だけではなく、他社（第三者製品）のハードウェア、ソフトウェアの製品・技術を含んだ組み合わせが可能となり、これらのパソコンを LAN (Local Area Network) 環境によって相互接続させることにより、情報の共有化を可能とし、図のようにサーバ中心の分散システムの構築が進んだことである。

当時はバブル崩壊、円高によって企業の利益を生み出すのが難しい時代になってきており、ダウンサイジングのかけ声の下に、サーバ中心（分散型）はコンピュータシステムの小型化（低コスト）へ急進展した。ダウンサイジングシステムはクライアント／サーバとして、比較的安価なパソコン（クライアント）と、パソコンを機能拡張させたサーバとのパソコン LAN システムである。この環境に適した OS として米国のノベル (Novell) 社のネットウェア (Netware) が1991年頃から急速に広まった。日本においてはこれまでの各社固有の技術蓄積から、ベンダーであるノベル社認定技術者CNE-J (Certified Novell Engineer-Japan) を何人保有するかが争われ、ネットウェア技術者の養成に力をそそぐことになる。認定資格をパスするために、講習会受講料、受験料を会社が一人あたり、数十万単位をかけて大量の技術者の養成をしたのである。ノベル社認定合格者には、名刺に認定技術者を示す CNE-J という赤いロゴマークを入れるように義務付けられ、国内メーカーを含むベンダー資格試験に

図

コンピュータシステムの変遷



コンピュータビジネスの変遷

1960～	1970～	1980～	1990～	2000～
汎用計算機 バッチ処理システム	オンラインシステム	PCの出現 OA PC-LAN MS-DOS, NetWare	インターネット、インターネット、グループウェア	
OS、プログラミング	システムエンジニアリング	システムインテグレーション ソフトプロダクツ	ネットワークシステム システムソリューションサービス	
⇒ ハードウェアを売る	⇒ ハードウェアを売る システムを売る	⇒ プロダクトを売る インテグレーションを売る	⇒ ソリューションを売る サービスを売る ビジネスモデルを売る	

おいてCNE-J取得者は一部試験が免除されるなど、ベンダー認定資格の中心的存在となっていた。また、応接室など顧客が訪問するところにはCNE-J認定証が額に入れられ飾られていた。

1992年にマイクロソフト社が販売したパソコン用Windows 3.0はMS-DOS(マイクロソフト社のディスクオペレーティングシステム)から、GUI環境を兼ね備えたOSへと市場を様変わりさせていく。このGUI(Graphical User Interface)は、マウスを使って、画面上に表示されたアイコン(絵記号)を移動させる操作方法で、ファイルを簡単にコ

ピーすることが可能になり、初心者にとっつきやすくなった。

1994年にマイクロソフト社は企業向けOSとして、Windows NT3.5を販売開始し、Windows3.0と同じ感覚で画面操作ができるのでノベル社のネットウェアから徐々に、マイクロソフト社のOSに切り変わっていく。すると各社とも今度はマイクロソフト社のベンダー資格であるMCP(Microsoft Certified Professional)技術者の養成に、力をそそぐようになった。今日においては、マイクロソフト社、ロータス社、オラクル社、シスコ・システム

ズ社など、米国のベンダー認定技術試験に合格することが日本の技術労働者に求められている。

1990年代後半になるとネットワーク中心（情報共有・連携インターネット）になり、マイクロソフト社の牙城であったOSの世界に、フィンランドの学生だったリーナス・トーバルズ氏が開発し1998年に公開したリナックス（Linux／PC－UNIX）がオープンソース（プログラムの基礎となるコードを無償公開する）OSとして爆発的に広まった。オープンソースはプログラマーが自由に検証、修正できるように、インターネット上に無償公開されており、世界中のプログラマーが協力することで、不具合を早期に発見し、ソフトの品質を改善することができると主張しているNPO（非営利団体）的考え方である。リナックスOSを世界中の人々に無料で公開、開放することによって、マイクロソフト社によるOS独占状態を打ち破ろうとするものである。マイクロソフト社はWindowsを毎年のようにバージョンアップし、それに必要なパソコン性能をアップして、消費者に高価なパソコンを購入させて、そのたびに莫大な利益を得ている。これに対してLinuxはまさにオープンソースによって、利益優先主義のマイクロソフト社の対極として世界中から支持され21世紀のビジネスモデルとして発展してきている。

このようにインターネットを活用したネットワーク・コンピューティングが導入され、インターネットのWEBブラウザ（閲覧）市場が急激に広がった。

次にソフトウェアはどうなったかというとEXCEL、ACCESS、WORDに代表されるアプリケーションソフトのほとんどがマイクロソフト社のものにとって変わった。

従って、日本独自のアプリケーションソフトが少なくなってしまい、顧客からのアプリケーションソフトに関しての問い合わせ、不具合対応はこれまで各社固有のサポート体制で解決出来ていたものが、社内ソフトウェア技術者では問題解決が出来ない状況に陥ってしまった。

かつて、日本のコンピュータメーカーは米国のベンダーであるノベル社、マイクロソフト社の開発が間に合わない時には、米国に技術者をながば強要されて派遣させた時期もあったが、マイクロソフト社に代表されるベンダーとの太いパイプをいかに継続

していくかが重要視されるようになっていき、米国ベンダーとの太いパイプ役の維持に躍起となってきたのが現状である。

コンピュータの開発・製造の現況

日本のコンピュータメーカーは各社固有のプロセッサを開発し、他のハードウェアについてもほとんどを独自に開発製造していたが、1990年代に入ってDOS/Vパソコン（IBM互換機で日本語が使えるOS）が登場するようになり、安価なハードウェアが次から次へと登場してくることになる。

プロセッサは米国のインテル社のPentiumプロセッサ、メモリは日本製のDRAM、ハードディスクはシンガポールなど、東南アジアで製造されたものが出荷されるようになり、各社独自に開発製造していたハードウェアは次第にこれらの製品にとって変わられた結果、開発製造が中止されていくことになる。現在、プロセッサは3ヶ月あまりで新製品が市場に登場し、モデルチェンジの速さと製品のライフサイクルのスピードに付いていけない状況になっている。ハードディスク（HDD）を独自に開発製造していた80年代当時、5インチHDD容量300MB程度で、車が1台買える値段（150万円）と言われていた。現在、HDD容量20GB、30GBのものが2万円たらずで販売されている。

現在販売されているパソコン製品のほとんどが台湾を中心とした東南アジアで製造されたOEM製品であるパーツを組み合わせ、各社固有のデザイン（筐体設計）を施して、各社認定のラベルを貼付したものである。したがってハードウェア不具合の対応は、そのほとんどが海外メーカーであるため、重大問題の発生時には技術労働者が台湾、韓国まで出張して不具合対応をしているのが実態である。技術労働者はハードウェアベンダーの不具合であることを認知しつつも、その解決にはハードウェアベンダーベースで進捗するため迅速に対応できない状況になっており、技術労働者の深刻な問題となっている。結果的に顧客のコンピュータシステムの不具合を長期化させる状況になっており、大クレームに発展するケースがしばしば起こっている。

また、マルチベンダー・オープン化が進展するに

伴って深刻な状況を呈しているのが、いわゆるOSと周辺機器などの接続時のデバイス・ドライバ(周辺機器を接続したときに導入するソフト)との相性問題がある。

OS及びアプリケーションソフトの不具合に関しても技術労働者は不具合が発生すると障害情報採取ツール(電子工具)であるエラーログ(障害履歴)、メモリダンプ(メモリ状態の出力)などの情報採取をして解析することになるが、解析に必要な情報がオープンになっていないため、これらの解析にあたってもマイクロソフト社などのベンダー窓口とのやりとりで対応している。ログの解析はまだしもメモリダンプの解析となるとマイクロソフト社に依頼するしかない状況になっている。マイクロソフト社はこれらの解決策としてWindows2000から各ハードウェアベンダーに対して事前に動作確認の検証をしてもらうデジタル署名を提唱して、導入開始をしたが普及の勢いは弱く、有名無実化が危惧されている。

技術労働者の置かれている状況

「現在は千年に一度の歴史の大転換期であり、またIT革命で、“スピード”がなによりも重要になっている。いま改革しないと21世紀には発展出来ない(松下電器)」「ITの各事業へ応用、それぞれの事業のIT化が事業競争力強化にとって必要不可欠である(三菱電機)」「インターネットの市場拡大に全力をあげて取り組んでいく(NTT)」(林 房次「IT活用で変わる職場と労働」『労働運動』新日本出版社、2001年1月)など、業界はIT化に全力をあげてとりくんできり、「IT革命」の名のもとに、多国籍企業を軸とする国際的産業再編成と結びついた地球的規模のM&Aや持ち株会社化、分社化、子会社化を推し進めている。

労働現場では「国際競争力」、「コスト競争力」、「生き残り」を口実に、人減らしや首切り、非正規社員への切り替えなどによる人件費の削減、長時間労働・サービス残業の横行、成果主義賃金による総額賃金原資の引き下げが行われている。

成果主義賃金制度には、多くの技術者が「賛成」しているものの、現在の制度は、「考課・査定の基

準が不明」、「仕事の達成度が正確に査定されない」、「上司が客観的な基準や根拠なしに恣意的に査定している」ことに対する不満が強い。(朝日新聞2001年3月19日)

93年には管理職、98年からは全社員に「成果・業績主義賃金制度」を、どこよりも早く導入した富士通では、売上高に占める人件費比率が導入前の13.9%(93年3月期)から導入後は11.9%(99年3月期)に下がっており、容易に総人件費削減をさせる賃金制度であることがわかる(前掲論文)。このような状況において富士通では「成果主義賃金制度」の矛盾が「失敗を恐れるあまり、高い目標に挑戦しなくなった」、「新しい課題に挑戦して失敗すればマイナスになる。このため手っ取り早く成果のあがる業務にばかり目がいき、いくら努力しても評価されない地味な業務は見向きもされない風潮がひろがっている」、「自分の目標達成に手がいっぱいになり、問題が起きたら他人に押しつけようとする」、「顧客からは商品の欠陥や納期の遅れ、見積もりミスなどさまざまなトラブルが発生し、ヒット商品も生まれなくなり、利潤が落ち込んでいる」。まさに会社存亡にかかわる事態が一挙に表面化し、この制度の弊害を批判する技術労働者や管理職からの声が相次ぎ、ついに見直しを表明せざるを得ない状況である。

また、職場の労働者構成も大きく変化している。どの企業でも技術開発部門、生産現場に派遣労働者を大量に採用しており、新規開発のプロジェクトは設計派遣会社からの派遣労働者や関連会社の技術部門から請負で構成され、開発が終わるとプロジェクトが解散し、派遣労働者達は職場からいなくなる。このため、技術が蓄積されない状況がある。

生産現場では、これまで技能を培ってきた人たちを出向、配転、応援作業に出して製造単価を切り下げるなど、目先の利潤追求によるリストラ「合理化」をすすめている。いまや職場の半数が、関連会社と派遣会社、パートなどの労働者で占められている。当初、組み立てロボットなど自動化された生産ラインでの簡単な組み立て作業(単能工)に配属されていたが、最近ではITを活用したセル生産方式と上記の生産ラインを融合させた「セルライン」方式を導入し、一人で1台ずつ、数十種類のある構成部品の工程をこなす「多能工」として採用され、ま

た、板金を削ったり、打ち抜いたりするという技能と熟練度が試される職場にも配属されている。

こうして派遣社員やパート労働などに依拠してきたことから、熟練労働者の不足、技術や技能の伝承ができず「物づくり」にも影響を与えている。いまは重大事故につながっていないが、「取り付けネジの忘れ」「部品の間違い」「シールの貼り間違い」「ケーブルの逆差し」など製品のクレームはあちこちで多発し、それが労働者にしづ寄せされ、加重な労働にもつながっている。

このような状況におかれている技術労働者は職場の中核として働いており、そのほとんどが40歳代以下である。電機連合が社団法人国際産業・労働研究センターと共同で行った、情報サービス産業における技術者の意識調査によると、会社に対する不満の理由のトップは、「賃金・一時金が低い」が48.1%、「仕事量に比べ、人員がすくない」が39.8%、「仕事に対して評価が十分になされていない」が33.9%、「新しい知識・技能を獲得する機会が少ない」16.7%となっている。「転職を考えていますか」という問い合わせに対して「現在探しており、活動中である」が2.5%、「現在考えているが、実際には活動していない」36.9%，合わせるとほぼ40%が転職したいと考えている。その理由として、「収入に不満だから」が42.9%，「会社に活力・将来性がない」が29.0%，「違う分野を経験したい」が27.5%となっている。

日本における技術労働者の環境は、転職したい労働者にとっては職種における経験年数、年金、退職金などがまったく考慮されていないため、転職したくても出来ない労働環境、社会システムとなっており、技術労働者がどこの企業に転職しても不利にならない労働環境が必要となっている。

おわりに

コンピュータシステムの変遷とそこで携わる技術労働者の状態を見てきたがOSをはじめとするIT（情報技術）の発展は人類の文化・技術発展のなかでも画期的な一段階を迎えている。

とくにインターネットの発展と普及は世界中のコンピュータ同士の通信を可能にし、多様な情報を入

手し情報発信する、新しいコミュニケーション手段となっており、「IT革命」を利益優先主義、企業の自己利益追求だけの近視眼的な対応でITを活用するのではなく、これらの新しい技術を人類の共有財産として、またITのセキュリティ問題の対応など、すべての人が享受できるようにするために積極的な役割を果たすのが技術労働者である。

また日本のグローバリゼーション（国際市場競争）に対峙する方向をしめす視点としては米国の自己利益優先、効率一辺倒、資源浪費のグローバリゼーションによる地球環境破滅型のビジネスモデルではなく、ヨーロッパ諸国（EU）が積極的に取り組んでいる、持続可能社会に対応した次のようなビジネスモデルの取り組みを参考にしたい。

① 文化や地域的な独自性を尊重し、地球温暖化問題や遺伝子組替え食品反対などをはじめとする「環境問題とセキュリティ（安全）」をどう構築していくのかということが取り組まれている。フランスの典型的なモデルとしてはワインがあげられ、その文化や地域特性を商標や特許で守ろうとしている。電子マネーにおけるセキュリティに関しては個人情報保護を優先した技術開発や、ドイツのデジタル署名法、フランスの電子署名の暗号開発などが独自に開発されている。

② リナックスに代表される、世界中のプログラマーの非営利（NPO）活動を通じて発展している「オープンソース」を重要視していることである。先にも述べたマイクロソフト社の商法は地球環境に配慮しない資源浪費型であり、これに対してリナックスに代表される無償OSは、これまで使われてきた性能で充分に対応可能であり無償OSを人々に開放することによって、廃棄されるパソコンを減らすことが出来る。

これらは日本の技術労働者のすすむべき役割を示唆しており、また、今日のグローバリゼーションへの対応として大変、手がかりになるのではないかと考える。

さらに、長時間労働・サービス残業の横行などおよそグローバル・スタンダードでは通用しない職場の状態を改善して、世界から注目されるような働きやすい技術労働者の労働環境を確立することが求められている。

（たかの まさあき 電機産業労働者）

こうすれば持続可能な日本ができる

—アジェンダの提案

本稿は、基礎研春季集会の全体集会「どうすれば人間発達社会が築けるか」(2001年3月11日、京都府立大学)の場での私の報告(『21世紀の経済社会を構想する』桜井書店、2001年に掲載)に、若干の補正を加えたものである。



FUJIOKA Atsushi

藤岡 悟

正しく強く生きるということは
みんなが銀河全体を
めいめいとして感じることだ (宮沢賢治)

経済のない道徳は寝言である
しかし道徳のない経済は犯罪である
(二宮尊徳)¹⁾

このアジェンダ案自体、これまで基礎研の様々な集会の場で検討していただき、そのつど修正してきたものである。基礎研関係者のみなさんによる、さらなる集団的検討をお願いしたい。

さて、1980年代に基礎研関係者によって形成されてきた「人間発達の経済学」は、90年代に入ると、2つの方向からの挑戦にさらされるようになった。その第一は、1992年6月のリオの地球環境サミットに示されるような環境問題による挑戦である。いま一つは、91年のソ連邦の崩壊に示されるような「ソ連型社会主義」の破産という事態の挑戦であった。これら2つの事態にどう対応し、自己変革をはかったらよいのかが、90年代の基礎研運動の課題となつた。そのなかで「人間発達の経済学」は、環境問題を重視する流れと市場原理の生命力・有用性を重視する流れに分岐

し、分極化していったように思われる。

私は、気候フォーラムの運営委員をやるなど、どちらかといえば環境問題の挑戦にこたえて、どう「人間発達の経済学」を発展させたらよいかを軸にして考えてきた人間である。しかしその崩壊から、何も学んでいないわけではない。そうではなく本稿では、ソ連をめぐる悲劇から「市場活用主義」(市場万能主義ではなく)を重視するという教訓を引き出している。反市場主義や反企業主義といった立場をとっていないのである。その意味で、本稿は「人間発達の経済学」をめぐる2つの流れの分岐を統一し、より高い段階にこれを引き上げようとする試みだといつてもよい。

はじめに —4大課題の解決をめざして

21世紀の人類が解決を迫られている課題は多いが、核と戦争による人類の急激な大量死の危険を別とすると、死的に重要な問題は次の4つだと思う。

その第1は、環境破壊による人類の緩慢な大量死を避けることである。たとえば人類は、二酸化炭素を炭素換算で年間60億トン排出しているが、

気候を安定させようとすると20億トンのレベルまで下げなければならないという。ここ20～30年の間に二酸化炭素の排出量の1/3化を達成しなければならない。ただし発展途上世界の絶対的な貧困と人口増を考えると、地球上で生み出す富の総量を2倍程度に増やすことが必要だろう。1/3の化石エネルギーを用いて富の総量を2倍にするには、化石エネルギーあたりの富の生産性を6倍に引き上げる必要がある。ここ20～30年の間に、労働の生産性ではなく、エネルギーの生産性のほうを6倍に引き上げるエコ産業革命に成功できるかどうかに、人類の未来がかかっている²⁾。

第2に自己増殖するマネーの魔力のコントロールである。他の万物は老朽化するが、マネーだけは永遠の生命を謳歌し増殖する。その増殖力はいかにすさまじいか。試みに2000年前に年5%の金利を条件に1円を投資したとしよう。そうすると1円は、今日では地球の重さの黄金の玉13億個に姿を変えるという。しかし現実には、そのようなことは持続不可能であり、途中で、恐慌・反乱・戦争・徳政令が生じざるをえない。マネーの魔力の相続を制限しないかぎりは、持続可能な日本づくりは不可能となろう。またマネーはたえず貯めこまれ、消費不況を深刻にするであろう³⁾。

第3に、マネー移動のグローバル化のなかで、労働・人権・環境基準の最底辺への切り下げ競争が激化し、世界では労働人口の1/3にあたる10億人が失業ないし半失業状態になっている。日本も例外ではない。生活への不安が消費不況を激しくし、新たな紛争の火種となっている。彼らに働きがいのある仕事を保障したり、市民としての尊厳を保障する生存保障制度を整えないかぎり、不況の激化は避けられないであろう。

最後に、人間の人格とアイデンティティの危機である。人は、自らの力で作りだしたモノ（労働生産物）については支配・所有できるし、商品化しても問題はない。しかし自らの力では作りだせない「かけがえのないモノ」、自らを生み出してくれた命の根源、宇宙における命の流れを「支配」したり「所有」したりできるわけがない。しかし人間——自己中心主義の考えに染まった近代人たちは、大地（自然）を自己の所有物と考えたり、自己の生命と能力とを己れの私有財産と考え

る観念論に侵されてきた。その結果は、自然体としてのアイデンティティの喪失であり、精神病理の蔓延であった。「自分を中心にして宇宙が回っている」という天動説からのコペルニクス的転換、唯物論的な自然／人間中心主義にもとづいた新たな倫理の形成が求められる⁴⁾。

これら4つの課題をトータルに解決していくには、どうしたらしいのか。いま世界のNGOがそのことを考えている。人間とは弱い者であり、道徳の説教だけでは、新しい社会を形成することはできない。「そうしたほうが得する」というしくみ、いわば「徳が得になるような経済システム」を形成することが必要だということもNGOの共通了解になりつつある。世界各地の先進的動きを参考にしつつ⁵⁾、日本経済を素材にして改革のためのアジェンダ案を提起したい。

I 経済価値と倫理的価値の接近・融合のために

(1) 21世紀を「環境=いのちの世紀」にするために、新たな「労農同盟」を構築し、「小食健康法」にもとづき、大地・生命系・有機農業と結合した簡素で自発的な生活を創るための社会・文化運動を展開する⁶⁾。

(2) 従来型の生産性の定義（労働の生産性）ではなく、もう一つの定義（資源の生産性）のほうを政策的に重視する方向で、国民合意を形成する。

(3) 市場内の経済活動のもたらす市場外への波及効果——社会的・政治的・文化的・エコロジー的コストと便益とをトータルに測定・評価する手法を開発するとともに、GDPに変わる「眞の豊かさ指標」ないし「総合的進歩指標」を作成・公表し、これにもとづいて、企業・公的部門の政策と業績を総合的に評価できるしくみをつくる。

(4) ①人間が作り出すモノ（再生産可能な労働生産物）、②人間が作り出せないモノ（再生産できないモノ、人間を作り出す命の源）、③両者の中間領域（生命の維持・発達に直結する労働活動）を区別し、②に属する再生産不可能な地球共有・伝承財（生物・遺伝子、大地・水資源・宇宙空間、再生不可能資源、血液・臓器・生殖行為、

民族と地域のアイデンティティを育む言語や文化財、学術的科学情報）、③に属する食料、人間の発達を支援する対人ケアサービス・教育・文化活動などは、①と同一基準で私有・商品化・貿易の対象にはならないことを明確にする。

(5) 人間と地域生命系の発達課題に適合しているか否かという「適正技術」という新たな価値基準にもとづき、科学技術導入の事前評価・事後点検制度を確立する。

II 税制改革

税源の重心を資本・労働の果実から、人間を作り出す命の源たる地球共有・伝承財の利用行為のほうに移し、「大自然の子」としての人類が、「自らを生み出す根源」への敬虔で節度ある態度を取り戻す方向に誘導する

(1) 消費税を廃止し、ぜいたく品を対象にした奢侈品税のほかに、化石エネルギー（炭素税）・処女資源を対象にする環境（再生不能資源利用）税を創設する。諸外国とも連携しつつ環境税の税率を毎年5%ずつ引き上げ、20年後には100%の税率を課すことをめざす（なお国際競争力を衰えさせるという懸念への対策としては、環境税の国際的な導入をめざすが、過渡的には輸出にあたって水際で環境税を払い戻す。また環境税の未導入の国からの輸入品に、水際で環境税を徴収する措置などを講ずる）。

(2) 固定資産税については地価（土地価格）税の性格を強める⁷⁾。すなわち、建物への課税を低率にするとともに、一定面積以上の土地価格への税率については大幅に引き上げる。100年以上耐用の住宅建設については課税を免除するなど税制で支援する。

(3) 水道使用量1トンあたり2円程度の水源税を設け、その税源をもとに森林保全青年隊をつくり、国土の森林資源の保全に役立てる。

(4) 水資源・大地、再生不可能資源・エネルギーの価格については、大口消費者ほど割高になる価格逓増制の採用を検討する。

(5) 土地の売買益については、その大半を税金として徴収し、土地で金儲けできる余地を小さ

くする。土地の売買損については、公共部門に売却するばあい税法上の優遇措置を講じる。

(6) 市場競争における「機会の均等」を明確にするために相続税の累進税率を引き上げる。相続額の上限（たとえば1人5000万円、ただし自営業の相続のばあいは特例を設ける）を定め、それ以上の相続財産はNPOに寄付するか、国庫に収納する。「1世代個人主義」の精神を明確化することで、蓄積された貯蓄が消費にまわりやすい仕組みをつくる。

(7) 広告税の創設、とくに大量生産・消費・廃棄の文化を称揚する宣伝についての税率を高める。

(8) 短期間の有価証券の売買にはキャピタルゲイン税を課す。

(9) 賃金にたいする課税免除の上限を引き上げる。また企業活動の利潤（投機を除く）への課税を軽減し、「持続可能な資源循環型経済」づくりをめざす自由で創意ある企業活動を奨励する。

III 人間の尊厳をささえ、市民社会を強化するための社会保障制度

(1) 戸籍制度を廃止するとともに、日本住民（定住外国人もふくむ）にたいして、一定の市民的義務の遂行（たとえばボランティア活動や統治活動への参加など、予約もふくむ）を条件に市民的尊厳を支える最低生存保障＝「市民所得」保障制度を設ける⁸⁾。幼児もふくめて個人単位に年齢別に年間60～100万円を支給し、それ以外の社会保障制度は、高額医療保険、障害者手当、（地震）災害補償制度などを除いて原則として廃止する。財源は、環境税と地価税をあて、天の恵みは、個人の市民的自立の基盤形成のために用いることを明確にする。

(2) 福祉・教育・交通・環境保全などの公共サービスについては、国家としての整備・提供責任を明確にしつつ、①公共部門中心に運営し主として補助金で賄う中核的パイロット的分野、②公営のほかに企業・NPOの自由な参入に委ね、一定率の公費助成を行う周辺的分野、③企業・NPOに委ね公費助成を行わない境界的・実験的分野に分けて対応する。いずれのばあいも、受給者によ

るコントロール体制を強化し、公共サービス提供の民主的効率化を図る。

IV 労働時間の短縮による雇用の創出

(1) ①無償のサービス残業を禁止するとともに、②残業労働への割増賃金率を60%に引き上げることで企業の残業依存体质を改めさせ、新規雇用を促進する。①の措置で90万人の新規雇用、②の措置で170万人の新規雇用を実現し、完全失業者の80%の吸収をめざす。

(2) そのうえでオランダのようにフルタイマーとパートタイマーとの完全な同権を確立し、パート化を推進して、雇用を増やす⁹⁾。また人材派遣業は、労働組合などの非営利団体に制限し、人材派遣業から出発したという歴史的原点をふまえた労働組合の発展を支援する。

V 資源循環型・人間発達支援型の地域づくり・仕事おこしを促進する

(1) 家電リサイクル法を拡充し、大型消費財の回収・解体・リサイクルの費用と責任をメーカーが負うしくみをつくる。

(2) 人間発達と地域自立を促進する適正技術を振興する。とくに「風車」協同組合、生物の世界に習うゼロエミッションの産業クラスターづくりなどの「エコ産業革命」を促進する。

(3) 市民セクター、NPO、労働者協同組合などによるコミュニティ再生のための仕事おこし、公共部門への参入を支援するために、法的整備を行うとともに、寄付金の税額控除、公費助成制度を拡充する。

(4) 以下の諸分野において公共部門による雇用を促進する。

①25人学級制度 ②地域に遊びのクラブと指導者の設置 ③「良心的兵役拒否国家」としての平和創出のための代替奉仕として、自衛隊の一部を災害救助隊に転換するとともに、自衛隊予算をくみかえて、数万人規模の青年国際災害救助隊・人道支援隊を創設し、海外に派遣する。

(5) 貨物の輸送運賃にくらべて人間の輸送運賃が割高になっている現状を改め、人と情報・文化の流通を相対的に安くし、物の流通を相対的に高くする交通政策を導入する。

(6) 無秩序なスプロール化を抑制しつつ、農村と都市とを一体にした資源循環社会をつくる。また職住近接を促進するとともに徒歩と自転車の移動（半径2キロ）で基本ニーズが満たせる地域づくりにつとめる。地域住民に密着した農業や地場産業、商店街のもつ社会的便益を評価するしくみをつくり、その保存と発展をはかる。コンビニなどの夜間営業時間の短縮につとめ、自動販売機の設置場所と台数を制限するなど、エネルギー浪費の少ない地域づくりを進める。

VI 賃金・人権・環境水準の最底辺への競争を抑える国際的しくみの開発

(1) ①人間が作り出すモノ（労働生産物）、②人間が作り出せないモノ（人間を作り出す命の源）、③両者の中間領域（生命の維持・発達に直結する労働活動）を区別し、②③については、①と同一基準では、自由貿易の対象にはならないという新しい貿易ルールをつくる。

(2) 進んだ賃金・人権・環境基準を設定した国が不利にならない関税調整制度をつくる。世界的な地球市民ミニマムの人権・環境基準の年次改善計画を設定し、これにみあつた途上国の保護政策を承認する。

(3) 人間と財貨の国際輸送運賃については重量あたり同額を原則にし、物流よりも、人の移動、文化・情報・運動の交流の方を促進するようになる。

(4) IMF、世界銀行、WTOの廃止、国連の下での民主的な新制度の創設。

(5) 脱税マネーの温床となっているタックスヘイブンの一斉閉鎖にふみきる。

(6) 世界中どこからでも、ごく安価な費用でインターネットにアクセスできる世界情報基盤をつくる。

VII 軍事力・経済要素の国際移動に たいするグローバル・ガバナン スの強化

(1) ①国際交通機関の燃料（バンカー油）にたいして炭素税ないし環境税をかける, ②為替取引に0.5%を課税するトービン税の国際的創設, ③武器貿易の禁止をめざし, 当面は武器貿易には重税を課する, ④宇宙への兵器と核物質配備を禁止するとともに, 軍事偵察と諜報目的の宇宙利用, 宇宙（の電波）空間の商業利用に課税する。

(2) 以上の財源を国連強化に役立てるとともに, 国連のグローバル・ガバナンス機能を強化し, 地球規模での格差是正, 所得の再配分に役立てる。

(3) 米国などの特許重視の知的財産権戦略の発動に制限をくわえ, 地球公共財としての科学技術情報の流通の自由を促進する措置をとる。

(4) 世界人口の安定化につとめるとともに, 難民・外国人労働者の公正で秩序ある受け入れを促進する。長期ないし永住外国人については市民的権利を認める。

VIII 企業・株式会社の改革

(1) 法人は自然人と異なり政治活動の主体でないことを明確にし, 企業の政治活動・政治献金を禁止する。

(2) 遺伝子, 水資源, 臓器, 生殖行為など, 人間を生みだすものは私有と企業活動の対象にはならないことを企業定款に明記させ, いのちと人間の尊重, 地域社会への奉仕を義務づける。

(3) 営利企業にたいしては, 社会資本基盤の利用料として, 一定額の法人住民税を課税するが, 法人所得税の税率は軽減する。また地域に根ざす選択をした企業には, 法人税を支払うかわりに, 地方政府に一定率の株を譲渡させるという方式を検討する¹⁰⁾。

(4) 米国の内部告発者保護法（whistle blower Act）にならい, 企業・行政の不正行為を内部告発する関係者を保護・奨励する制度をつくる。

IX 貨幣・金融制度の改革

(1) 貨幣の交換手段の役割を重視し, 利殖手段の側面が一人歩きしないように規制をくわえる。預貸率を制限し, 銀行の信用創造機能を膨張させない。

(2) 貨幣が地域循環するしくみの開発を支援するとともに, 地域通貨, 国家通貨, 國際通貨の3種類の通貨の多元的に共存する通貨システムをつくる。

X 国家の民主化とアジアとの和解 ——日本史上初の「国民(市民)國 家」をつくる

名実ともに国民が主権者となった国家(国民國家)の形成をめざして――

(1) 米国の1996年電子情報公開法にならい, 政府情報はインターネット上で徹底的に公開せざる。

(2) 「宇宙—情報霸権国家」米国の霸権主義に反対し, 安保体制から離脱し, 非同盟中立の「良心的兵役拒否国家」の道にふみだす。

(3) かつての天皇制国家の犯した侵略戦争責任を認め, 戦争犠牲者の個人補償をおこなう。

(4) 欧州連合の先例に学び, APT諸国〔アセアン・プラス・日本, 中国, 韓国〕のあいだで共通の通貨・金融同盟を結び, 紛争・戦争の起こりにくい「内臓のつながったような東アジア経済圏」をつくる。

おわりに

見られるように, このアジェンダ案は, 反市場主義・反企業主義の立場には立っていないし, 公共部門の存在意義と責任を問にする反国家主義の立場もとっていない。むしろ, 市場, 国家, 市民社会に委ねるべき3つの領域を見すえつつ, 個人が, 自らを生み出してくれた命の根源(大自然と社会のなかの命の流れ)に向かい、「エコロ

ジカルな自覚をもつ1世代シングル」に成長していくためには何が必要か¹¹⁾、その経済的基盤を整えようとした。ミヒヤエル・エンデの作品世界を借りるならば、無数のモモたちを生みだすための経済改革案だといってよい。

昔、世界の諸民族は、収穫の秋には、自らの勤労の成果を、母なる大地・大自然に捧げ、献上する感謝祭を行った。そしてそのお供え物は、まつりごとの後には共同体員にできるだけ公正に分かれ合ってきた。このしきたりの伝統を、21世紀に創造的に復活させる試みだといつてもよい。持続可能な社会を形成するための討論の素材となれば、幸いである。

- 1) 内山 節『市場経済を組み替える』農文協、1999年、211ページより。
- 2) シュミット・ブレーク(佐々木 建訳)『ファクター10』シュプリンガー東京、1997年。
- 3) 河村厚徳ほか『エンデの遺言』NHK出版、2000年、64ページ。
- 4) 藤岡 悠「エゴからエコへ」『経済科学通信』93号、2000年8月参照。

- 5) たとえばデビッド・コーテン『グローバリズムという怪物』シュプリンガー東京、1997年。ジェームズ・ロバートソン『21世紀の経済システム展望』日本経済評論社、1999年、などを参照。
- 6) 「簡素で自発的な生活運動」を提唱するジュリエット・ショア(森岡孝二ほか訳)『浪費するアメリカ人』岩波書店、2000年、を参照。
- 7) 税源を土地と自然資源の利用に移そうとする地価税推進国際協会の活動については、<http://www.interunion.org.uk> や <http://www.schalkenbach.org/>などを参照。
- 8) 市民所得については、小沢修司「アンチ福祉国家の租税=社会保障政策論」『福祉社会研究』(京都府立大学福祉社会研究会)第1号、2000年6月参照。
- 9) 長坂寿久『オランダ・モデル』日本経済新聞社、2000年。
- 10) この点、E・F・シューマッハー『スマール イズ ピューティフル——人間中心の経済学』講談社学術文庫、1986年、371ページを参照。
- 11) 伊田広行「スピリチュアル・シングル」『大阪経済大学論集』50-3、1999年。

(ふじおか あつし 所員 立命館大学)

『経済科学通信』バックナンバーのご案内

第93号 特集 環境・市民・公共事業

21世紀の環境問題と社会経済システム（植田和弘）／長良川河口堰による環境破壊と建設省の責任（柏谷志郎）／徳島・吉野川第十堰問題その後（K・U）／公害被害者とともに進める環境再生のまちづくり（傘木宏夫）／環境評価の方法（友野哲彦）／グリーン調達の進展とISO14001認証取得の「ドミノ倒し現象」（佐古井一朗）／遺伝子組み換え作物と地球環境問題（江尻 彰）／環境の世紀における将来社会構想（佐々木建）エゴからエコへ（藤岡 悠）

77号まで1部1,000円、78号～87号まで1部1,200円、88号以降は1部1,300円

ご注文は基礎経済科学研究所 TEL&FAX 075-255-2450 URL <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/kisoken/> まで

討 論

本誌94号 神谷論文についての疑問

森岡 孝二

神谷氏は「女性の労働参入が高まると、もともと労働の質が男女間で異なるものではないことも発見され、生産力に寄与する女性労働の正当な評価が遅々としてはあるが徐々に改善されざるをえない」と述べ、M字型カーブが上方にシフトしてきていることを示す図と、所定内給与の男女間格差が縮小していることを示す図（いずれも『平成11年働く女性の実状』から）を挙げています（p.39）。

「労働の質」とか、「生産力に寄与する女性労働の正当な評価」といった表現は意味が不明確ですが、それは問わないとしても、上の認識は次の点で間違っているのではないかと思います。

第1に、雇用労働ではなく、農業・自営を含む女性の労働参加全般についていうなら、労働力率は、1956年の56.4%から、97年の50.4%に下がっています。この間、農業人口が激減しながら、まだ女性のパート雇用が激増するにはいたっていない期間は下がり続け（最低は75年の45.7%）、その後、パート雇用が目立って増加するようになってからは上昇に転じています（数字は「労働力調査」）。

第2に、自営労働であれ、雇用労働であれ、労働参加率の上昇だけをもって、女性の地位の向上や状態の改善をいうことはできないのではないでしょうか。たとえば、農業や商工自営業においては、女性が家族労働力として働きながら、その果実の取得と処分の権利は男性に属するという事態は、昔はもちろん、今までみられることです。

第3に、M字型カーブの変化は、谷が浅くなつたことではなく、カーブ全体が上方にシフトしたことを見ます。上昇しているのは増え続ける未婚者の労働力であって、有配偶者の労働力率は不況の影響で最近は下がつて見えいます。

第4に、所定内給与の男女間格差が縮小しているのは、一般労働者（フルタイム）の男女を比較した場合のことでのことで、パートタイムを含めて比較すれば、格差は縮まつていないことがわかります。

「賃金構造基本統計調査」によって1998年の1時間

当たり所定内給与をみると男性フルタイム2002円、女性フルタイム1295円、男性パートタイム1040円、女性パートタイム886円となっています。アバウトに比較すれば、ここには100:65:50:45の関係があります。賞与や諸手当を含めればこの格差はもっと開きます。

最近の『就業構造基本調査』や『労働力調査特別調査』によれば、女性労働者のうちの非正規雇用者の割合は、範囲を広くとれば60%、狭くとっても45%にのぼっています。非正規雇用の大半はパートであり、40歳～50歳の年代にかぎれば、女性労働者の半分はパート労働者です。このウェイトからみても、パートを除いた格差論は現実的ではありません。

神谷氏は、家族主義的福祉国家を問題にしながら、無償労働における、性による時間の不平等が多年にわたり絶望的なほどに変わっていないことについてはなんら問題にしていません。私は、既婚女性の雇用は賃金が著しく低い使い捨てのパートしかなく、女性の時間あたりの収入力（機会費用）が極端に低い状態におかれている限り、性による時間の不平等の改善は（他のいかなる施策を進めても）期待できないと考えています。この面から考えても、問題解決の鍵は、パートとフルタイムの別なく、男女同一（価値）・労働同一賃金の原則にもとづいて、時間賃金の平等を確立することにあります。そうなってはじめて女性労働が正当に評価されるようになり、男性にもパート志向と主夫志向の人が増え、「男女が共に有償労働と無償労働を均等に担える社会制度の構築」の道が開けるだろうと思いません。

最後に論点は異なりますが、氏が政府支出の対GDP比率の上昇から、日本の福祉国家化を論定しているくだりにも疑問があります。公共事業で政府支出が膨らんでも、福祉国家化したことになるのでしょうか。図表4（P.41）に挙げられている日本の社会保障給費の対GDP比率の際だった低さからいっても、神谷氏の福祉国家進展論はあまりに短絡的な議論であるように思います。

森岡氏の批判に応えて

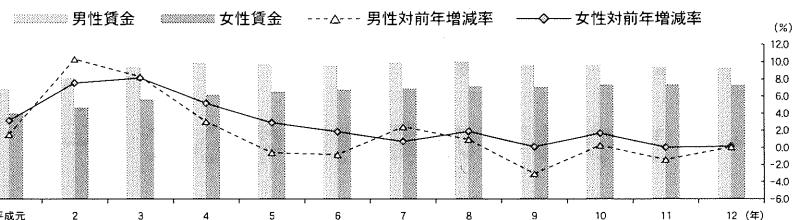
神谷 章生

森岡孝二氏から拙稿(通信94号所収)に対して根源的批判も含め、いくつか論点をいただきました。現代社会についての基本的な認識・評価の違いが問題ではないかと思われますが、何点かについてコメントすることで編集局からの依頼に対する責を果たしたいと考えます。

第1点。日本の財政に占める公共事業の比率の割合が非常に大きいことはそのとおりでしょう。もちろん、社会保障関連経費のGDP比も次ページに載せております。このところでは戦時体制が一定の福祉国家的施策をとらざるを得ないこととの関連で、日本の国家予算が大幅に膨れ上がったこととそれが戦後長期にわたって予算拡大が見られなかつたことを整合的に説明するという議論をしております。また、国家予算に占める公共事業の大きさが、日本型保守政治の「福祉国家」機能という形で論じられていることは、周知のことではないでしょうか。

次に、森岡氏が都市化以前の状況を現在と比較して議論されているのは、拙稿にたいする誤解ではないかと思います。私の議論は、高度成長期と現在を比較しているものです。拙稿の論点は基本的に落合恵美子氏の仕事に依拠しています(『21世紀家族へ』)。94年現在の30代の一時離職(M字型就労の底部分)は、かつてのどの世代よりも割合として少ないというデータがあります。このことをどう解釈するかということです。私はここから女性の意識の覚醒の有無に関わらず、社会経済的変化の中で結婚・出産・育児期にも労働を継続せざるを得なくなる、あるいは一時離職期間を短縮せざるを得なくなるという解釈を試みました。

男女フルタイム、男女パートタイムを含めて、男女間格差がまだまだ大きく、とりわけ女性の労働参入のうち、パート労働の占める割合が大きいため、それらを総合的に判断すると、森岡氏が指摘されるように「格差は縮まっていない」との議論は理解できます。ただ、ここで問題にしているのは、男女間の賃金格差の縮小であつ



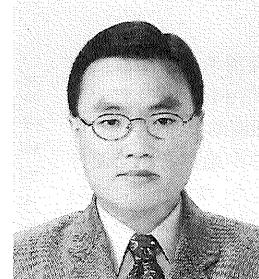
て、その背景にはこの間の自由化=規制緩和の流れの中で生じている「資本の論理」の貫徹があるというものです。ついでに拙稿では男性の基幹労働力としてのあり方も変化し、「不安定雇用化・低賃金化」する傾向も指摘しています。また、パート労働についてみれば、すでに上図(パートタイム労働者の性別1時間当たり賃金及び対前年増減率の推移(産業計、企業規模計), <http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/0103/t0328-1-zu10.html>参照)が示すように男性の賃金が減少し、女性が伸びることで男女間の格差が縮小しています。私の言い方でいえば「資本主義の自由主義的再編」下で生じつつある男女間格差の縮小とはこのような形で生じるというものです。決してバラ色の未来を描いているではありません。ただ、以前の男性への割増賃金を支払っていた時代からみれば、男性と女性が同じ土俵に立つ基盤が「強いられた形」ではあれ、作られる可能性があるというのが拙稿ならびにこれまでの『通信』や出版物で論じたものの骨子です。

最後に森岡氏と私の議論のスタンスの違いは、おそらく現代社会の趨勢に対する評価の違ひなのかもしれません。丸山真男は現代社会に至る日本の近代化を「私民社会」(欲望の果て無き解放)と描き、自発的結社を媒介とする欧米型市民社会への未完のプロジェクトを想定しました。私は丸山の日本における近代化の未完成を、「資本主義の過剰貫徹」と描いた渡辺治氏らとこの点はほぼ同一ですが、資本の過剰貫徹の中に新しい可能性をみようと思っています。以上、十分な議論は展開できておりませんが、これまでの私の議論の繰り返しになりますので、このあたりで議論を締めたいと思います。

韓国の住宅再開発事業と低所得住民支援政策

—ソウル市の事例を中心に—

韓国の住宅再開発事業は、民間主導の開発事業である。本稿では、韓国のソウル市の住宅再開発事業を中心に、同事業が事業地区内の低所得住民に与えた影響と彼らに対する支援政策を経済学的な観点から分析する。



PARK Hyeok-Seo

朴 赫緒

I はじめに

韓国の住宅再開発事業は、住宅再開発事業組合と、建設会社が、中心になって施行する、民間主導の開発事業である。住宅再開発事業組合は、事業地区内に土地を所有している住民で構成されており、建設会社は、その組合が施工会社として選択する。住宅再開発事業組合は土地を提供し、建設会社は建築施工を行いながら、組合を代行して専門性の要する業務や初期事業費¹⁾を調達する役割をも果している。事業費は、住宅再開発事業組合が事業終了後増加した保留床²⁾を外部需要者に処分することにより、回収される。したがって、高層・高密開発³⁾を行い建設戸数が増加すればするほど、組合員の事業費の負担は大きく軽減され、建設会社も建設費を住宅再開発事業組合から回収しやすくなる。韓国のソウル市では、現在、住宅需要が多く存在しているので、高層・高密開発を行い保留床を増加させれば、それに比例して開発利益が上昇している⁴⁾。

これに対し、住宅再開発事業地区に住んでいる住民の61.2%⁵⁾を占めている賃借人と事業地区内の国公有地を占有している住民は、事業が始まる同時に居住生活が不安定になる場合が多い。

90年代半ばの調査結果によると、ソウル市の住宅再開発事業地区に住んでいる住民⁶⁾の平均世帯所得は、ソウル市勤労者の平均世帯所得の60%程度とされている⁷⁾。したがって、政府が住宅再開発事業地区住民に対する支援政策を立てる際、住宅再開発事業組合員だけではなく、社会的・経済的な立場が弱い低所得賃借人と国公有地を占有している低所得住民⁸⁾に対しても、より十分な支援策が模索されなければならない。

住宅再開発事業地区の賃借人に対する支援政策が体系化され始めたのは、1986年からである。それ以前にも支援政策はあったが、臨時の性格の支援が多かった。86年から施行された支援政策の内容をみれば、「公共用地取得及び損失補償に関する特例法施行規則」に基づき、都市勤労者の平均家計支出費を基準に算定した2ヶ月分の住居対策費を、賃借人に支給することであった。支給対象者は、事業計画告示日現在、登記簿に登記さ

れている住宅に1ヶ月以上住んでいる賃借人に限るとされている。具体的支給額は、家族人数に応じて変化する。このように住居対策費の支給が法律的に保障されることによって賃借人の居住安定のための支援政策が法的に制度化され始めた。

その後、1987年と88年の「住宅再開発業務指針」の改正により、小型アパート分譲権⁹⁾と3ヶ月分の住居対策費との間でどちらか一方を選べるように改善された。

1989年には、「ソウル市都市再開発事業条例」に「賃借人のための再開発賃貸住宅建設義務規定」が制定され、住宅再開発事業時、賃借人のための再開発賃貸住宅を建設するよう義務付けられた。その内容をみれば、事業計画告示日現在、登記簿に登記されている住宅に3ヶ月以上住んでいる賃借人に限って¹⁰⁾、再開発賃貸住宅に入居できる権利と3ヶ月分の住居対策費との間でどちらか一方を選べる権利を与えることであった。居住期間に対する条件が1ヶ月から3ヶ月に厳格化されたのは、補償を期待して故意に住宅再開発事業地区に入居することを事前に防ぐためであった。

しかしこのような賃借人に対する支援政策にも関わらず、住宅再開発事業地区的賃借人に対する政策的支援がまだ十分ではないという指摘が、依然として多い。

一方、住宅再開発事業地区内の国公有地を占有

している住民に対する支援政策をみれば、彼らが占有している土地を、事業認可時の鑑定評価価格で払い下げる政策を探っている。しかしこれらの低所得住民は、払い下げられる国公有地を買う能力がないため、居住生活が再び不安定になる場合が多い。

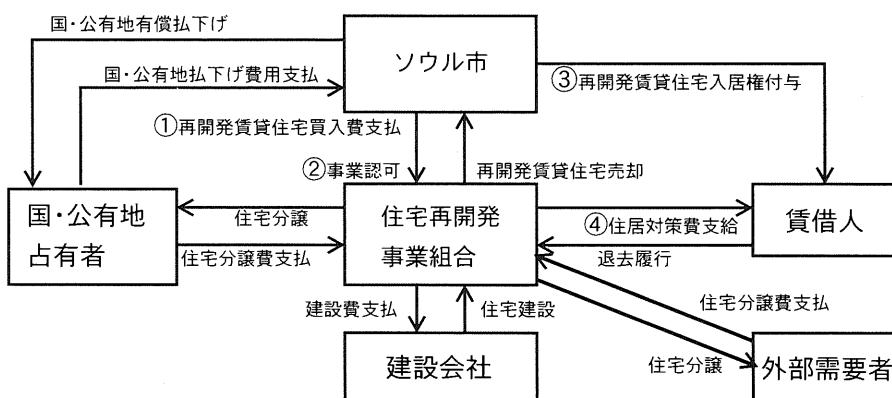
本稿では、以上で述べた諸問題を踏まえ、ソウル市の住宅再開発事業を中心同事業が低所得賃借人と国公有地を占有している低所得住民に与えている影響及び彼らに対する支援政策とその成果を経済学的な観点から分析する。

第1図は、本稿の理解を図るために住宅再開発事業をめぐる各関連主体間の相互関係を概略的に示したものである。

II 住宅再開発事業地区の低所得住民に対する影響分析

一般的に、住宅再開発事業地区的住民は、低所得階層が多いといわれているが、土地を所有している組合員と賃借人そして事業地区内の国公有地を占有している住民に分けて考えてみる必要がある。組合員の場合、約60%が住宅再開発地区の外に住んでおり¹¹⁾、事業地区内の住宅を賃貸している。したがって、彼らは、住宅再開発事業が施行される前には、賃貸住宅から賃貸収入を得てお

第1図 住宅再開発事業をめぐる各関連主体間の相互関係



注) 賃借人が都市再開発法が定める一定の資格条件を満たす場合、③と④のうち、どちらかの一方を選ぶことができる。

り、住宅再開発事業が始まつてからは、事業地区内に持ち分を所有しているため、開発利益を受けるようになる。これに対し、賃借人と国公有地を占有している住民は、事業が始まると、彼らの経済水準に合う賃貸住宅を新たに確保しなければならないという大きな負担が生じる。

このような問題は、事業終了後に建設される住宅のほとんどが、既存の住宅所有者と外部需要者に向けられている点と、既存の住宅より大型化される傾向が多い点に、その原因がある。これは、低所得賃借人と国公有地を占有している低所得住民が、事業終了後に再定着することを妨げる原因となっている。

既存の賃借人には、「再開発賃貸住宅建設義務規定」に基づき、住宅再開発事業時、その建設が義務付けられている再開発賃貸住宅に入居できる権利が与えられている。しかし、家賃水準など経済的負担が増加する場合も少なくない。そして、事業地区内の国公有地を占有している住民には、再開発賃貸住宅に対する入居権を与えず、占有している国公有地を払い下げる政策を探っている。しかし、彼らのほとんどは、国公有地を購入する能力がないため、国公有地払下げ政策は、支援策として有効ではない。このような状況から、住宅再開発事業地区低所得住民に対する現行の支援政策は、彼らの社会的・経済的な事情を十分に反映し

ているとはいいがたい。

さらに、建設された住宅をみれば、事業終了後そのほとんどが組合員と外部需要者に分譲され、賃貸用住宅数が事業前より大幅に減少している問題も生じている。第1表は、住宅再開発事業前後の賃貸住宅数の変化を示したものである。

第1表は、住宅再開発事業終了後、賃貸住宅数が減少していることを示している。事業前後の非賃貸住宅¹²⁾と賃貸住宅の増減比率をみれば、非賃貸住宅は、全期間平均218%増加したが、賃貸住宅は、全期間平均27%減少している。そして事業地区内の総住宅に対する賃貸住宅の割合も、事業前は7年間平均60.4%であったが、事業後は、同期間平均33.8%とほぼ半分に減少した。したがって、住宅再開発事業において低所得住民のための賃貸住宅に対する配慮が十分ではないことがわかる。

一方、ソウル市が1993年から1996年の間に入居完了した28の住宅再開発事業地区の再定着率を調べた結果によると、事業前に住んでいた22,392世帯のうち、再定着した世帯は6,834世帯と全体の30.5%にすぎない。これを住宅所有者と賃借人に分けてみると、前者の場合は、45%が再定着したが、後者の場合は、16%しか再定着しなかったことが確認された¹³⁾。このように賃借人の再定着率が低い原因是、現行住宅再開発事業

第1表 住宅再開発事業前後の賃貸住宅数の変化

区分		1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996
区分	区域数(区域)	3	8	8	16	10	5	5
	区域面積(m ²)	88,694	322,522	629,509	1,159,873	777,092	659,068	245,082
	①家主用住宅(戸)	1,138	1,035	3,149	9,774	7,766	5,912	2,297
事業前	②賃貸用住宅(戸)	1,675	4,080	4,700	17,468	9,023	7,538	2,993
	賃貸住宅割合(%)	59.5	81.0	59.5	67.7	53.1	54.3	58.1
	不法住宅割合(%)	68.7	58.5	36.4	60.8	61.1	58.8	31.6
	③分譲用住宅(戸)	2,796	4,681	8,037	19,704	13,093	13,596	5,929
事業後	④賃貸用住宅(戸)	1,512	2,990	3,574	12,238	6,507	5,866	1,998
	賃貸住宅割合(%)	35.1	39.0	30.8	38.3	33.2	30.1	25.2
	(③)/(①) *1	2.46	4.52	2.25	2.02	1.69	2.30	2.58
事業前後対比	(④)/(②) *2	0.90	0.73	0.76	0.70	0.72	0.78	0.67

注1) 区域数は1990年以後、賃貸住宅が建設された住宅再開発地区の中で、資料が存在した地区数である。

注2) *1は、事業後の非賃貸住宅の増減比率、*2は、事業後の賃貸住宅の増減比率である。(事業前を1とみる)

資料) ソウル市住宅再開発課内部資料(1997年)及びソウル市住宅再開発基本計画(1998年)を基に作成。

が取壊し中心になっているため、工事期間中に他の地域に移住しなければならず、この過程で賃借人は、事業終了後にも戻らず、安い家賃で住める他の住宅にそのまま定着してしまうためである。

一方、住宅再開発事業地区内の国公有地を占有している住民の場合は、鑑定評価価格で払い下げられる土地を購入できる権利が与えられるが、払下げ価格を負担できる経済的な能力がないため、既存の住まいから離れ、他の不良住宅地区に移り住む場合が多い。

第2表は、住宅再開発事業時、組合員が負担する費用と国公有地を占有している住民が負担する費用を比較し、国公有地払下げ政策が国公有地占有住民にどれほどの負担になるかを分析したものである。

第2表が示しているように組合員は、2,900万ウォンだけを負担すればいいが、国公有地を占有している住民は、19,200万ウォンも負担しなければならない。したがって、国公有地の払下げは、低所得階層がほとんどである占有住民にとって大きな負担となっている。これに対し組合員

は、高層・高密再開発を行い確保した保留床を処分して彼らの事業費に賄っているため、事業終了後、第三者に住宅を売却する場合、多額の売却差益を得る場合が多い。

III 住宅再開発事業地区 低所得住民に対する支援 政策の評価と改善方向

1 再開発賃貸住宅政策

再開発賃貸住宅は、1989年に「賃借人のための再開発賃貸住宅建設義務規定」が制定されると同時に導入された。再開発賃貸住宅は、住宅再開発事業によって賃借人の居住生活が不安定になることを防ぐため、事業地区の賃借人を入居させる目的で建設される。

これまでソウル市で再開発賃貸住宅が建設されたか計画中である住宅再開発事業地区は、合計56地区に及んでいる。その詳しい内容をみれば、再開発賃貸住宅数は、47,037戸であり、建設費

第2表 組合員と国公有地占有住民間の費用負担事例比較

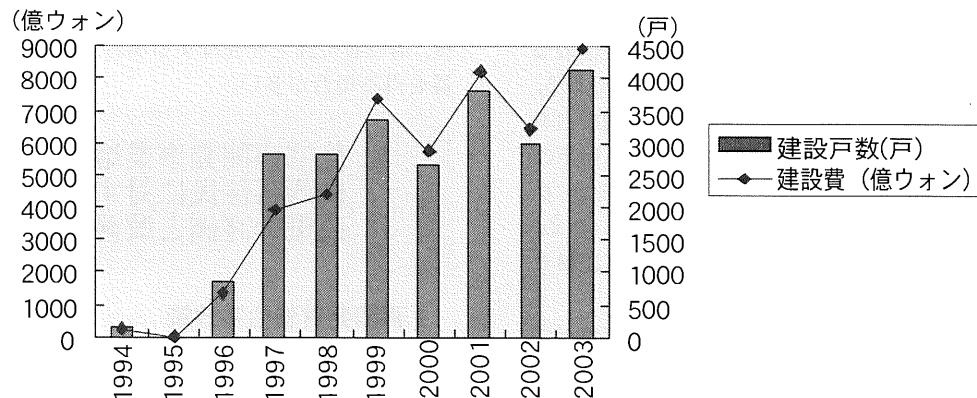
組合員	国公有地占有住民
＜事業前条件＞	＜事業前条件＞
①所有建物(43.97m ²)と所有土地(130.2m ²)の 持ち分評価価格→1億3千6百万ウォン ②事業後住宅分譲価格(108.9m ² 住宅の場合) →1億5千2百万ウォン	①持ち分評価価格→0ウォン ②事業後住宅分譲価格(108.9m ² 住宅の場合) →1億5千2百万ウォン
＜事業前条件＞	＜基本負担額＞
①事業後住宅分譲価格と持ち分評価価格の 差額→1千6百万ウォン(②-①)	①事業後住宅分譲価格→1億5千2百万ウォン
＜追加負担額＞	＜追加負担額＞
①移住費利子→1千2百万ウォン ②組合運営費など→百万ウォン	①移住費利子→1千2百万ウォン ②国公有地払下額利子→2千7百万ウォン ③組合運営費など→百万ウォン
＜負担総額＞ 2千9百万ウォン	＜負担総額＞ 1億9千2百万ウォン

注1) 国公有地占有住民が払い下げられる国公有地を買い取る場合を想定。

注2) 移住費利子とは、住宅再開発事業組合が移住補償費を支払うため、金融機関から借り入れる際、負担する金利である。

資料)『住宅再開発及び住居環境改善事業実務』、ソウル特別市住宅局、1999年に基づいて作成。

第2図 住宅再開発地区内の再開発賃貸住宅建設戸数と建設費



資料) ソウル市住宅再開発課内部資料の統計資料を基に作成。

は総額23,284億ウォンに上っている。このうち、36,371戸は、1993年から99年の間にソウル市が住宅再開発事業組合から購入し賃貸しており、残りの10,666戸は、2003年までに購入する予定である¹⁴⁾。

第2図は、1994年から2003年の間に建設されたか建設予定の再開発賃貸住宅数とその建設費を示したものである。

再開発賃貸住宅を確保するのに必要な財源は、ソウル市が全額負担している。ソウル市が再開発賃貸住宅を確保する過程をみれば、住宅再開発事業組合が事業地区で建設した住宅を管理処分計画¹⁵⁾段階で、購入する仕組みとなっている。このようにソウル市が購入した再開発賃貸住宅は、ソウル市に所属している都市開発公社に委託され、管理・運営されている¹⁶⁾。

しかし最近、このような再開発賃貸住宅確保パターンが少しづつ変わろうとしている。すなわち、住宅再開発組合が建設した再開発賃貸住宅をソウル市が購入してきたこれまでのパターンから、都市開発公社が直接再開発賃貸住宅を建設しようとする方向へ、再開発賃貸住宅確保の方法が転換されている。これは、ソウル市が住宅再開発事業組合から再開発賃貸住宅を購入する際、外部需要者向けの一般分譲住宅と同じ価格で購入するため、購入費用が過大になる問題を緩和するためである。

今後も再開発賃貸住宅を持続的に確保するためには、さらに莫大な財源が必要になると予想され

ている。したがって、その財源確保がこれからの重要な課題といえる。現在、住宅再開発事業地区内の国公有地処分金のうち、50%をソウル市が取得している。そして残り50%のうち、国有地売却額の20%と公有地売却額の30%が住宅再開発基金に積立られている¹⁷⁾。

しかし住宅再開発基金は、主に住宅再開発事業に要する公共施設を整備するのに使われているため¹⁸⁾、ソウル市がこの基金から再開発賃貸住宅を購入するための財源を確保することは難しいと考えられる。したがって、住宅再開発事業地区内の国公有地売却代金の残額もソウル市に譲り、再開発賃貸住宅の建設財源に充てることも考慮する必要があると考える。

一方、再開発賃貸住宅の運用現況をみれば、1999年7月現在、2,348戸の再開発賃貸住宅が空家となっている。空家が生じる主な原因には、賃借人の入居資格喪失と入居拒否が挙げられている。前者の場合は、賃借人が居住期間、住宅所有の有無などの主要入居資格条件¹⁹⁾を満たせないという場合がほとんどである。そして後者の場合は、住宅再開発事業が終了し、再開発賃貸住宅に入居するまで長い間、待機しなければならなくなり、再開発賃貸住宅より住居対策費を選ぶ場合が多いためである。このような結果は、現行再開発賃貸住宅の政策方向に対する見直しが必要であることを示唆している。

すなわち、厳しい入居資格基準を適用し、補償を期待して故意に事業地区に移り住んでいる賃借

人を排除することも重要であるが、その過程で、政策的支援が必要な多数の善意の低所得住民の住生活が不安定になる問題が生じる。3ヶ月以上居住といった基準を一律に適用して入居可否を決めるのは、賃借人らの多様な社会的・経済的事情が十分に考慮されないという問題点がある。このような基準は、再開発賃貸住宅に対する需要を量的に制限しようとする性格が少くない。その結果、むしろ大量の再開発賃貸住宅が余るという矛盾が生じている。また、住宅再開発事業地区内の国公有地を占有している住民に対しても、彼らもやはり事業地区内に住んでいる低所得階層であることを勘案して、賃借人と同じ基準を適用し、再開発賃貸住宅への入居権を与えた方が、低所得住民の居住福祉政策的観点からも望ましい。

一方、賃借人が再開発賃貸住宅より住居対策費を選ぶ傾向が増加しているのは、行政側からみれば、手間がかからない利点があるが、再び、家賃が安い不良住宅地区に定着する可能性が高いため、長期的な観点からみれば、再開発賃貸住宅への再定着率を高める政策を採った方が政策的効果が高い。このような政策により、彼らが他の住宅再開発事業地区に次々繰り返し移り住む悪循環を防ぐことができる。その具体的な政策手段については、第2節の循環再開発方式で詳しく述べる。

2 循環再開発方式

ソウル市では、住宅再開発事業地区の低所得住民の再定着率を高めるための支援策として循環再開発方式を導入している。これまでほとんどの住宅再開発事業が取壊しを中心に施行され、既存の住民は、工事が終わるまで他のところに移住しなければならなかった。この場合、組合員は、再開発事業終了後、もとの住まいへ戻るインセンティブが高いが、住宅を所有していない賃借人の場合は、移住費用を支払ってまで戻るインセンティブは低いため、もとの住まいから離れてしまうケースが多い。このような事業傾向のため、既存のコミュニティが破壊される問題が生じている。

循環再開発方式は、このような問題を改善するための手段として導入された。同方式は、住宅再開発事業に参加する建設会社が既に保有している住宅を活用するか、事業地区の隣に住宅を建設

し、事業地区住民を段階的に移住させてその住民が住んでいた不良住宅を順次に再開発していく方法である。このような方式により事業地区住民の再定着率を高めることができる。この方式は、住宅所有者はもちろん、賃借人も移住団地に入居させうるメリットがある。賃借人は、住宅再開発事業終了後、新たに建設される再開発賃貸住宅に入居するかあるいは移住団地に残ることができる。

この方式は、1983年に初めて試みられた。当時、住宅再開発事業が推進中であった可楽地区と梧琴地区において、住宅再開発事業地区住民のための循環再開発住宅が建設されたが、再開発組合が途中で事業方式を変更させたため、実際には、利用されなかった。その後、1996年、新林地区住宅再開発事業時、同方式が再び導入され、事業地区の隣の地域に2,300世帯を収容できる循環再開発住宅が建設された²⁰⁾。これが最初の活用事例であった。

しかし、これまで循環再開発方式が適用された住宅再開発事業地区は、これ1件しかない状況である。その原因是、事業地区の隣に循環再開発住宅を確保しにくいことがある。このような問題を解決するために、本稿では、次のような2つの方法を提案したい。第1は、現在、ソウル市の各地に余っている約2,000戸に及ぶ再開発賃貸住宅を循環再開発住宅として臨時活用する方法である。そして第2は、再開発賃貸住宅制度を他の低所得階層向けの賃貸住宅制度と連繋させる方法である。現在、住宅再開発事業地区の賃借人を対象としている賃貸住宅は、再開発賃貸住宅しかないが、その他にも、住宅再開発事業地区賃借人のみに限定されない一般低所得階層を対象としている賃貸住宅には、公共賃貸住宅と永久賃貸住宅がある。公共賃貸住宅は、主に公共事業により、居住地を離れなければならない低所得住民を対象に供給されている。一方、永久賃貸住宅は、40 m²以下の小型住宅に分譲申請できる請約貯蓄制度²¹⁾に加入している者が入居できる。これらの賃貸住宅は、入居者が低所得階層という点において、再開発賃貸住宅と共にしている。したがって、これらの賃貸住宅制度を弾力的に連繋させ、統合運用する方法も模索してみる必要がある。このような政策と同時に、国公有地を占有している住民にも、

居住福祉的な観点から、循環再開発住宅への入居権を与え、彼らを住宅再開発事業の低所得住民支援政策の対象に加えなければならない。

3 賃貸料融資・補助政策

現在、住宅再開発事業地区の賃借人向けの賃貸料融資・補助制度には、補償金の性格を持つ住居対策費しかないが、住宅再開発事業地区的賃借人のみに限定されない一般低所得階層向けの賃貸料融資・補助制度には、賃貸保証金²²⁾融資制度がある。後者の制度は、住宅再開発事業地区的低所得住民も一定資格を備えている場合、融資申請をすることができる。融資資格条件は、①ソウル市に1年以上住んでいて、住宅を所有していない者のうち賃貸契約期限の過ぎた者、②賃貸保証金が3,000万ウォン未満である者である。

99年度の融資実績をみれば、1,126億ウォンが予算として策定され、このうち、835億ウォンが融資された。2000年度には1,100億ウォンが予算として策定され、1世帯当たり、1,000万ウォンを上限とし、年利率3%で融資された²³⁾。このような融資制度は、市場金利より低いといふものの、有利子融資であるため、利用可能な対象者には、限りがある。このような問題を改善するために、次のような財源確保方法を提案したい。第1に、毎年都市計画税の10%が住宅再開発基金に配分されているが、その割合を現在の10%からそれ以上に上方調整する方法である。第2に、現在住宅再開発地区内にある国公有地の売却額の30%が住宅再開発基金に配分されているが、その割合を上方調整する方法である。第3に、住宅再開発事業から開発利益が生じる場合、その一部を、事業者から徴収し、住宅再開発事業地区内の低所得住民支援のために還元させる方法である。第4に、住宅再開発事業地区内の国公有地を売却する場合、その全額を住宅再開発基金に配分する方法である。そしてこのように確保された財源は、次のような支援に活用する方法を提案したい。第1に、住宅再開発事業地区的賃借人や国公有地占有住民が賃貸保証金融資を受ける場合、その利子を支援する方法である。第2に、住宅再開発事業地区的賃借人や国公有地占有住民が賃貸住宅に入居する場合、一定期間家賃補助を行う方法

である。このためには、増額された財源を住宅再開発基金に組み入れて統合管理する方が望ましいと考える。

IV おわりに

住宅再開発事業地区的低所得住民に対する支援政策は、市場機構を通じてはうまく解決できないため、政府の持続的な政策的支援が必要である。しかし政府主導の支援政策が中心になると、硬直的に運用される恐れがある。現状をみれば、住宅再開発地区の低所得住民の事情は多様であり、それに合わせてより多様な支援政策がのぞまれる。したがって、現行再開発賃貸住宅制度を賃借人たちの社会的、経済的事情に合わせて運用すると同時に、一定期間における家賃補助や段階的な家賃調整などを通じて、低所得住民の住居生活を安定させるプログラムが必要である。そして、このような支援政策の対象の中に、現在、政策支援対象から外されている事業地区内の国公有地不法占有住民も含めて、住宅再開発事業地区に住んでいる低所得住民全体の住居安定を図ることが望ましいと考える。

このため、財源調達力が相対的に高い中央政府と市レベルの自治体が公的支援を行って、現地住民の事情に詳しい区レベルの自治体が具体的な支援計画をたてる必要がある。そして第Ⅲ章の第3節で提案したような事業地区内の低所得住民のための財源調達方法も考慮する必要がある。このような中央政府と自治体間の役割分担を通して、住宅再開発地区低所得住民に対し、より安定的で効率性の高い支援政策が可能になると考えられる。

- 1) 初期事業費のほとんどは、事業地区住民の移住補償費である。建設会社は、組合を代行して事業地区的土地を担保に金融機関から借り入れるだけで、その返済義務は、住宅再開発事業組合にある。
- 2) 保留床とは、事業終了後建設された建物の総床面積のうち、持ち分権者の持ち分に相当する床面積(権利床)を除いて残った床面積をいう。
- 3) 高層・高密開発の問題点については、拙稿「韓国住宅再開発事業の財政分析」『財政学研究』第28号、財政学研究会、2001年、及び拙稿「住宅再開発・再建築事

- 業と環境影響評価制度』『都市問題』第92巻第7号、東京市政調査会、2001年で詳しく分析した。
- 4) したがって、韓国ではその開発利益の一部還元の主張が一般的に受け入れられているという事情がある。
 - 5) ソウル特別市住宅再開発課内部資料、1997年参照。
 - 6) ソウル市の住宅再開発事業地区住民の職業構成を調べたソウル市の調査報告は、33.5%が単純労働者、11.0%が販売職、18.3%が事務職、12.8%がサービス業、6.9%が技能職、17.5%がその他の職業や無職であるとしている。ソウル特別市、1991年。
 - 7) ソウル市政開発研究院、1996年。
 - 8) 住宅再開発事業地区内で国公有地面積が占める割合は、事業地区面積の平均43%に達している。このように住宅再開発事業地区に国公有地の割合が高い原因是、60年代当時、都市住宅整備に伴い取壊された不法住宅地の住民を居住地として十分な整備が行われていない国公有地に移住させたため、その地域の住居環境が再び悪化し、再開発の対象とされたことにある。
 - 9) 小型アパート分譲権とは、住宅再開発事業地区内の賃借人に与えた支援策として、事業終了後建設されるアパートの部屋1つを優先的に分譲してもらえる権利である。この権利を3つ買い取れば、事業地区内のアパート1戸を分譲してもらうことができた。しかし賃借人はこのような権利行使できる能力がなかったため、その権利を不動産業者に売却して他の地域に移住する場合が多かった。
 - 10) その後、「既存の無許可建築物」に住んでいる住宅再開発事業地区的賃借人も再開発賃貸住宅の入居対象になった。ここでいう「既存の無許可建築物」とは、1981年12月31日以前に建築したということを証明できる建築物と延面積80m²以下の建物として1982年4月8日以前に建築したということを証明できる建築物である。
 - 11) ソウル特別市住宅再開発課内部資料、1997年をもとに計算した。
 - 12) ここでいう非賃貸住宅とは、事業前は家主用住宅をいい、事業後は分譲用住宅をいう。
 - 13) ソウル特別市住宅再開発課内部資料、1997年。
 - 14) ソウル特別市住宅再開発課内部資料、1998年。
 - 15) 住宅再開発事業時、土地区画整理事業時に行なう「換地処分」のような処分措置を行なわなければならぬが、住宅再開発事業ではこのような処分措置を土地区画整理事業と区別して「管理処分計画」と呼んでいる。
 - 16) ソウル特別市住宅局、1999年。
 - 17) 「都市再開発法」に定められている。
 - 18) ソウル特別市住宅局、1999年。
 - 19) 入居資格条件は、①3ヶ月以上居住した者、②住宅を所有していない者である。
 - 20) ソウル市政開発研究院、1996年。
 - 21) 請約貯蓄とは、毎月、一定額限度内で預金し、一定期間が経過すれば、国民住宅(国民住宅基金の支援を受け、民間建設業者が建設する60m²以下の住宅と、同基金の支援を受け、国、地方自治団体、大韓住宅公社等が供給する85m²以下の住宅)及び民間中型国民住宅(国民住宅基金の支援を受け、民間建設業者が建設する60m²超85m²以下の住宅)に対する請約権が与えられる貯蓄制度である。その他にも、一定額を定期預金で入金し、一定期間が経過すれば、定められている預金額にしたがって小型から大型までの民営住宅(国民住宅基金の支援を受けない住宅)に対する請約が可能な請約預金制度がある。請約預金に比べ請約貯蓄は住宅資金に余裕のない世帯に有利である。
 - 22) 貸貸保証金とは、賃借人が賃貸人と賃貸契約を結ぶ際、賃借人が家賃を滞納する場合に備え、賃貸者に契約期間の間、預けて置く保証金をいう。
 - 23) 預金者の定期預金利子率が7.5%であることから市場金利より低い水準である。

参考文献

- [1] 重森暁・鶴田廣巳・植田和弘編、『Basic 現代財政学』、有斐閣、1998年。
- [2] ソウル市政開発研究院、『ソウル市住宅改良再開発沿革研究』、1996年。
- [3] ソウル特別市、『ソウル市低所得層の住宅政策に関する研究報告』、1991年。
- [4] ソウル特別市住宅再開発課、「住宅再開発事業関連内部資料」、1997・98年。
- [5] ソウル特別市、『ソウル特別市住宅再開発基本計画』、1998年。
- [6] ソウル特別市住宅局、『住宅再開発及び住居環境改善事業実績』、1999年。
- [7] ソウル特別市住宅局、『新しいソウル2000主要業務計画』、2000年。

(パク ヒョク ソ

京都大学大学院経済学研究科 博士後期課程)

政治哲学の復権と 価値の多元性

「私らしく生きたい」というささやかな個性的主張から、人間の死とは、人間の愛とはといった問題群、さらには文化的価値の問題へと、現代政治は巨大な価値対立という様相ももち始めた。この巨大な問題群に現代政治哲学はチャレンジしようとしている。



ITOH Yasuhiko
伊藤 恭彦

I はじめに

現代政治学においては、実証主義的な政治学とならんで政治哲学が活発な議論を展開している。これは「政治哲学の死」が語られた半世紀前とは明らかに異なる状況である。古代ギリシアから始まる政治学の歴史は、哲学や倫理学との深い結びつきの中で発展してきた。プラトン、アリストテレス、アクィナスらの政治学を考えてみればこうした政治学の傾向はよく理解できるだろう。ホップズやロックに始まる近代の政治学は、神学的あるいは形而上学的世界からの脱却を試み、世俗権力のあり方に議論を集中した。しかし、依然として倫理学との結びつきは保たれ、かつある種のキリスト教神学を前提にしていたのである。

こうした政治学の傾向を大きく変えたのが20世紀に特にアメリカ合衆国で発展した実証主義政治学（科学的政治学）である。政治学の対象を検証可能な事実の世界に絞りこみ、行動論やシステム論といった最先端の学問的成果を旺盛に吸収した政治学は、爆発的な発展をとげ、現代政治学のメインストリームを形成したのである。検証不可能な形而上学的世界や価値の問題に拘泥する政治哲学の死が語られたのは、このような科学的政治

学の興隆の中においてである。もちろん、科学的政治学が台頭してくる時期に、それへの対抗をもくろんだ政治哲学（レオ・シュトラウスやエリック・フェーゲリンなど）が存在したことは確かである。この時期の政治哲学は印象的でユニークな議論を展開したものの、政治学全体の中では孤立した存在しかなかった¹⁾。

ところが、1970年代、ジョン・ロールズが『正義論』²⁾を刊行すると、政治学の状況は大きく変化したのである。一般に政治哲学の復権と言われる事態が進行し始めるのである。ロールズ以降、さまざまな政治哲学の潮流が現れ、活発な相互討論が繰り広げられることにより、政治哲学は再び政治学の中で居場所を見つけたのである³⁾。政治哲学の復権と言われる事態の背景は多様だが、以下では、その中で重要と思われる価値の多元化の進展という問題に焦点をあて、現代政治哲学の特徴を紹介したい。

II 価値の多元性とは

近代の政治社会は、封建的な共同体に縛られていた個人を解放した。個人が自らの指針に従って自由に生を設計できる可能性が拓かれたのである。ここに価値が多元化する基本的な原因があ

る。しかし、近代における個人の解放は直ちに価値の多元化を生み出したわけではない。近代の政治社会には、キリスト教神学に究極の価値をもつある共通の価値基準が存在したのである。プロテスタンクトの神のように、それは個人の内面に宿り、個人の価値選択や行動を内から厳しく監視した。この共通の神のまなざしが存在するから、近代の政治社会においては、価値や欲望のアナーキーな追求に歯止めがかかっていたと言える。

しかし、20世紀になるところの状況は変化する。共通の価値基準が崩壊するのである。その点を最も衝撃的に表現したのが、ニーチェの「神の死」である。「神の死」＝共通の価値基準の崩壊によって、20世紀以降の精神状況は共通価値なき価値の多元性 (value-pluralism) という特徴をもつことになる。共通価値なき価値の多元性についての代表的な議論をみておこう。多元性についていち早く、そして印象深く語ったのは、アイザイ・バーリンである。バーリンは次のように言う。「われわれが日常的経験において遭遇する世界は、いずれもひとしく究極的であるような諸目的——そしてそのあるものを実現すれば不可避的に他のものを犠牲にせざるをえないような諸目的——の間での選択を迫られている世界である」。そしてこうした状況において「人間の思い描くさまざまな目的のすべてが調和的に実現されうるような唯一の定式ごときものが、原理的に発見可能であるという信仰は、明らかに誤りである」とバーリンは述べる⁴⁾。また、バーリンの知的遺産を積極的に受け継ごうとするジョン・グレイは次のように述べている。「後期近代社会はそこに含まれる生の様式の多様性という点で顕著である。人間の移動と近代初頭に形成された凝集力のある民族的文化の部分的溶解は、同じ社会の中に共存するエスニックで文化的な伝統の数を増大させてきた。同時に、持続する文化的実験は数多くの新しい生のスタイルを生み出したのである」⁵⁾。

このような価値の多元性の特徴は、単に多様な価値が存在するということだけではない。グレイを含め多くの論者はその一般的な特徴を次の三点に整理している。第一は価値の多様性 (diversity) である。第二は価値の対立または両立不可能性 (incompatibility) である。そして

第三は価値の通約不可能性 (incommensurability) である。やや乱暴にこれらの特徴をまとめると、価値が多元化した社会とは、多様な価値が時として対立するが、その対立を解決するための共通の尺度が存在しない (= 通約不可能性) 社会である。

このような価値が多元化した社会の特徴は、たとえば、安楽死をめぐる議論、脳死をめぐる議論、あるいは同性愛者の権利をめぐる議論などにおいて鋭角的に現れる。この種の議論は突き詰めれば、「人間の死とは何か」とか「愛とは何か」といった優れて精神的な価値をめぐる争いなのである。周知のように欧米社会では、精神的な価値をめぐる争いが政治的な対立へと展開しているのである。そして、グローバル化あるいはボーダレス化はますます異なる価値の混在を拡大させるから、価値の多様化とその対立はさらに政治争点化することとなる。こうした傾向は、物質的価値 (財) の分配——再分配という従来の政治の枠組みでは処理できない難問を政治の世界に突きつけることとなる。現代政治哲学が格闘しようとしている巨大な問題の一つがこの難問なのである。逆に言えば、この難問の出現が政治哲学を復権させたのである。

III 価値の多元性に向き合う 現代政治哲学

価値の多元性が政治争点化したことによって政治哲学が復権した。価値の多元性なるものをどのように把握するのか、さらに価値対立をいかに調停するのか (調停しないのか) をめぐって政治哲学はいくつかのタイプに分類できる。ここで現代政治哲学の鳥瞰図を描くことはできないので、以下で代表的なタイプを (誤解をおそれずに単純化して) 三つ紹介してみたい。

第一は価値の多元性を価値の相対化あるいは相対化に伴う病理と捉え、価値の多元性を克服するための共通の価値基準の全面的な再興を構想しようとする立場である。ここには共同体論者 (コミュニタリアン) と呼ばれている論者やシュトラウス学派が含まれる。共同体論者の一人であるアラスデア・マッキンタイアは価値の多元性の源泉

を次のように捉えている。「私たちの道徳的言説を形成している、多種多様な概念は、もともとは理論と実践のより大きな全体の中にしっかりと収まっていたのだということ、そうした全体の中ではそれらの概念は、今では失われた文脈が供給する役割・機能を享受していたということだ」⁶⁾。個々人の価値や道徳が、かつて（古代のポリスがそうであったように）持っていた広い文脈の喪失とそれらの個人主義化が価値の多元性をもたらしたと考えられているのである。共同体論者は喪われた広い文脈を「各共同体の伝統に根ざした共通善」と呼んだりする。この共通善が再興されれば、多元的な価値が審判される文脈が獲得され価値の通約不可能性は克服されると共同体論者は考えるのである⁷⁾。

第二は価値の多元性を事実として受けとめた上で、多様な価値が共存するための普遍的な価値をいくつか特定し、その価値によって政治の世界を再構成しようとするものである。ここにはロールズら義務論的リベラリズムが含まれる。このタイプはおおよそ次のような議論を組み立てる。「価値の多元性は現代社会の恒久的特徴である」→「この特徴を維持したりそこでの対立を回避するためにはある価値Xが必要である」→「その価値Xをもっともうまく擁護するのはリベラリズムである」⁸⁾。

たとえばロールズは次のように考えている。現代社会において価値の多元性は恒久的な特徴である。この多元性を克服しようとするならば、国家権力の制裁の発動をせざるをえない。それを避けようとするならば、多元的な価値が共存しうる政治的=公共的枠組みを構想せざるをえない。その枠組みはどんな価値観（ロールズは個々人の価値観を「善の構想」と呼ぶ）をもつ人も等しく承認できるものでなくてはならず、かついかなる善の構想もその枠組みと抵触することは許されない。ロールズはこのような枠組みを構成する価値を正義と捉え、非常に難解な方法でその定式化を試みた。『正義論』では「原初状態」という仮説的なシミュレーションを軸とした定式化、『政治的リベラリズム』⁹⁾では「重なり合う合意」というある種のコンセンサス論による定式化と、その方法は変遷しているが、正義という価値による多元的

な価値の共存追求の姿勢は変わっていないといえる。

第三は同じく価値の多元性を事実として受容しながらも、価値の通約不可能性を強く受けとめ、普遍的な価値の定式化を断念する立場である。「暫定協定（modus vivendi）」を追求するグレイ、「妥協の政治」の積極的な定式化を試みるリチャード・ペラミーなどがその代表である¹⁰⁾。たとえばグレイは価値の多元化の進展は、リベラリズムを普遍的哲学として定式化することを困難にさせ、また、非リベラルな価値との共存も模索しなくてはならない状況を作り上げたとしている。こうした状況に対応するために、グレイが着目するのがカント的な普遍主義的リベラリズムではなく、リベラリズムの「もう一つの顔」である対立する諸価値の「平和的共存」を実践的に模索するホップズ的な伝統である。具体的には諸価値の対立と和解を果たしてきた「市民社会の伝統」や「政治的熟慮」の再興が提示される。グレイはこうした伝統を普遍的な原理とすることを拒絶し、むしろそれらを政治の場での対立を調停するための叡智として構想しようとしているのである。そして、対立解決の方法はレジーム（政治体制）ごとに多様であり、リベラルな体制のみが対立の普遍的な解決を可能にするというリベラリズムの特権化はもはや通用しないとするのである。

価値の多元性への対応の例示として三つのタイプを紹介した。これらのタイプ以外のさまざまな政治哲学が、価値の多元性をめぐって論争を継続中であり、文字通り「神々の闘争」状況を呈している。この論争はおそらく永遠に終わらないであろう。私たちはこのような政治哲学的論戦から、価値の多元性という現代人の生の困難性、その政治的次元の複雑性、解決の難しさを引き出し、価値が多元化した社会における政治の意味を再考していくヒントを得る必要があるだろう。

IV おわりに——日本社会へ

以上、概略的に欧米の政治哲学の一端を紹介してみた。こうした議論の背景には欧米社会の特殊な課題がある。したがって、この種の議論を日本

に直輸入してもあまり生産的ではない。むしろ、欧米との比較で日本社会の現況を把握し、それとの関連で欧米の議論から何かしらのヒントを得ていくという姿勢が求められるだろう。

グローバリゼーションを主要な原因として日本社会も価値の多元化が進展すると思われる。しかし日本の文脈で注意しておく必要のあるのは、こうした多元化を押し殺そうとする「画一化」の力である。教育現場での「奉仕活動」の提唱、宮台真司が言う「学校化」の息苦しさ、企業社会による生の画一化、個人主義の病理を克服するための一元的な「おおやけ」の復権を唱えるゴーマニズム・・・、私たちの社会には画一化という恐竜が闊歩しているようだ。こうした状況に対して「個」的なもの=個性をいかに守るのかが大きな課題であると思われる¹¹⁾。

かりにこうした課題を設定するならば、本稿で紹介した政治哲学上の議論は次のような意味をもつかもしれない。第一は現代人の生にとって価値の多元性がいかなる意義をもつかについての検討の素材となることである。個性的な生を主張する「私」が同じように「私」とは異なる個性を主張する他者とともに生きる社会とは、各人の生にとっていかなる意味や意義をもつんだろうか、この点について考察する素材を先の議論は提示してくれようである。第二はそのような検討をふまえた上で、多様な個性的な生がともに開花するための社会の枠組み、規範、そして政治制度を構想するヒントを提供してくれる点である。ここには当然価値対立をいかに調停するのかという巨大な問題群も含まれるだろう。

日本社会の文脈をふまえた上で欧米の政治哲学との知的交流は、私たちが現在を見据え、将来を構想するための必須の作業のように思われる。

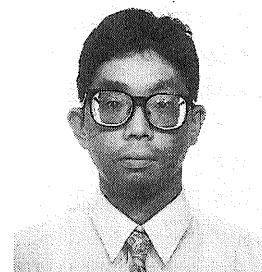
1) 以上の点については拙稿「シュトラウス・ロールズ・ブルーラリズム——20世紀政治哲学の衰退と再生」、日本政治学会編『20世紀の政治学』岩波書店、1999年を参照。

- 2) J. Rawls, *A Theory of Justice*, Harvard U. P. 1971
- 3) 政治哲学の論争状況については、有賀誠・伊藤恭彦・松井暁編『ポスト・リベラリズム 社会的規範理論への招待』ナカニシヤ出版、2000年を参照。
- 4) I.バーリン『自由論』みすず書房、1971年、383～384ページ
- 5) J. Gray, *Two Faces of Liberalism*, The New Press, 2000, pp. 12
- 6) A.マッキンタイア『美德なき時代』みすず書房、1993年、12ページ
- 7) レオ・シュトラウス（ならびにその弟子たち）は、共同体ごとの共通善ではなく西欧文明全体を貫くギリシア政治哲学を真理と捉え、それを価値相対性に對抗する拠点としようとしている点でコミュニティアンとは異なる。
- 8) この議論はG. Crowder, "Pluralism and Liberalism", *Political Studies* XLII pp. 293-305を参照した。ただし、クロウダーは価値多元論からリベラリズムを擁護する議論はほとんど失敗すると結論づけている。
- 9) J. Rawls, *Political Liberalism*, Columbia U. P. 1993
- 10) J. Gray, *Enlightenment's Wake: Politics and Culture at the Close of the Modern Age*, Routledge, 1995, *Two Faces of Liberalism* (op.sit), R. Bellamy, *Liberalism and Pluralism: Towards a Politics of Compromise*, Routledge, 1999, *Rethinking Liberalism*, Pintre, 2000
- 11) 現代日本における個性の問題については、生協論の文脈であるが拙稿「協同の死と変容 工業化段階の協同からポスト工業化段階の協同へ」、21世紀生協理論研究会編『現代生協改革の展望』大月書店、2000年、12～42ページを参照。

（いとう やすひこ 静岡大学）

「IT革命」狂想曲

「IT革命」の正体は何か？『アメリカ経済白書』に示された「ニューエコノミー」論を批判的に検討することによって、「IT革命」という「恐慌型経済」の本質に迫るとともに、小泉改革後の日本経済社会の惨状を見通す。



Masuda Kazuo

増田 和夫

はじめに

スタンリー・キューブリック監督が1968年に製作した、古典的SF『2001年宇宙の旅』(原作：アーサークラーク)と、いま我々が生きている現実の2001年の関連が話題を振りまいている。この作品は、人工知能(モノリス)によって進化の道を歩ませた人類が、人工知能(HAL9000)という感情を備えたスーパーコンピュータ)を制御できるようになるかどうかを問うた壮大なSF大作である。

この作品は、機械と人間という両者の壮絶な闘争がテーマとなっている。生前、一貫して「暴力とは何か」「暴力とはどこから生まれるのか」を問い合わせ続けたキューブリックが残した、もっとも難解で意義深い映画である。機械による情報の、人間にに対する一方的な伝達が、「暴力の根源」であることを鋭く見切っている。21世紀の人間は、機械「情報システム」が生み出す情報世界を制御できるかどうか・・・。キューブリックは新世纪の最大の課題を30年以上前に明確に把握していたのだ。

この、「機械と人間の関係性」に関しては、もう一つのアプローチが存在する。両者の和解と相互理解をテーマにした作品群である（鉄腕アト

ム、AI：スピルバーグ）この後者のアプローチが示す問題性を軽視するわけではないが、本稿は、前者『2001年宇宙の旅』から示唆される論点を取っ掛りとして、IT（情報技術）革命と経済社会の関連をテーマとしたものである。

I 「IT革命」狂想曲

「構造改革」という名の異様な“乱痴気騒ぎ”が始まっている。この“お祭り”の手綱を少しでも緩めると、一気に地獄の奈落の底に転落していくかと思わせるほどの、国全体をあげたヒステリックな大騒ぎとなっている。

そもそもわが国は、敗戦後50余年、常に国政の基本的方向性を決定する段になると、必ず、外(外国)の顔色を伺わないでは済まされない国であった。その性癖は、国民の生活の隅々にまで浸透し、自国が他国的一部であると見紛うほどの倒錯した事態を平然と受容してきたのである。それは私たちのライフスタイルの基本的な部分を覆い尽くして、二度とそこから脱出して民族的な暮らしを取り戻すことは不可能であろうと思わせたのである。

ところが、このたびの、“小泉フィーバー”につづく「構造改革」騒ぎは、上記の常識を大きく覆すものとなった。いまや、国民の視線は、対外

的な関係には、まったく向いていないと言ってよい。

2001年6月下旬に発表された、経済財政諮問会議「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」は、「新世紀維新」を掲げる「日本経済の再生シナリオ」と位置づけられている。本来、年率2%以上の成長をしておかしくない日本が、90年代を通して、1%台の低成長に陥っているのは、「日本の潜在力の発揮を妨げる規制・慣行や制度を根本的に改革する」ことを怠ってきたからだという。日本の潜在力の開花というのは、「IT革命の全面化」ということにほかならない。

そして、この規制や制度に基づいたシステムが不良債権を生み出した。この不良債権が銀行の収益性を低下させて融資の効率が低下し、また不良債権まみれになっている企業の存在が、資源の効率的な配分を歪め、経済の活力を損なわせてきたと述べる。景気の現状は現在、徐々に悪化しつつある状況だが、市場からの不良企業の退出を優先させて、失業の増大を甘受しないかぎり、「中期的な構造改革の発展基盤を構築」することは不可能であると説かれ、これが「IT革命」の国家的な展開ということにほかならない。「IT革命」の促進が、恐慌型経済を招来すること以外に不可能であるとされているのである。

不良債権の償却は、ここ2、3年のうちに完了し、その期間は、国民も少なからぬ痛みを共有する必要があるとしている。しかし、不良債権の処理スケジュールは金融機関の自主的判断に任されるとしている点や、そのように2、3年内に主要行によって自主的に処理できない不良債権に関しては、債権回収機構(RCC)に買い取らせるという政策が明記されているのである。

主要行が、不良債権処理のために2、3年費やす間、国民は、息を潜めてじっと行方を見守りというのである。その間に、失業が増大することは、市場社会の必要悪であって、国民がまさに自主的にリスクを取りというのである。それでも処理できなかつた部分については、RCCが買い取る、つまり国民の税金で買い取る、という話なのである。

これまで、不良債権処理を先延ばしにしてきた

銀行や企業が、このような自主的処理に積極的に応じるとでも思っているのだろうか。それだけでなく、年々不良債権は処理されているといわれながら、増大の一途を辿ってきたのであるから、これから、2、3年の期間というのは、これまでとなんにも変わらないのである。それ以上に、さらに国民の負担が重くなる方向への改革なのである。

このような「改革」に国民の大多数が拍手・喝采を送っている。小泉政権は、利権政治を改革してくれると国民は期待している。しかし、利権政治は自民党のお家芸であって、その自民党が、自分のお家芸を持ち出して、袋叩きにしているという構図は、まったくトンチンカンなものである。タコが自分の足を食っているような話であり、そこまで国民によって追い詰められたことを何よりも示している。

この10年間、自民党は「構造改革」を提案するたびごとに、それが外国(アメリカ)の意向であることを、さも申し訳なさそうに説明してきた。

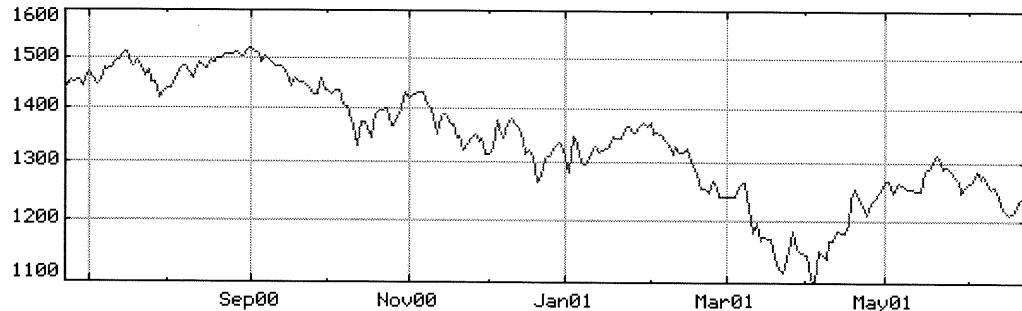
しかし、これには、その背後に重大な要因が潜んでいる。これまでのアメリカからの要請は、アメリカの好景気と結びついた要求であったため、当然わが国にも、その見返りが期待された。年々増えつづけてきた、貿易黒字がそのことを明瞭に物語っている。しかし、この貿易黒字が、アメリカのバブル崩壊の影響で、いよいよ減少するという事態になってきたのである。

II アメリカバブルの崩壊

IT革命によるニューエコノミーによって8年以上にわたる長期の好況を謳歌してきたアメリカ経済も、ネットバブルの崩壊とともにそのスピードを大幅に減速させている。次ページに掲げる二つのグラフは、ここ1年のアメリカS&P500と日本の日経平均のトレンドである。

このトレンドを見るかぎり、ここ一年の間、日本とアメリカの株式市場というのはほぼ同じ動きをしていたことがわかる。2001年の3月から4月にかけて大幅に落ち込んだ後、相次ぐアメリカの金利引下げによってかろうじて株価の水準を維

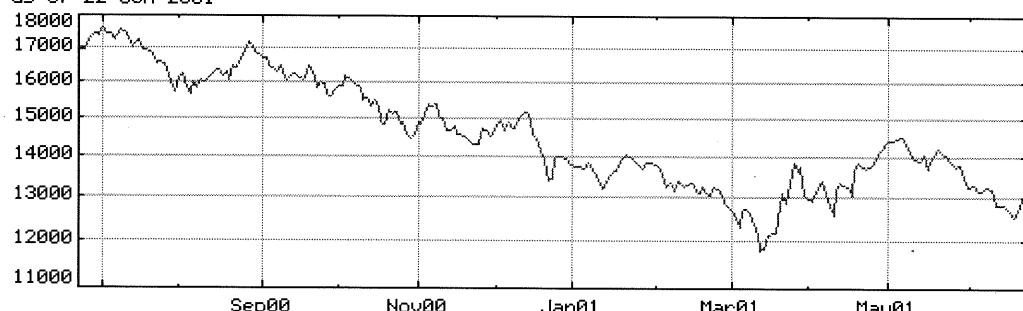
S&P 500 INDEX (Standard & Poor's Corp)
as of 22-Jun-2001



Copyright 2001 Yahoo! Inc.

<http://finance.yahoo.com/>

NIKKEI 225 INDEX (Nihon Keizai Shimbun Inc)
as of 22-Jun-2001



Copyright 2001 Yahoo! Inc.

<http://finance.yahoo.com/>

持している。これからの日本の景気が、アメリカの株式市場の動きに大きく左右される可能性が読み取れよう。

現在のところ、アメリカ景気の今後については、2つの見方が対立している。まず、楽観論であり、景気はV字型に回復し、株式市場はU字型に回復するというもの。悲観論としては、IT革命に牽引されてきた景気はニューエコノミーを生み出し、好景気は永遠につづくと謳われたが、その花形ともいえる米NASDAQ市場が最高値の1/2に満たない状況からしても、日本経済の90年代初頭や大恐慌の時代に類似した事態が進行しているというもの。

第1節で、日本のIT革命が「恐慌型経済」を呼び込んでいるという説明をおこなった。この「恐慌型経済」の源流がアメリカ経済にあることも説明しておいた。以下、今日のアメリカにおいて現実に生じている事態を、最新の『米国経済白

書』にそって、この「恐慌型」経済の諸契機を検出していく（カッコ内は『白書』日本語版のページ数）。

1) 生産過程

「コンピュータは生産の一要素以上のもの」(p. 102)であり、「コンピュータと電子通信が一緒に労働その他の要素の効率性を高める」「製造業では、計算力向上とコスト削減が、オートメーション、数値制御、コンピュータ支援設計、およびその他の経路を通じて業績改善をもたらしている。ITはまた職務計画の変化を促進し、製造労働者に現場作業におけるより大きな意思決定権を与え、技術的能力に報奨金を与えている。企業はまた、利益配分計画およびストック・オプション計画を含む成果ベース報酬にますます依存するようになっている」(p. 102)。ここでは、IT革命下での労働がますます機械（情報システム）と相互補完的（サイバネティクス化された）な関係に入

りこんでいることが指摘されている。

「規定されたルールに従うことに比較的多く依存する課業とは反対に、事態即応的あるいは分析的技能を要する課業に従事する労働力の比率が、80年代と90年代に急増」(p. 109)した。これらは、日本の経営の導入成果といわれる。しかし、日本の経営による労働のシステム化は、トヨタ生産方式などで展開した多能工化や、OJTによる改善運動であった。現在、アメリカで進んでいるシステム化がこれと同一のものであるかどうか。どちらかというと、生産システムのサイバネティクス化によって、労働者自体も、システム的に再編成（フィードバック化）される過程ではないか。これは労働過程での労働力の反発と吸引作用とつよく結びついている。労働力の枯渇と過剰が、非常に早いスピードで逆転していく、この過程のシステム化なしに資本蓄積が不可能となるような変化である。労働過程での労働者の自立化は、好況局面では、効率賃金仮説などが仮定しているような有効な結果に帰着するだろう。しかし、この「労働者の自立化」は、不況局面においては、労資双方において、耐えがたい軋轍を生み出すことになろう。労働者は「情報システム」との連結を断たれることによって、労働能力と技能そのものを剥ぎ取られ、資本家は、過剰資本化した「情報システム」と「技能」の一体性の維持のために、膨大な債務を維持しつづけることを強いられる。システムの効率性が逆さまに作用してしまうのである。

また、実際のところ「IT関連産業部門の需要減少と生産性上昇があいまって失業を増大させている」現実が存在する。「生産において、規模に関して収穫過増あるいは強い学習効果を示す製品に対して、十分な需要は単位生産コストを削減することによってより大きな市場を生むことができ、そのとき競争的市場において価格を引き下げ需要をさらに押し上げる」(p. 91)。不況期においては、ITバブルとはまさに逆の現象、ここに示された「収穫過増経済」とまさに逆さまの事態が起きる。企業は過剰な債務を抱えて苦しむことになる。

この過剰な債務が「不良債権」に転化していくれば、不況からの急速な脱出も不可能となる。熾烈な競争が開始されるのである。

たとえば、「マイクロプロセッサあるいはメモリ・チップの生産は高い固定費用と安い可変費用を伴っている。企業がより多く販売すればするほど、チップにつけられる価格が低くなり、そしてその投資からいっそう利益を得られる」(p.91)。という場合を見ても、需要の減退が生じれば、高い固定費用の負担が表面化して、劇的な収益率の低下が生じることになる。

インターネットによる製品・資材の受発注システムの活用によって、メーカーは突然の大量受注と、その取り消しに痛めつけられた。特にEMS(電子機器受託生産会社)の登場が事態を複雑にさせた。この企業群は、インターネットで大量受注を受けることで、コストを大幅に減少させることを企てたが、突然の受注に応えるためには、当然、資材などの大量在庫を抱えておく必要があり、これが、突然の需要減退によって、一気に過剰投資となって表面化した。ネットワークをバネとした「生産システム」そのものが、景気変動の振幅を激しくさせている。

2) 投資過程

株価の上昇を梃子に、強気の設備投資を続けてきたが、株下落の逆資産効果が投資に反作用している。とくにベンチャー・キャピタルを介した新興企業の資金調達の変化が著しい(激しい景気変動要因)。資本コストを低下させた金融市場の発展や株高を梃子にしたM&Aによって、過大な強気の投資競争が繰り広げられ、企業のバランス・シートが痛んでいる。

NASDAQ株価が最高値の半値以下になったことにみられるように、新興企業に投資したベンチャー・キャピタルの経営危機が表面化している(新たな不良債権)。

R&Dプロセスのオープン化をめぐって、開発期間の短縮化や膨大な開発資金のシェアリングという資本蓄積の時間的・資金的限界を突破して収益率を上昇させる枠組みが進んだ。これらは、共同開発にかかるさまざまな要因を、ネットワーキングすることによって生まれる新たな利益を創造すると謳われた。しかし、この共同開発の諸契機は、それまでの単一企業内での統合された新製品開発から生まれていた「先行者の独占的な利益」の根拠をますます弱めつつある。このような

事態に縛りをかける「知的所有権」をめぐる新たな囲い込みが喧伝されているが、このことも「資本の所有」という原則を脅かしている現実の進歩に対する焦りから生み出されている。しかし、「創業者利得」の帰属する主体が曖昧化されると、企業は開発費そのものを回収できないというジレンマに立たされる。このジレンマは、先に見た、労働過程での労働者の自立化の進展によって、さらに拍車をかけられている。需要のわずかな変化が企業経営を直撃する事態を、企業みずからが招きいれてしまったのだ。

「今日、イノベーションは統合されていない過程であり、相互に協力して、そして学術機関および政府機関と協力して、大小企業によってますます行われるように」(p.90)「多くの市場はより『企業家的』になった」とされる。このダイナミズムは、新企業の設立と企業破産の同時進行という混沌状態を生み出している。好況局面においては、企業倒産という「負」の側面は覆い隠されているが、不況局面に至っては、一気に矛盾が爆発して、連鎖的な倒産や企業の価値破壊が相次ぐことになるだろう。その破壊力を吸収して経済全体が立ち直るために期間が、「V字型回復」と呼ばれるようなかたちで実現する可能性は低いものといえる。M&Aに関しても同じ傾向が指摘されている。

また、ブロードバンド化を見越して企業のIT投資が、模様眺めで減退し始めている。「ネットワーク効果に特徴づけられる市場では、より多くのユーザーが特定のテクノロジーを採用すればするほど、追加的ユーザーにとってそのテクノロジーがより価値のあるものとなる」(p.91)が、第三世代の携帯電話サービスが、その天文学的な投資規模の負担に耐えきれず頓挫しているように、新たなインフラ型「情報通信網」が、迅速に整備される保証はどこにもないものといえよう。不況局面のなかで企業の負債が設備投資を抑制することによって、新「情報システム」の過大な負担に耐えられない企業が続出することが懸念されている。このような帰結が、一握りの「超独占企業」にのみ「新情報システム」の展開を許していくことになるとすれば、8年間におよぶアメリカ経済のダイナミズムを生み出した源泉であった、中・小企業の勃興という活動的な動きに終止符を打つ

可能性もでてきているのである。

3) マネー循環:国際的なマネーフローも変調

「世界の銀行」としてのアメリカの地位に変調が生じる。4300億ドルの経常収支赤字を支える資金流入先の枯渇と、手持ち資金の投資先枯渇(投資効率の低下により銀行の収益性が低落し、その結果として銀行株が急落)による銀行の収益率の低下が始まっている。

まず、中南米の通貨危機と経済停滞がある。ブラジルの通貨レアルが年初以来、対ドルで30%近く低下し、IMFへの年末償還予定の返済を延期した。これによる「不良債権」の増大が、ネットバブル崩壊期に生み出されたとされる「不良債権」と合わせて、米銀の優良な投資先とされてきた中南米市場を縮小させる危機が深まってきた。

銀行に対する資金需要の減少が、金融機関の収益率を押し下げて、さらなる株安を生んでいる。米銀の不良債権の増大は、2000年末比で1割前後、1999年比で30%近い増大を示している。SEC(証券取引委員会)の基準では、90日以上の返済遅延債権を不良債権としており、景気後退が進む中で、さらに不良債権が増大し、このことによって銀行の貸し渋り現象が生じる可能性が高まっている。昨年暮れ、格付機関ムーディーズは、2001年度中に全米の500社近い上場企業がデフォルト(債務不履行)に陥ると警告している。

アメリカの8年におよぶ長期の好循環は、アメリカを軸点とするワールド・マネーの良好な循環によって生み出されてきた。アメリカへの資金の集中が株高を呼び、それがさらに米銀によるグローバルな投資戦略をさせて、世界の景気を牽引してきたのである。この好循環が逆転して、貨幣の流れが閉塞状況を生み出すとき、最終的にはアメリカに流れ込むユーロドラーが減少して、ドルの急落という最悪の結果に結びつく可能性がでてきている。このように事態が推移すれば、景気のV字型回復などということは、到底不可能になるであろう。逆転した循環は世界中を不況に陥れたあとでアメリカを襲うであろうから、生み出される破壊と傷跡の修復には、計り知れない労苦と費用が必要となるにちがいない。「米国への資本流入の増加は、国内貯蓄を超えた投資を維持する

のを可能にして」きたが、このような「綱渡り」が不可能な局面に追い込まれている。

4) 消費過程

金利上昇による住宅投資の減退、逆資産効果による個人消費の減退が始まっている。また、サービス部門での相対的な雇用増大が所得低下圧力となって現れている（製造業部門での雇用減少。マイナスの個人貯蓄率は、バブリーな消費者像を生み出したが、これが景気後退とともにどのように変化するかが鍵となるであろう。数千億ドルの減税を当面予定しているが、これも貯蓄にまわって消費を刺激しない可能性が指摘されている。

また、家庭の6割にまで浸透したパソコン普及率が必要の天井感を生み出している。パソコンそのものの性能が向上し、ネットワークを通して自由にソフトやファイルをダウンロードできるようになった結果、パソコンのライフサイクルそのものが、これまでの形と異なってきた。とくにブロードバンド化の影響は需要構造を劇的に変えてしまう恐れがある。

「非常に多くのIT製品の複雑さが、特定目的のために各コンポーネント設計することを効率的にし、コンポーネント間さらには製品全体の間における標準インターフェイスの確立を効率的にするので、個別コンポーネントおよび所与の製品に対する需要は非常に相互依存的になる」(p. 91)。これは、パソコン関連製品の需要爆発が、その突然の減退を伴うということに帰結する。

アメリカのネット・バブル崩壊の過程で、「消費不況」の到来を意味するかのような、自動車や耐久消費財部門での在庫率の急上昇が発生している。

財政黒字にも陰りが見られ始めた。2001年会計年度内で昨年より3%の税収ダウンがあったとされている。企業収益の悪化が財政を直撃し、不況から立ち直るための国家的な政策を先延ばしにさせる要因として働いてくるだろう。とくに、低所得層への財政支出配分が、真っ先に見直されることになろう。これは、国民消費を直撃し、貯蓄率の引き上げを通じて、あらゆる産業に打撃を波及させていくことになろう。

失業率が4.5%に上昇したこと、見逃せない変化の一つである。

III IT革命とグローバリゼーション

2001年度『米国経済白書』（大統領経済諮問委員会（CEA）年次報告）週刊エコノミスト臨時増刊号は、「ニューエコノミー」なるものの到来が、確かに形で実証されたという超楽観的な立場から報告を行っている。「ニューエコノミー」とは、ITと経営活動が一体化したこと、生産性上昇・所得上昇・失業率低下・物価安定というきわめて良好な経済的パフォーマンスがシステム的な好循環を生み出す、これまでにない「新しい経済」であると定義づけられている。

『白書』で定義づけられる前は、「ニューエコノミー」といえば、企業の生産性上昇が物価下落をまねきインフレなき経済成長が半永久的に続く、また、在庫投資の波が消え、景気変動が消滅する、という見方であったことからすれば、白書の「ニューエコノミー」定義は大きな前進であろう。

ITと経営革命が結合することで、「経済の新たなシステム化が可能となった」という現状認識を、政府レベルで示したことは特別に重大な意味をもつことになる。そのような新たな変化が本当に生じたのかどうかの検証、またその変化を生み出した根本要因の検出という問題がさらに追求される必要があろう。

このことは、IT革命下での恐慌・不況現象の解明についても、重大な示唆を与えてくれる。マルクスは次のようにいう。

「恐慌は、独立化した諸契機のあいだの統一の強力的（暴力的）な回復であり、また本質的には一つのものである諸契機の強力的な独立化である」（Marx,Mehrwert. II,S.287）

このように本来統一的な諸契機が、一気に分裂し、爆発して噴きだすのが恐慌である。

販売や購買、生産と流通といった、連続し繋がって進む諸過程が、突然分断されて、ばらばらになる過程が「恐慌」なのである。

＜IT革命＞は、生産過程の統一性、流通過程の連続性、企業間・産業間関係の結合力を強化し、「市場」の統合化を強力に進めている。また＜グローバリゼーション＞は「世界市場」の一体

化を推し進め、市場拡大と資本蓄積のための基盤条件を提供してきた。

IT革命下の恐慌現象を把握する場合、このマルクスの恐慌の定義づけが、問題の整理のために役立つ武器となる。

「劇的な技術進歩がニューエコノミーを形作る企業および消費者行動の根本的な転換を生み出すことは、ありそうにもない。むしろ違いを作ったのはこうしたテクノロジーの同時的収斂である。」(p.89)

ITの進歩が「インセンティブ支払、柔軟な職務割当、および訓練の増加のような補完的な技術革新と結合したとき、テクノロジーが最大の衝撃をもつ」

ITと経営活動の<一体化>がニューエコノミーを生み出した秘密であると『白書』が明確に述べる場合、問題は「どのようにテクノロジー、規制、および競争が相互作用して新しい事業機会を創出し、業績改善に拍車をかけるのか」(p. 85)ということである。テクノロジーと経営活動が、どのように結びついたのか、その結びつき方の諸契機を解析することが、アメリカ「ニューエコノミー」の秘密を探り、また、来るべき「大不況」の展開過程を占う試金石となるのである。この過程は、先の第2節「アメリカ・バブルの崩壊」において、『白書』を材料にして簡単に分析された。

結論としては、「IT革命」＝「恐慌型経済」＝「グローバリゼーション」ということである。「ITと組織変化が、工業、企業、および産業の業績を改善する」のみでなく悪化させるのである。『白書』は、この一面のみを取り出して「ニューエコノミー」と叫んだのである。「グローバリゼーション」が「恐慌型経済」をさらに促進する。

「グローバリゼーション」は以下の3点にわたって進行した。

(1) 「グローバル経済は拡大された市場を利用するようにする。それは、あらかじめ大規模な研究開発支出を要する諸活動にとって非常に重要な規模の経済を支える。」

(2) 「より低い価格でより多様な種類の、枢要な輸入部品および機械へのアクセスを生産企業に与える」

(3) 「グローバリゼーションは、競争を強める

ことによって、イノベーションだけでなく新しいテクノロジーの採用をも駆り立てる。「革新的な財に対していっそう大きな市場を、そうして革新を行う人々に対してより大きな報酬を創造する。」

好況局面における、ITと市場拡大の相互補足的な関係は、逆に、不況局面においては、生産と販売活動の重い足かせとなってのしかかってくる。市場の縮小は「規模の経済性」を消滅させ、価格の急落はメーカーの利益を損失に転化させる。イノベーションと市場拡大の好循環が破壊され、膨大な債務と過剰雇用がその後に残される。

「ITの利用可能性は、生産のグローバルな再組織化と貿易の継続的増加を促す。多国籍企業は地球的規模で自らの活動を調整し、サプライ・チェーンを管理できる。」巨大企業が、地球規模での自らの活動を制御できなくなり、サプライ・チェーンの連鎖が断ち切られるとき、連結され強められた「恐慌」の波が、世界市場に襲いかかることになるであろう。

この帰結は、わが国国民にとっても悲惨極まるものである。アメリカ国内に大量の「不良債権」が山積みされるだけでなく、その「不良債権」の一部は「日本の不良資産」となる。双子の「不良債権」の圧力によって、日本経済は奈落の底に突き落とされるのである。このような危険性が日本国民に察知される前に、株高で吊り上げたバブルを日本市場に流し込んで、価値保全を図ろうというが、現在のアメリカ支配層の目論見である。そのための構造改革が日本に強制されてきているのである。

おわりに

第1節で、最近の構造改革談義についてみたが、「悪い殿様から良い殿様になったことを、みんなで喜んでいる」現状は、ますますIT革命とグローバリゼーションの進展によって進みつつある「恐慌型経済」への視野を失わせている。一億総「引きこもり」現象が始まっている。どうしてこうなったのだろうか？

金子勝は、「3つの格差」がこの「一億総引きこもり現象」を拡大させているという（『日本再生

論』NHKブックス、2000年)。すなわち、「所得・世代・学歴」という3つの格差である。

学歴を「金」で買い取るということが日常的になり、所得階層の固定化が進み始めた。「ゆとり教育」という名の、自己責任と選択という美名のもとに、階層間移動をあきらめさせるシステムが作動しはじめている。

年金や賃金をめぐる格差の拡大のみでなく、不良債権問題や国債増発といった将来世代への負担増大が、現役世代の「負担のがれ」と並行して進んでいる。「団塊の世代が保守主義の立場から自らに有利な『平等』的分配システムを守ろうとしている」なかで、若い世代は、終身雇用制や年功賃金制を解体するといわれる「市場主義的リベラリズム」の方向以外には、事態打開の道を見出せないままでいる。

高学歴社会からはみ出した若者たちは、「自己責任」という名の「私生活主義」を強制的に受容させられていく。競争社会から逸脱した(させられた)ことが、その「罰」として、不安定な雇用に固定化されていくことを納得させられてしまうのだ。

さまざまな格差拡大を、「公正」や「正義」という観点から是正する「強制装置」として期待された「市場原理主義」は、「自己責任」と「選択」という競争原理の徹底化のもとで、「自己そのものの所有」を極端に縮小・萎縮させた。「自己そのものの所有」とは、時間的には、「自己の歴史の所有」「自分の連續性の自己所有」ということであり、空間的には「移動と転換の自由」であり、他者との接続や対話を拡大再生産していく条件のことである。

金子は、この問題を「自立を基盤とする連帯社会を築くためには、社会的に共同して『擬制としての所有』の再建をはか」るべきとしている。このための制度化(熟練や技能を個人に帰属させ資格制度や一人ひとりを自立した存在として扱う社会保障制度)を制度改革の目玉としてあげている。このような制度改革の意義を否定するわけではないが、もっと根本的な問題が残されていると思う。ここで見てきた「所得・世代・学歴」間の格差というのは、その多くの部分が労働者同士の間の格差(労働者同士の競争)という問題であ

る。しかし、社会の競争関係というのは、労働者同士の競争にとどまらず、資本家同士の競争・資本家と労働者の競争というものを含んでいる。

とくに資本家と労働者の「競争と闘争」という課題が金子によって、おそらく意図的にネグレクトされている点は重大である。「資本家と労働者との競争」という視点を導入すると、先の3つの格差が拡大する過程であれ、縮小する過程であれ、この労働者と資本家との関係が、労働者の側に不利に展開することが十分にありうることになる。労働者間の格差が縮小したとしても、労働者総体が貧困化する過程では、真の自由と解放はおぼつかない。

我々は、いま21世紀という新たな世紀の入り口に立っている。キューブリックが予言して見せたように、人間と機械(労働者と資本家)の壮絶な闘争以外には人類の新たな地平が見出せない危機的な地点を迎えている。資本に対する労働のあり方という点では、「労働することそのもの」が原理的に問い合わせなければならない。「労働することそのもの」とは、消極的には、「労働しないことの自由」を含んでいる。階級社会のもとにおける労働は、20世紀まで、「強制された労働」であった。飢餓と貧困の恐怖によって駆り立てられる「労働」を超えて、「自由としての労働」を取り戻す時代が幕を開けている。その場合、新しい労働の形としての核心部分は、「情報システム」と労働集団の関係性如何ということになるだろう。「情報システム」の中に労働集団が取り込まれる形で、長期的な不況の沼の中に埋没していくのか、「情報システム」をコントロールする労働集団のシステム化が可能となり、経済社会の加速的な進化を導いていけるかどうかなのである。

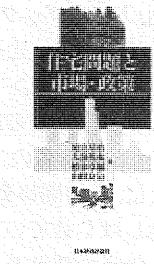
ソビエト・ロシアの思想家、ミハエル・バフチンは、古い型の人間「物象化され完結した人物像」に替えて、「人間のうちに、別の人間、別的人生の可能性を開く」「カーニバル的思考」を可能にする集団的人間像に将来への希望を託している。「問題を実演し、異質なものを結合する」能力を共同で創り上げる人間集団が希求されているのだ。

(まだ かずお 所員 京都経済短期大学)

足立基浩・大泉英次・橋本卓爾・山田良治 編

『住宅問題と市場・政策』

日本経済評論社 2000年10月 本体価格3,400円



日本社会における「異常さ」や「ゆがみ」が、国際的な視点と尺度から指摘・検証されはじめ、同時にその合理的な打開が目指されている。なかでも「住宅問題」は、まさにその代表的な一分野である。本書は、経済系の研究者のみからなる共同労作という点で一つの「特色」を有するとの自負のもとに（はしがき）、国際的な比較・対照をも駆使して日本の「住宅問題」をその「市場・政策」との関連で客観的に解明しようとする意欲作である。以下にその概要の紹介とともに、若干のコメントを加えてみたい。

I 全体の構成

まず、序章「住宅問題と市場・政策」（山田良治）は、本書全体をつらぬいて理論的に共有するとみられる基本枠組として①住宅市場の一般的な特質をとりあげ、あわせて②先進諸国における住宅問題の発展過程（賃貸と持家の交錯・交替）の大きな流れが手際よく概括され、歴史的・国際的な理解に役立つ。ここで理論的に前提されるキー概念は、利用と所有における「土地所有の二重独占」である。それにもとづいて、前記の発展過程に照応しつつ「市場・政策」面からは「二重独占」の「発展」とその「規制」という対抗と推移の概観がしめされる。

つぎに、第1章「日本の住宅市場・政策と住宅問題」（山田）では、上記序章をふまえて、国際的なプリズムのもとでとくに制度・政策面から現在にいたる日本の住宅問題の特殊性が浮き彫りにされる。すなわち、「戸数主義」、「建築自由の原則」等から、街づくりやアフォーダビリティ等々の諸問題にまでおよぶ。そして近時の借家法改正の背景にはカジノ資本主義による投機化・（土地の）金融商品化があると説く。

ずっと飛んで終章「現代住宅政策の基本課題」（大泉英次）では、つぎに紹介する日米両国にかかる諸論稿をもふまえた結語が述べられる。それは、日米両国の住宅問題の新局面（階層化、成熟化、不安定化）や新動

向（セイフティネット、NPO等）を視野に、さきの序章・第1章に呼応しつつ、あらためて二重独占の規制の必要性と「市民的土地区画の確立」を提起して本書全体をしめくくっている。

以上の山田・大泉両氏の論稿が総論部分とすれば、それらに挟まれて各論部分としての諸論稿が日米両編に区分されてそれぞれ好個のテーマのもとに適宜配置されている。つぎにそれらを一瞥してみよう。

II 日本編

第2章「借家法改正と土地・住宅問題」（足立基浩）は、日本に先立って定期借家権制度が導入された英国における、その後の民間借家市場の状況（→家賃up）を理論・実態の両面から豊富な資料によって説得的に紹介する。そのうえで、導入直後の日本に対する警告・監視の必要性とともにリアルな提言（セイフティネット等）をも述べる。

第3章「都市化と土地所有・利用の歴史的展開」（名武なつ紀）は、大阪を事例に維新前から大戦前までの市街地（商、工、住）の形成と発展をあとづける。その間の（大）土地所有・利用主体の連続・非連続や、用途区域の空間的な広がりや分化など、必要な統計や図版などを適宜活用して提示する。そしてその間「公的規制の弱さ」が一貫する特徴であることを指摘する。

第4章「都市・土地・住宅政策と農業・農地」（橋本卓爾）でも大阪府を主な事例として、あらゆる開発手法を動員した農業地域の引きこみによる都市地域の拡大の経過が系統的・歴史的に論述される。そこでは「土建国家」の行動様式とともに、農地が「宅地供給至上主義」のいにえに供されてきたことが告発され、あわせて都市と農村との共存への方途が清新に提言される。

III アメリカ 編

第5章「アメリカ住宅市場と住宅問題」(大泉)は、建国以来の住宅市場・制度・政策の特徴を、持家(中流化)支援の金融政策・財政政策にみる。それは、住民=住宅間の差別性・階層性を前提し、それを一層増幅するものであった。同時にそれは、吸収と排除の構造作用により不安定性をもたらさざるをえず、ここに民活政策下のアフォーダビリティ危機の経緯と現段階がある、と説く。

第6章「アメリカの住宅市場と住宅政策の展開」(豊福裕二)は、前第5章とやや重複する対象を、主に諸法令、制度、機関等の立ち上げや改廃を丹念にフォロウして論述する。住宅市場の発展はローン制度の拡充に呼応したものであるが、それは同時に市場原理の徹底であり階層性・差別性と不安定性を促進すること、アフォーダビリティ危機の進展を阻止できない現状が論証される。

第7章「アメリカの賃貸住宅市場」(大井達雄)は賃貸住宅市場に焦点をあてて、それにたいする行政の関与もまじえて需要・供給の両面から考察する。そこで主要問題の一つは家賃(規制・補助等)問題である。借家人側での家賃負担(増大)と多くの貸家経営側での小規模零細性(経営難)という二重の構造的問題が解き明かされる。

IV コメント

編者の一人山田氏の前著『土地・持家コンプレックス』(1996年)が、日英の住宅問題の歴史的対照を主題に明快に提示してくれた後に、今般の日米両国にわたるテーマ設定は時宜を得たものであった。ここでの各論部分には、新たに新進気鋭の研究者たちの参画を得て拡大された研究領域における確かな到達をしめしていると思われる。これをベースに今後のさらなる進歩と豊富化が期待される。ここでは総論部分を主に全体的な関連をもふまえ、若干のコメントを試みたい。

①既述のように、土地市場・住宅市場を考察する際の理論的なキー概念として「土地所有の二重独占」が据えられているが、それが"唱導者"の山田・大泉両氏以外の各論部分の諸論稿の筆者にとってはどれだけ意識化され、"導きの糸"となって論証的に具体化されているのか、それとも、もともとその必要はない(なかつた)のか。あるいはこのことを問題にすること自体が

当を得ず、「余計なお世話」なのか。・・・以上、感想的問題提起。

②住宅問題を論ずる場合、持家・借家を問わず、必然的にアフォーダビリティ(負担能力、取得能力)の問題は「市場・政策」をこえてなお、その核心をなす。本書の各筆者も随所でふれてはいるのだが、いわば与件=結果としての位置付けにとどまりがちである。最近は日本でも「資産格差」や「不平等」があらたに論じられつつあり、そこでも「住宅」は最重要指標の一つではあるが、それも主に「結果として」の事象でとりあげられる傾向にある。管見のかぎりでも、欧米の論者たちはAffordabilityそれ自身を、勤労国民の所得を規定する「階級関係」(アメリカでは十人種問題)に強くひきつけて論じているように見受けられる。「住宅問題」の枠をこえつつ、なおその根幹をなすこのAffordabilityの問題に、しかるべき根源的に切りこむ1章、さらには1編、いな1書さえをもあてがわれることを今後の課題として強く望む次第である。・・・以上、要望的問題提起。

③ふたたび「二重独占」に立ち返って、本書の直接の主題ではないがそれとも深くかかわって最近の地価動向との関連でご教示を願いたい。総論部分(とくに山田論文)を読み取る限り、土地市場と住宅市場との一般的規定関係としては次の二つに集約できる。

- ・「土地の二重独占」→「土地供給の硬直性」→「土地市場の売り手市場性」→「高地価」
- ・「住宅市場」←(埋没・包摶)←「住宅地市場」←(埋没・包摶)←「土地市場一般」

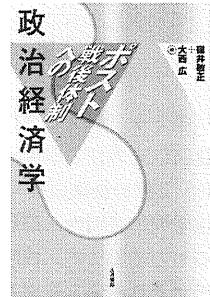
ここで詳論するいとまはないが、端的にいって上記「高地価(化)」=「土地市場一般」と等置した場合のこれら“因果律”と、史上空前のここ10年にもおよぶ地価連続下落(全用途地域)の日本の土地市場の現実とは、どのように整合的に関わり合うことができるのだろうか。ちなみに、1999年1月の土地政策審議会の国土庁長官あて意見取りまとめの表題そのものさえ「ボストン『右肩上がり』時代の土地関連諸制度のあり方」と銘打たれている。それゆえ、地価上昇の一義的な“必然視”に導くこのような諸範式のストレートな適用では実態を説明できないのは今や自明であり、現に地価(大幅!)のみならず各種家賃の下落傾向や空室率の上昇も報じられている。とすれば、そこには上記因果律とからめてどのような反作用あるいは緩衝要因が随伴し媒介すると考えるべきだろうか。・・・以上、反問的問題提起。

(高島 嘉巳 所員 不動産鑑定士)

碓井敏正・大西広編

『ポスト戦後体制への政治経済学』

大月書店 2001年5月 本体価格2,500円



(1) 21世紀にはいった現代社会を分析・評価し、そのなかで社会的な変革の可能性を探求することは、社会科学者に提起されている緊急で最大の課題である。本書は、この課題に誠実に応えようとする意欲的かつ論争的な書物である。

書物の「はしがき」は、その書物全体の分析対象およびそれに関連した時代認識さらにはその分析方法を提示しているのだから、本書の「はしがき」を一瞥するところからはじめよう。

「ここ10年ほどの間、社会科学書は、「革新勢力の後退」をのみ説明すれば足りるとしてきたが、本書は違う。状況は変わった。説明すべき対象は変わった。この点が、他書と異なる本書の際だった特徴である」。それでは説明すべき対象の変化とは何であるのか。自民党が獲得できる得票率は20%であり、都市部での民主党的躍進に追撃され、さらには「国民党化」しつつある共産党は自民党の得票の4～6割にまで迫り、共産党が入閣する内閣の可能性を否定できない状況も生まれつつある。この「変化」は政治の領域に収斂されるのではなく、経済構造における地殻変動を表現しているのである。その変化は、戦後、否、戦前から形成されてきた日本特有の「企業社会」の解体がはじまることにより、それに包摂された労働者が企業から離脱しつつあるという状況を意味している。本書は、それをく戦後体制>からくポスト戦後体制>への転換と位置づけた。そこで筆者はいう、「このような問題が、どうしてこれまで科学的分析の対象にならなかったのか。社会科学者の感覚の鈍さが鋭く問われなければならない」と。

これにたいして、或る人は言うかも知れない、現在の最大の課題は「カジノ資本主義」に代表されるようなりバタリアンへの批判=「新自由主義」批判であり、その流れが、自由化の推進にたいする国民的な批判と結合することによって政治・経済の方向性を変えるのだ、したがって「反市場主義」「反競争主義」「反能力主義」そして「新福祉国家」が政治的・経済的なスローガンだ、と。

しかし本書の立場はこれと異なる。否、この違いを自覚的に際立たせることが本書の最大の魅力をなす。「自由化を含む資本主義の発展が、より基礎的なところで体制転換の条件を形成している」という確信のもとに、たんに脱市場・反競争主義のスローガンではなく、「市場」をも取り込んだ市民社会総体のあり方が変化しているなかで、これを踏まえての体制転換=「ポスト戦後体制」論の条件を明らかにすることが、本書の課題である。

この「ポスト戦後体制」論にたいして、「新古典派経済学や新自由主義」との決定的な差異が不明になる、という批判が囁かれるかもしれないが、しかしこの囁きは無効である。本書は、新古典派経済学を丸呑みにするのではなく、この自由化を含めた現代を歴史的な必然性として把握し、歴史の大局的な方向性において判断しようとしているからである。こうした立場からすれば、たんなる「反市場主義」は——その延長である「新福祉国家」論は——、「反撥」が同時に「牽引」だということが理解できずに、「市場」のもつ一面に囚われ、それ自体を批判的にモメント化できないものである。

この歴史的大局において現代を判断する方法こそが、そして本書が自覚的に立脚しようとしているものが、唯物論的歴史観である。社会的生産力の段階に応じて、戦後半世紀存続した体制である「戦後体制」と今後来るべき「ポスト戦後体制」の存在根拠を科学的に分析しなければならない、そしてこれを基礎にして、この両体制の政治や経済やイデオロギーというものを有機的統一性において把握しなければならない、とする立場である。上部構造主義と基底還元主義を排斥し、唯物論的歴史観を貫徹させようと試みるのである。そのさい市場という形式での深部において変容しつつある市民社会とそれに照応した国家のあり方の転換との関係を軸点にして、現代社会を人類史のなかで位置づけるのである。以上が本書における時代認識および分析の対象・課題さらには分析方法である。

もしここで書評を終わるならば、「経済科学通信」の

読者は欲求不満になり、あえて本書を購入・読破しようとする気持ちに駆り立てられないかもしれない。そこでより具体的に論じておこう。

(2) 本書は、この間の政治的变化の根柢を、労働者を精神的にも支配してきた＜日本型企業主義＞に地殻変動が生じていることを求める。戦後体制は、「業界」と省庁との癒着である「日本型《官=業》体制」であり、その物質的・経済的基礎として＜日本型企業主義＞があった。＜日本型企業主義＞は、大まかにいえば、「終身雇用」「年功序列」であり、また日本の高生産性を保証した熟練形成システムであった「企業内特殊技能」にもとづいている。この＜日本型企業主義＞は「労使統一体」さらには「業界」を生み出し、これが政府の各省庁と癒着することにより「日本型《官=業》体制」を——この具体的な形態がゼネコン政治・護送船団方式・企業ぐるみ選挙を——形成した。この体制の成立と確立は歴史的な必然性をもっていた（第1・2・5章）が、現在、この「日本型《官=業》体制」は急速に歴史的な意義を喪失しつつある。その喪失は、究極的には「大工業」から「ソフト化」時代への進展に照応しつつ、「市場」の形態を媒介にして、「終身雇用」「年功序列」などの旧来の経済システムの急速な瓦解による。＜日本型企業主義＞の弱体化・衰退が企業や業界からの労働者の自立を促し、先の投票行動に、自民党の凋落と民主党・共産党の前進として現われたのである。

これまでの企業批判は企業間競争の激化が労働者の利益に反するという視角から「競争」批判を開拓してきたが、その労働者の視点からしても企業主義の克服の方がいっそう優先する課題である。なぜなら、労働者が企業間競争に巻き込まれるのは、企業主義支配に基づくものだから、この企業主義からの脱却を抜きにして、したがってまた、その現在進行している脱却の方向性——この脱却は現実に資本のレベルでも進行しているのだから——を現実的に提示しない単なる「反競争」論の限界は明白であろう。この「反競争」論は、「反市場主義」「脱市場主義」を呼びつつ、「能力原理」は「能力主義」「競争原理」だとして排斥する。だが、「能力原理」の疎外形態である「能力主義」の一般化は、日本社会の不公正な差別的社会関係を明るみにだし、企業帰属意識の弱体化により階級関係を透明化する限りにおいて歴史的に進歩的な性格をもっている。もちろん「能力主義」の限定期定の肯定は、同時に「能力原理」と「能力主義」との理論的解明を求める（第3章）。

さらに本書は、これに関連して、現代の国民的な課題の一つである＜教育論＞へと論議を進める。「市場」

とは個人のたんなるアトム化であり、また「競争」と「能力主義」を煽るものだとして、これに「共同性」を対峙する潮流がある。本書は、この潮流における「国民国家」を前提とした「国家の教育権」論——したがってグローバリゼーションの無視——および「教育の共同性」論を——現代の日本社会における共同性が孕む危険性にたいする無批判的態度さらには能力の個人的帰属の否定を——批判的に分析しつつ、さらに「国家の教育にたいする義務の部分的放棄」を＜自由権としての教育＞から再評価し、「国家の教育権」の限界を指摘する。先の潮流の一大欠陥は、「問題を国家と市民社会の関係においてとらえ直すこと」がなされず市民社会の変容に——したがって個人のあり方の変容に——鈍感で、課題を無媒介に「国家」に収斂させようとする無批判的な態度である。この「国家と市民社会との関係」の「とらえ直し」は、福祉・ジェンダー問題にも妥当する。

このポスト戦後体制論の立場からすれば、「脱市場主義」を背後にもつ「新福祉国家論」の批判的検討が求められる。従来国家の福祉供給能力が小さく、家族による供給機能が長く温存されていたが——日本の経営による底上げがなされたが——、80年代以降の急激な家族機能の衰退と少子・高齢化の高まりのなかで、「家族的福祉国家」から離脱した日本においては、たんなる国家主導による福祉ではなく、「市場と国家による同時的な福祉供給」が求められ、またグローバリゼーションによる国民国家の空洞化に照応して外国人労働者をも含んだ福祉国家が求められる（第6章）。したがっていわゆる「反市場主義」論の＜福祉＞論は一方では現実的な有効性をもたず、他方では「国家」主義的な「福祉」論に陥るのである。

また、日本の企業主義は「日本型ジェンダー構造」を生み出したがゆえに、この日本の企業主義の変容と転換は、同時に「日本型ジェンダー構造」の解決の可能性を提示する。それは、「反市場主義」——暗黙に労働力を商品化できる男性を基準にしている——が問題にできない「労働における平等性」、つまり従来の「職能給」から「仕事給・職務給」への転換である（第7章）。「反市場主義」は、「仕事給・職務給」を「能力主義」だとしてそれを排斥ないし無視することによって、性差別は反対と言いつつも、「日本型ジェンダー構造」の変革に無力である。

以上の論述から社会変革を推進すべき左翼のあり方（補論1）も大方想像できよう。

(3) 私は、ここで「脱市場主義」の潮流にたいして

幾つかの疑念を提出することによって書評の役を果たすことにしたい。

第一に、上の潮流は「国家」と「市民社会」との関連についてひとつの誤解をしているのではないかと思われる。マルクスが、たとえば「工場立法、この、社会がその生産過程の自然発生的な姿に加えた最初の意識的な計画的な反作用、それは、すでにみたように、綿花や自動機や電通と同様に、大工業の必然的な產物である」と言うとき、この「意識的な計画的な反作用」は「国家」を媒介にして行われる。市民社会の階級的な矛盾は、その力関係に応じて、「国家」を媒介にして、市民社会にたいして「意識的な計画的な反作用」によって解決される。だがこのことは、市民社会の解決すべき課題を「国家」自体が引き受けることを意味するものではない。これであるならば、資本にたいする「反作用」ではなく、たんなるケインズ主義にすぎない。確かに市民社会の変革のなかで現実にケインズ的手法も過渡的には採用されなければならないが、しかし両者の原則的な相違を曖昧にしてはならない。先の潮流は、この相違に無頓着であることによって、「国家」主義的傾向に陥ったのではなかろうか。

第二に、マルクスの「物象化」概念を「市場」にのみ限定し、資本の生産過程における「物象化」を看過することによって、「市場」＝「物象化」のもとに「脱市場主義」に陥ったのではなかろうか。

第三に、「脱市場主義」が「反競争」を唱えるとき、かれらは「競争」とは何であるかを再考すべきであった。「競争」は、アダム・スミスそして「新自由主義者」が考へているように、経済法則の創出者ではなく、その「法則の執行者」にすぎない。だから、「反競争」論は、<競争万能主義>と同じく、「競争」の限界を理解していないのではないか。

第四に、「脱市場」論を主張する人々が、「反能力主

義」のもとに能力の個人的帰属を否定する根拠を、個人が「社会的諸関係の総体」であることに求められているとすれば、これは誤ったものであろう。個人は確かに「社会的諸関係の総体」であるが、われわれが属する社会は、社会一般ではなく、ブルジョア社会であり、したがってここでの個人は、個人一般ではなく、私的個人＝「私的人格」という規定性を受け取る。すなわち、商品生産関係は、商品の担い手である個人を私的所有者として、したがって「私的人格」として指定するのだから、個人の能力も原則的には「私的人格」の私的所有に属することになる。この規定性で労働力が商品化しているのである。個人の「能力」の特殊歴史的な規定性を看過して、能力の個人への帰属を否定する見解は、いかに「美しい魂」から出たとしても、科学的にはけっして正当化できないであろう。

もちろん、現代において個人の「能力」は社会的に形成され、社会的性格をもっているだけでなく、「社会的費用」によって形成される傾向を部分的に有している。そのかぎりでのみそれは「社会」に——資本ではなく——還元されるべきであろう。社会主義社会での「熟練」労働力は「社会的費用」において形成されるのだから、その「熟練」の果実は「社会」に直接に還元される。しかしブルジョア社会ではこれは「資本の生産力」の果実になるのだから、この点を不問にして能力の個人への帰属を一面的に否定するのは、その主観的な意図は別にして、資本へ利益を提供するにすぎない。

最後に少々注文すれば、本書は極めて論争的な性格をもっているのだから、その論争を理論的な次元にまで降ろして、最後の章で「何が争点であったのか」というタイトルで総括していたならば、本書はいっそう強く読者の興味を引く書物になったであろう。

(宮田 和保 所員 北海道教育大学)

重森 晓著

『分権社会の政策と財政』

桜井書店 2001年3月 本体価格 2,800円



本書は、かつて基礎経済科学研究所の初代理事長を務め、現在も財政学会や地方財政学会で中心的存在として活躍を続ける著者が、21世紀のスタートの年にあたって最近10年間における研究成果を一冊にまとめ、新たに「集権の20世紀から分権の21世紀へ」というメッセージを込めて、新しい日本社会のあり方を世に問うたものであり、同時に、研究所の良き理解者である桜井香氏が起業された桜井書店の門出を祝う記念すべき作品となっている。

「はしがき」で述べられているように、本書は著者が約10年前に上梓した『分権社会の政治経済学』(1992年刊行)の「続編」というべきものであるが、地方分権推進一括法を中心とする「分権改革」の評価や、阪神・淡路大震災の財政的総括やいまだに米軍基地に縛り付けられている沖縄の財政分析など、日本社会の今後を展望する上で避けることができないテーマに正面から向き合い、その問題解決のための提言を含んだ時宜に適った内容となっている。

全体は9つの章からなり、地域のとらえ方と地域政策のあり方について、理論的に検討がなされる「第1部 地域政策」と、具体的な地域の財政分析をつうじて分権的税財政システムの必要性と課題をあきらかにした「第2部 財政分析」の2つから構成されている。

第1章では、A・センの「潜在能力アプローチ」を採用しつつ人間発達の視点から「地域」の理論的把握が展開され、R・オーウェン、E・ハワード、G・D・H・コール、そしてL・マンフォードと続く思想的系譜の中に内発的発展論を位置付け、「内発的発展と人間発達のために必要となるインフラストラクチャー」の整備を課題として析出していく。

第2章では、インフラストラクチャーに関する従来の理論を投資戦略型、シビル・ミニマム型、情報ネットワーク型、成長管理型に分類して整理し、独自に「内発的発展型インフラストラクチャー」を提起している。ここで著者は単なるハード施設の建設に終わるのではなく、ソフトの要素として①地域の固有性に根ざし、②分

權的システムにより、③社会的システムとして運用されるインフラストラクチャーを形成・維持・管理する労働として「公務労働」のあり方を論点にあげている。

これを受け、第3章では、従来の公務労働に関する論争を社会的共同業務の国家による「包摂」、その「解体」と「再生」に果たす公務労働の役割、さらには現代国家の「資本蓄積」と「正統性」における公務労働の二重性などの論点から整理した上で、インフラストラクチャーを「人間のコミュニケーションと発達を担う社会的共同業務」と同義のものとして把握し、公務労働をその担い手として位置付けている。

第4章では、地域開発や公共サービス施設の管理などにおいて普及し、現在その多くが財政破綻に追い込まれ社会問題化している公民共同出資による「第三セクター」の公共性と効率性を検討している。ここでも、筆者は自治体行政における効率性に関わる議論を①シビル・ミニマム型効率論、②減量経営型効率論、③民主的効率論、④政策経営的効率論、そして⑤社会的効率論に分類整理し、社会的効率論の視点から第三セクターのあるべき姿を提言している。

第1部を総括する位置付けの第5章では、1990年代におけるこの国の「分権改革」を「上からの未完の分権改革」と厳しく評価をくだした上で、分権化に向かう国際的潮流の中で、著者の年来の主張である「柔構造的分権」に向けた課題を提起している。

本書の第1部を通読してまず感じるのは、著者が「人間発達論」や「内発的発展論」、さらに「公務労働論」「第三セクター論」など各々の「時代の要請」に応えて、経済学や地域・自治体研究の論争に積極的に参加しながら誠実に自らの理論を展開し、発展させてきたことである。

同時に、「机上の経済学」を論じるのではなく、たえず新たな実証的素材を検討しつつ、理論を豊富化していく著者の姿勢からは学ぶべき点が多い。

例えば、第3章の末尾において、「地域の文化や個性に深く根ざした公務労働」の一つの典型として「第三

イタリアのERVETのリアル・サービス」が紹介されているが、著者の理論の現場密着性と視野の広さを示すものであるとともに、読者にとっても「内発的発展型インフラストラクチャー」の具体例として示されることで、理解しやすい事例となっている。同時に、第4章の社会的効率性を高める第三セクターのモデルとしても優れた事例であると考えられる。

私自身は拙著『創造都市の経済学』においてERVETを「創造支援インフラストラクチャ」と規定したこともあり、内発的発展論や創造都市論のフレームとして今後この分野の理論研究が重要性を帯びるものと期待している。

第5章は「上からの未完の改革」に終わった20世紀末の分権改革を越えて、柔構造的集権制から「柔構造的分権制」に転換するための具体的提言として、①共通化した所得税・住民税の自治体による課税・徵収、課税標準・税率についての国と地方による共同決定、②自治体関連予算についての調整と、地方財政計画や地方交付税の配分についての「地方財政委員会」への権限委譲といった基本システムの改革とともに、個別的システムの改革として①自治事務の拡大と国による関与の縮減、②法定外普通税や地方債発行にかんする自主権の拡大、③地方交付税の簡素化および国庫補助負担金の縮減と一般財源化などを打ち出している。いずれも、説得力のある合理的な提言であろう。

ここで著者が提起する「柔構造的分権制」という概念は丸山高満氏が使う「柔構造的集権制」に対置した独自の発想であるが、イギリスの行政学者であるR・J・ベネットが用いるFlexible Decentralisation(柔構造的分権化)にヒントを得たものである。

著者のこの理論展開に対して「集権分権調和論」ではないかとする批判に対しては、自ら「私の議論は、集権的要素と分権的要素をほどよく調和させるといった行政技術的バランス論ではなく、国民の生存権や発達権を地域において互いに保障しあう現代的地方自治を確立するという、憲法的原理を実現することが基本である」として、柔構造的分権制の基本要素は、①年金・医療・保険等の分野におけるナショナル・ミニマム保障のための国家の役割、②その他の公共サービス提供における権限と財源の大幅な地方委譲、③基礎的自治体の維持とゆるやかな広域連合、④行財政運営への市民参加とパブリック・ノンプロフィット・リレーションであるとして、自らの立場をより鮮明に打ち出している。

この点は、現在、小泉内閣がすすめようとしている

「構造改革」がナショナル・ミニマムを保障する国家の役割を否定的にとらえて後退させようとしているのとは対照的である。

第2部は地方財政の実証的研究から、分権的税財政システムへの課題を導き出そうとしている。

まず、第6章では高度成長期以降の大都市圏を直撃した最初の大規模震災であり、まちづくり、情報システム、医療福祉システム、ボランティア活動など様々な分野で貴重な教訓を残した阪神・淡路大震災とその後の復旧プロセスを自治体財政の視点から総括し、今後の課題を提起した緊迫感のある内容となっている。

第7章は本土復帰から四半世紀が過ぎた現在もなお米軍基地と公共事業への依存から抜け出せないでいる沖縄県の財政的総括を行い、その自立的発展のための財政運営のあり方を問う、今後は沖縄開発庁ではなく、沖縄県と市町村、さらには住民自らが積極的に財政運営に関わっていくよう提言している。

第8章は、戦後3回目の深刻な財政危機にある大都市圏自治体の実相を大阪府と衛星都市の実証的財政分析から明らかにしようとしており、「成長型財政運営」から抜けきれないでいる当局の限界を鋭く批判した内容となっている。

第9章には、これまでの財政分析をベースにして、柔構造的な分権的税財政システムへの提言をまとめており、全体への総括の章となっている。

第2部の各章は「大震災と地方自治研究会」や「沖縄持続的発展研究会」など自治体問題研究所の共同研究をつうじて、文字どおり実践的課題と格闘しつつ、着実な財政資料の分析からまとめあげた貴重な成果に基づくものである。

第6章では、大規模災害の復旧・復興財政のあり方として、①中央政府と自治体の各々において「復旧・復興特別会計」を設置する、②災害救助や復旧事業は、基礎的自治体の自治事務として位置付け、中央政府からは包括的な「災害復旧補助金」を基本にする、③大規模な「災害復旧・復興基金」を設置するとの提言をまとめており、この最後の点はその後の全国知事会においても「災害相互支援基金」の創設が決議されるなど現実に大きな影響を与えている。

第7章では、今後の沖縄の内発的自立的発展に向けた財政自主権の確立のためには①沖縄開発庁の存在そのものを問い合わせ直し、②「沖縄振興開発特別措置法」にもとづく国庫補助金のかさ上げ措置を見直し、③従来のハード中心のインフラ整備を、人材育成・技術開発・経営指導・情報ネットワークや、教育・文化・健康・環境・

福祉などのソフト分野に転換し、④軍用地料や基地交付金などを沖縄全体の内発的自立的発展に活用するなど、貴重な提言を行い、各方面に影響を与えていている。

第9章は第5章と対を成し、柔構造的分権制を支える税財政システムへの転換に関して財政学者としてより突っ込んだ改革提言となっている。

まず、「成長型」財政運営を誘導してきた「国による財政誘導装置の解体」が打ち出され、①国庫補助負担金の縮小・整理、②地方交付金制度の簡素化、③地方債発行の自由化があげられる。

次いで、「国から地方への税源委譲」が課題とされ、第5章にあるように①所得税と住民税を共通税化して自治体による課税・徴収をおこない、②課税標準・税率についての国と地方による共同決定方式によるが、しだいに地方の自主決定に移行し、③共通税の配分は地方6対国4とし、自治体から国に逆配分する、④法人住民税については国税とし、その7割を地方交付税の財源とし地方に再配分し、法人事業税については何らかの外形標準課税化を図るとしている。

ここで、法人事業税の外形標準課税に関して、東京都による銀行への外形標準課税問題を取り上げつつ、

シャウブ勧告に遡って「応益課税としての税の性格の明確化」を基本として、課税標準は付加価値が適切であるとした上で、梅原英治氏の研究によりながら、中小企業の負担を緩和するために資本金規模による税率変化などの措置が必要であるとしている。この点は更なる議論を呼ぶことであろう。

最後に「市民参加型財政運営」の実現がなければ分権的税財政システムは完結しないと述べ、①自治体の「総合計画」の策定課程や予算編成過程への市民参加、②そのための「地区住民評議会」や「地域予算会議」などの狭域自治の単位をつくる、③住民の直接請求権の拡大と住民投票制度の確立をあげている。

いずれも、今回の分権改革が積み残した重要なテーマであり、著者の分権改革提言の独自性先駆性を示す内容となっている。

「構造改革」や「財政再建」が急に流行り言葉になつて巷に溢れてきたが、正確な分析と科学的な理論に裏打ちされた「改革」提言こそ、今、真に求められるものである。

本書こそ、そのための必読の書ではないだろうか。

(佐々木 雅幸 所員 立命館大学)

基礎経済科学研究所編

新世紀市民社会論

—ポスト福祉国家政治への課題—

大月書店 本体価格2600円 [46判]

I 新世紀市民社会への日本の課題

- 第1章 「資本主義の自由主義的再編」の時代の市民社会 ◇21世紀市民社会の可能性（神谷章生）
第2章 ポスト福祉国家政治と市民的自立 （山口定）
[コラム] 大蔵省・日銀接待の経済学的意味 （鶴田廣巳）

II 企業活動の市民的監視

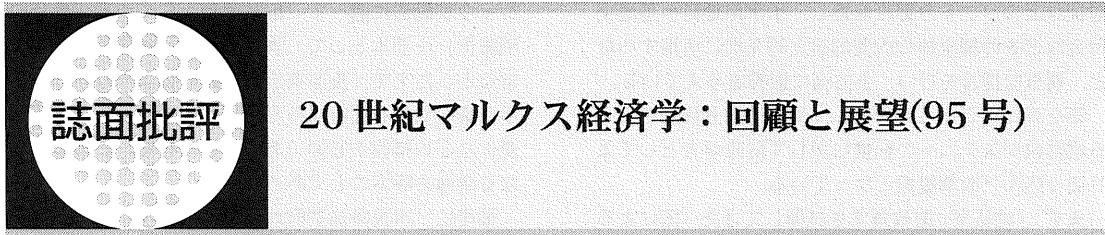
- 第3章 企業活動の市民的監視 ◇株主オンブズマンの経験から（森岡孝二）
第4章 政治資金に対する市民的監視 （醍醐聰）
第5章 従業員＝市民による企業自治とその条件 ◇ダールの経済民主主義論を題材として（上田道明）

III 新世紀市民社会への世界的課題

- 第6章 英国における政府の「説明責任」と特殊法人 （小堀眞裕）
第7章 ロシア・「民主主義」的な社会への挑戦 （新美治一）
第8章 「開発独裁」の終焉と市民社会形成への条件 ◇試行のつづく東南アジア諸国（和田幸子）
第9章 民族を超える「市民」の可能性 （大西広）

ご注文は基礎経済科学研究所まで

TEL&FAX：075-255-2450 e-mail：kisoken@mbox.kyoto-inet.or.jp



20世紀マルクス経済学：回顧と展望(95号)

20世紀のマルクス主義・マルクス経済学を回顧するというのは、きわめて重い課題であり、マルクス主義・マルクス経済学に肯定的に関わってきたものにとっては、なかなか正面から議論しにくい、できれば避けて通りたいという思いが強いのではないだろうか。「特集によせて」で森岡真史氏がきわめて率直に、ここ10～20年におけるマルクス経済学の影響力の著しい低下を指摘し、人間発達の経済学を掲げる基礎研においても、『資本論』に代表されるマルクス経済学の静かな退潮傾向を認めている。実際、今日の主流である新古典派経済学ならびにそれを基礎とする新自由主義的潮流に対する批判も活発ではあるが、そこでもマルクス経済学的立場にたっていることを明示する人はまれであり、仮にマルクス経済学に言及されることはあっても、多くの場合否定的文脈においてである。にもかかわらず『経済科学通信』がこうした特集を組み、またそれに応えて森岡氏を含めて10人の研究者が論説を寄せたことに対して、その「勇気」と「見識」、そして「責任感」に、まず敬意を表したい。

特集は「20世紀マルクス経済学」となっているが、それは狭い意味での経済学(以下マルクス経済学ということにする)にとどまらず、哲学・思想・運動や体制を含めた広い意味でのマルクス主義(以下マルクス主義ということにする)についても取り上げられている。それぞれの研究分野において活躍されている人たちの論稿について、さらに上から鳥瞰するような批評をすることは、私のようにマルクス経済学やマルクス主義を専門としていないものにとっては不可能であり、本誌編集局もそのようなことは期待していないだろう。それで、むしろ徹底して「素朴な」視点から、各論稿から学んだことを踏まえながら、私なりに20世紀マルクス主義・マルクス経済学について感じたことや今後の課題と思われること等を述べて、責任を果たすことにしたい。

歴史に「もしも」ということを想定することは邪道であるが、仮にロシア革命が成功せず、またその後の中国や東欧諸国でマルクス(=レーニン)主義を掲げた革

命が続かなかったとしたら、マルクス主義やマルクス経済学は現在どのような位置にあっただろうか。そうしたことを見てみると、二面的な事柄が浮かんでこよう。

一つは、20世紀において、マルクス主義やマルクス経済学がこれほどの影響力はもち得なかつたであろうと思われることである。「政権与党のマルクス経済学」(大西広)が存在したからこそ、マルクス主義に対して肯定・否定を含めてなんらかの態度をとることを、多くの知識人は迫られたのであるし、また資本主義諸国の経済運営や社会政策等にも影響を与えたことは間違いない。しかも、「政権与党のマルクス経済学」は、マルクス主義に影響を与えただけではなく、マルクス経済学にも影響を与えたことである。本来『資本論』に代表されるマルクス経済学は、資本主義の根柢的批判の経済学であり、三位一体の定式に象徴される物象化された世界を暴露したところにその本質的意義があるのであって(角田修一、関根猪一郎)、社会主義社会を運営するための経済学とはそもそも一線を画することになるはずである。マルクス主義は社会主義を正当化する理論あるいは思想として、時代ときりむすびながらさらに発展させられなければならなかつたが、逆に現存する社会主義社会を正当化するための教条化という呪縛に陥ってしまったという面がある。他方、マルクス経済学はなによりも資本主義の社会に生き、そこで資本主義の矛盾を具体的に解明し、そして実践の指針となる経済学として、さらに発展させられるべきものであったし、実際にそのような成果も生み出してきたことは、年表をみても改めて確認させられる。ソ連のような集権的計画経済の場合には、それを運営するための技術的な経済学が必要であったが、そうした経済学は生み出されず(あるいは産業連関分析のような経済学以外は必要とされなかつたのかもしれないが)、他方社会主義市場経済を志向する諸国においては、社会主義の理念と市場経済とを接合させるという観点から、独自の経済学が一定の展開を示したといえよう(大西論文参照)。しかし「政権与党のマルクス経済学」が、資

本主義経済分析の经济学にまで「越境」し、ソ連の『经济学教科書』のようなものがマルクス経済学の標準的『教科書』として権威づけられることによって、生き生きとしたマルクス経済学の発展を妨げることにもなったことは否定できない。こうした二面的な性格をマルクス主義やマルクス経済学に与えてしまったことは、20世紀の歴史の皮肉である。

他方、マルクス主義・マルクス経済学の理論的研究にとっての20世紀は、初期マルクスの草稿類や、『資本論』に関わる膨大な草稿類が大量に公刊された時代でもある。それは新M E G Aとして現在も続いているが、そのことによってマルクスの読み直しが活発に行われ、マルクス主義・マルクス経済学の全体像についての研究が飛躍的に進んだことも事実である。

本特集では、こうした背景や、他の諸科学との理論的対決の必要もあって、20世紀マルクス主義やマルクス経済学は、一方では一定の理論的発展もあったが、むしろ歪みをもたらした側面のほうが大きいという認識にもとづいて、その歪みとは何であり、そして本来のマルクスは何であったのかを解明しようとした論文が大きなグループを形成している。

角田修一氏はその歪みを実証主義とヘーゲル主義に見出し、主としてボバーとアドルノの論争を具体例として検討している。そしてマルクスの経済学の方法は分析的方法を基礎とする概念把握の方法であることを確認し、資本概念をさらに豊かなものにすることを課題としてあげている。

また有井行夫氏は、社会認識における個別的なものと普遍的なものの統一様式をどのように理解しているかを理論尺度として、①分離論(ヒルファーディング)や②直接的同一論(ルカーチ)はマルクスのものではなく、③個別と普遍の媒介的統一論こそが、マルクスのものであるとする。マルクスの労働論や生産関係論は、媒介的統一論として理解されなければならない。労働にもとづく社会把握、労働論的社会関係批判こそが(資本主義)社会批判の根幹である。にもかかわらず、こうした点は完全に見失われ、所有論的生産関係論に道を譲ってしまったと批判する。

宮田和保氏は、その歪みを所有基礎論的生産関係論、反映論的意識論、認識主義的物象化論に見いだし、やはりマルクスにかえり、とくに存在論としての唯物論的歴史観を基礎とした「意識」の本来的な位置づけが必要であると主張している。

閔根猪一郎氏も、『資本論』は「労働の経済学」であり、物象化論が貫かれていることが見失われてきたと批判

する。氏もまた、結論としては見失われたマルクスの再把握である。

以上4氏の論文は、それぞれ、歪められたマルクス主義・マルクス経済学を、本来のマルクスに戻す作業の必要性を主張している点で共通する。こうした研究の意義は決して否定するものではないし、これまで公表されていなかったマルクス(・エンゲルス)の著作や草稿が次々と明らかになってきている現在、こうした研究が非常に進めやすくなってきたという事情もある。しかしながら、こうした研究を進めることによって、「正しいマルクス」を復活させたとしても、それだけでは物足りないと思うのも人情であろう。いわば否定の否定によってより高次のレベルにおいて復活するならまだしも、ブーメランのようにマルクスに回帰するのでは、この100年余りのマルクス経済学の研究史は何であったのか、という空しさを感じざるを得ない。

もちろんそれぞれの論文は、本来のマルクスに返れとだけ主張しているわけではない。たとえば角田氏は、三位一体的定式の上で展開されている非マルクス経済学の現状に対して、マルクスの批判を確認するだけではもはや後ろ向きの批判である、非マルクス経済学の研究成果を批判的に摂取して、生産諸関係が物象化し自立化する姿をさらに理論的に追いかけること、また資本の概念把握をさらに具体的なレベルにまで展開する必要を課題としてあげ、たとえばアメリカのラディカル派政治経済学の成果を位置づけ直した上で評価している。また閔根氏も、日本のマルクス経済学の成果のいくつかについては高い評価を与えている。ただそれでも、4氏に共通する20世紀マルクス主義・マルクス経済学についての評価は程度の差はあれ総じて否定的である。否定の中の肯定をもっと押し出すような総括は不可能なのであろうかというのが率直な感想である。

大西広氏もまた、本来のマルクス理論を政治的バイアス抜きに再現する必要があると主張する。ただ上記の4氏とはかなりおもむきが異なる。氏の主張するマルクス理論の骨格とは、生産力第一主義、技術決定論であり、こうした骨太の理論は豊富な展開可能性や説明可能性をもっているとして、生産力よりも生産関係を重視する傾向を批判する。もちろん氏は、決して生産関係を軽視しているわけではない。逆に各資本主義の特殊性や細部の差異にこだわるあまり、「資本主義そのもの」に対する関心を薄れさせている風潮をも批判し、「資本主義そのもの」を議論した本来のマルクスへの回帰を強調している。氏の主張は充分に理解できるが、しかし、とくに基礎研がこれまで力をいれて解明してきた「日本

型企業社会」分析などは、氏はどのように評価されるのであろうか。

他方、数理マルクス経済学の到達点と課題を論じた松尾匡論文は、数学が得意でない私が、本特集の中でもっとも読みやすく、また理解しやすい論文であったことは皮肉である。今日の主流派経済学の世界に飛び込みながら、利潤の源泉が剩余労働にあることを数理的に厳密に証明したこと（＝マルクスの基本定理）など、多くの成果をあげてきたことを主として置塙信雄氏の業績を中心に確認しつつ、さらに今後の課題についてもきわめて前向きに展望している。「暗い」論文が多い中で、唯一「明るい」論文である。少し「素朴な」質問をさせてもらうと、今日の一般均衡論の出発点となつたワルラス、メンガーやジェボンズによる「限界革命」が登場したのは1870年代であるが、マルクス（やエンゲルス）は、これらの理論をどのようにみていたのであろうか。私の知る限り、「無視」である。『資本論』は「経済学批判」という副題をもち、多くの経済学者を批判しているが、ワルラスやメンガー等は批判するにもあたらぬと考えていたのかどうか（「批判」には、「限界を明確にする」という前向きな意味もある）、知りたいところである。もしマルクスが「限界革命」の理論に注目し、「三位一体の定式」批判にとどまらず、さらに「ブルジョア経済学」の内在的批判にまで進んでいたなら、現在のマルクス経済学の主流は、「数理マルクス経済学」のようなものになっていたかもしれないと考えさせられる。

価値論論争史を取り上げた米田康彦氏の論文は、叙述がきわめてコンパクトであることもあって、門外漢に近い私には難解であったが勉強にもなった。ただよく理解できなかった点は、二商品等置における共通項＝価値の実体を労働とするのは「公理」であり価値の実体を効用とするのも「公理」である、どちらを採用するかは現実適用性で判断されるという見解についてである。そして氏は効用よりも労働の方が適用性が広いあるいは大きいと主張されているように思われる（誤解かもしれないが）。しかしどちらも公理であるとするなら、「素朴に」考えれば、今日ではますます商品の中でも労

働生産物とはいえないような商品や、労働量が測れないのである商品が増大している。情報化による価値法則の揺らぎとか労働価値説の無機能化とかが主張されていることも、その反映であろう。それに対して限界効用論ではほとんどどんな商品でも測れるので、はるかに適用範囲は広いということにならないだろうか。

すでに与えられた紙幅を大幅に超えてしまっているので、ごく簡単に全体的な印象と問題提起をして、終わりにしたい。

一つは、「正しいマルクス経済学」の本質は（正しい）物象化論であると言いかれるかどうか、もっと多様な読み方、理解の仕方、本質のとらえ方があつてもおかしくないし、また物象化論的資本主義批判を前提としつつもさらにそれを超えた現代資本主義批判の視座を据えること、そうした現代の視点からマルクスをとらえ直すことが課題になるであろうと思われる。「正しいマルクス」、「本来のマルクス」への回帰論が本特集論文では多かったので、あえて挑発的な問題提起をすると、現代という視点から見て、マルクスの理論には19世紀という時代的制約性がなかったかどうか、あるとすればどのような点なのかを明確にすることも、マルクスを現代に生きかず上で必要な課題ではないだろうか。

もう一つは、それとも関わるが、マルクス（主義・経済学）は労働を基礎とする社会認識にあるということにはまったく異論はないが、その場合現代の労働をどうみるのか、マルクスの労働論で尽きていているのか、ということも課題となろう。とくに基礎研は「人間発達の経済学」を掲げている以上、人間発達の視点からマルクスの人間観・労働観を再検討することは避けて通れないはずである。

なお、マルクスの理論・方法論それ自体の仮構性・仮説性を詳細に解明した揚武雄論文、戦後日本のマルクス主義政治学の軌跡について論じた神谷章生論文については、触れる余裕も力量もなかつたことをおわびする。

（北村 洋基 所友 慶應大学）

基礎研春季研究交流集会—どうする日本経済、どうなる私たちの暮らし— フリースクール自由大学院・2001年市民講座から

去る3月10日（土）、11日（日）の両日、基礎研の春季研究交流集会・2001年市民講座が京都府立大学で開催され、予想を越える多数の参加と活発な報告、意見交換など盛会に行われた。講座の統一テーマは「崩れはじめた企業中心社会とオルタナティブ——21世紀型人間発達社会をめざして」であり、大きなテーマではあるが、喫緊の課題でもある。また、フリースクール自由大学院の市民講座に相応しく、市民参加型に運営されたことも特徴的であった。

さて、当日のプログラムは、すでに「案内」のとおり、5つのセッションで行われた。

(1) 全体ミーティング「崩れ始めた企業中心社会の行方を探る」

(2) 「体験を共有しつつ解決策を探るワークショップ」

(3) 全体ミーティング「どうすれば人間発達社会を築けるか——労働・市民・NGO運動の課題を探る」

(4) および(5) 「あなたも働きつつ学ぶ道へ・体験ワークショップ」(1)・(2)

はじめの全体のセッション(1)では、力作『グローバリゼーションと「日本の労使関係』を監修された黒田兼一教授（明治大学）の「財界の21世紀戦略と労務管理」、近著『日本経済の選択』などで知られる森岡孝二教授（関西大学）の「企業中心社会をどう改革するか」と題した二つの基調的報告と、フロアからの「変わりつつある職場からの報告」を結ぶ形で行われた。とくに黒田氏は、今日のグローバリゼーションの下での、底なしの「競争主義」の成果・業績主義と新しい職能資格制度に基づく労務管理の個別化に焦点を置き、69年の「能力主義管理」と95年の「新時代の日本の経営」との対比、内外におけるエンブロイヤビリティの動向にみる意義と限界に触れられるとともに、パートタイム経済化にたいするワークシェアリングや、格差是正のオランダモデルの経験を示された。森岡氏は、年来の「時間の経済学」の観点から、「性差別を象徴する時間の不平等」論と政府の「男女共同参画社会計画」論批判から、「男女平等の鍵としての時短革命とパート革命」を提起され、男女の有償・無償労働の再配分とし

ての、「スウェーデンモデル」「オランダモデル」そして「アメリカモデル」の比較と選択を示された。そして、職場からの報告として、大阪、神戸、愛知その他から、職能給化、アウトソーシング、派遣労働、さらには「企業犯罪」にも関わるような状況での労組の役割と、「生活の質」を守るために規範や法的措置などオルタナティブの提起と介入の論点が交流された。

夜には、「働きつつ学ぶ市民科学者」として参加した人々の、体験を共有するワークショップが、以下のテーマ毎に設定され、多彩に研究交流が行われた。

(1) 福祉・介護の実態から——介護保険利用者とホームヘルパーからの体験報告（ファシリティ：佐藤卓利自由大学院校長）、(2) 変えられつつある職場の実態から（同：高田好章副理事長）、(3) 市民・労働運動の実態から（同：藤岡惇理事長）。

そして翌日の午前には、(3) セッションとして、藤岡惇理事長の「こうすれば持続可能な日本ができる——アジェンダの提案」につづいて「福祉社会をこう創ろう」（佐藤卓利：立命館大学）「企業から独立した個人——その社会への道」（大西広：京都大学）という企業社会に対抗するオルタナティブを模索する意欲的な諸報告がなされ、刺激的なものであった。

さらに午後には、基礎研で通常開催されている6つのゼミが主催する「あなたも働きつつ学ぶ道へ・体験ワークショップ」が次のように行われた。

(1) エコロジカルな人間発達を探る（人間発達ゼミ：助言者 藤岡惇・立命館大学）、(2) ジェンダー研究の最前线を探る（ジェンダーと経済学ゼミ：助言者 青柳和身・岐阜経済大学）、(3) 金融問題を探る（金融・流通・協同組合論ゼミ：助言者 森岡孝二・関西大学）、(4) 福祉社会を創る（福祉財政ゼミ：助言者 藤岡純一・桃山学院大学）、(5) アジア社会との絆を探る（東南アジア経済社会論ゼミ：助言者 和田幸子・神戸市外国语大学）、(6) 統計処理の力をつける（情報処理論ゼミ：助言者 大西広・京都大学）。

最早、紙数が尽きてしまったので、他日その成果が発表されることを期待して報告を結びたい。

（京都府立大学 所員 小野秀生）

[訂正]

第95号の各ページ下の年表に誤りがありましたので、お詫びして訂正します。

P. 3 ダフィット→ダヴィット

P. 4 ベーム=バヴェルク『マルクス体系の終結』は1896年（ドイツ語版）のため削除

P.20 高畠素久『資本論』（最初の全訳）→（～24年）を追記。ブーリン『過渡期の経済』を追記

P.23 ブルツスク→ブルツクス。チャヤノフ『小農経済論』はドイツ語訳、初版（ロシア語）は1911年～12年

P.31 ローゼンベルク『資本論註解』は1930年（～33年）に訂正（P.30へ移動）

P.48 向坂一郎→向坂逸郎

P.52 毛沢東『実践論』は1937年に訂正（P.37

へ移動）

P.54 毛沢東『矛盾論』を1937年に訂正（P.37へ移動）川井一郎→川合一郎

P.57 バーロ→バーロ。ジラス『新しい階級』に（第2版）を追記。ヴァルガ『戦後帝国主義の政治と経済』は1953年に訂正（P.53へ移動）

P.58 バーリー／ミーンズ『近代株式会社と私有財産』は1932年に訂正（P.32へ移動）

P.63 キューバ危機は1962年に訂正（P.63へ移動）

P.67 杉原四郎『ミルとマルクス』は1957年に訂正（P.57へ移動）

p.75 高嶋善哉→高島善哉

P.84 長岡新吉『日本資本主義的論争の群像』→『日本資本主義論争の群像』

投稿規程

下記の要項にしたがって、奮ってご投稿ください。

種類と枚数 論文、研究ノート：200字詰50枚以内
研究動向、書評：同 20枚以内
いずれも、図表、注などを含む。

原稿 審査の迅速化のため、コピーを1部添えてください。
パソコン、ワープロをご使用の場合には、本文のテキストのみを保存したファイルをお送りください。

掲載料 なお、お送りいただいた書類、フロッピー等は返却いたしませんので、ご了承願います。
下記の金額をお支払い願います（所員・所友・研究生を除く）。
論文・研究ノート5000円、研究動向・書評2000円

編集後記

▼編集局の実務を担当することになりました。前任者の松居さんは4年間、事務局と編集局で基礎研を実務面から支えていただきました。いろいろ困難な時で、ほんとうにお疲れ様でした。

▼本誌がお手元に届く頃には、参議院選挙の結果が出ている頃です。政権基盤の交代なしで政治の改革ができるのか興味津々です。

▼いつも利用している私鉄の駅、改札口前にいわゆる散髪屋さんができました。ここは普通にみられる理美容院ではなく、10分でカットのみ、料金1000円（消費税込み）。髪

を切るだけに特化して、その他はなにもしないで10分。5坪あるかないかという小さなお店で、従業員は2人、限界まで省力化してあり、壁には「ニュービジネス大賞」受賞の額が掲げてあります。その表彰状は旧通産大臣名で出されたものでした。現下の経済状況を政府がデフレと認めたと話題になっていましたが、政府も自らその片棒を担いでいたんですね。ともあれ、チョー安くて、速くて上手でお気に入りのお店です。

（中村美樹子）

渡辺治著

A5判上製・3000円

日本の大国化と ネオ・ナショナリズム の形成

天皇制ナショナリズムの模索と隘路

新自由主義イデオロギーとネオ・ナショナリズム
イデオロギーが相互に対抗しあいつつ、軍事大國化
と新自由主義改革という二つの改革を正当化し
推進している現代日本の状況を、緻密な論証・明
快な論理で分析する。

改憲への動き、新手のナショナリズムの台頭……
日本はどこへ向かおうとしているのか

森岡孝二・杉浦克己・八木紀一郎編

四六判上製・2200円

構想する 21世紀の経済社会を

(政治経済学の視点から)

目指すべきビジョン・改革の可能性

政治経済学者23氏が発言する

- I 世紀を越える資本主義 伊藤誠・井村喜代子・
宇仁宏幸・柴垣和夫・鶴田満彦・野口真
II 新しい経済社会の可能性 柴田徳太郎・富沢賢治
藤岡惇・八木紀一郎・山口義行・若森章孝
III 改革の焦点と課題 伊藤正純・奥村宏・長島誠
IV 政治経済学の再生に向けて 有井行夫・植村博恭
金子勝・杉浦克己・米田康彦

桜井書店

東京都文京区本郷1-5-17三洋ビル <http://www.sakurai-shoten.com/>
TEL (03)5803-7353 FAX (03)5803-7356 値格税別

経済科学通信 第96号 2001年8月1日発行

編集・発行

基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局

〒604-0934 京都市中京区麁屋町通二条下る尾張町225

第二ふや町ビル603号

TEL/FAX (075) 255-2450

e-mail kisoken@mbox.kyoto-inet.or.jp

URL <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/kisoken/>

振替 01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局

森岡 真史

大西 広 神谷 章生

編集局長

佐々木潤子 中田 晋自

副編集局長

岡 宏一 木下 英雄 中村美樹子

編集局員

中谷 武雄 増田 和夫

印 刷 所

北斗プリント社

〒606-8540 京都市左京区下鴨高木町38-2

TEL (075)791-6125

購 読 料

一部 1,300円 定期購読 3号分前納 3,600円 (郵送料を含む)

中村 哲[編著]

山田喜志夫[著]

「経済学批判要綱」における歴史と論理

マルクスの透徹した資本主義批判と、それをふまえた未来社会についての「知」のプロセスを、「草稿」における思想形成の過程に探る。角田修一／赤間道夫／牧野広義／野田公夫＝執筆

●¥2800

福祉俱楽部・福井典子[編] 渡辺 治・二宮厚美・篠崎次男[著]

どうする日本の福祉

新自由主義に対抗する社会保障運動

介護保険が導入された背景とは? 社会保障改変の構図とは? さまざまな疑問に答え、いま私たちが考え、歩むべき道を示す。

●¥1200

久保庭真彰・田畠伸一郎[編著]

●¥3000

転換期のロシア経済

市場経済移行と統計システム

現代貨幣論

信用創造・ドル体制・為替相場 今日、貨幣をめぐつて生起する諸問題と諸議論の核心を、基礎理論をふまえて体系的に解き明かす。

●¥3200

勝田政広[著]

資本論の構造分析

文献データベースによる検討

『資本論』の論理構造・論理体系を《全文・文字型・文献データベース》を活用して、主に価値論・価値形態論に焦点を絞り考察する。

●¥4000

森 宏一[編集]

普及版 哲学辞典

社会科学を学ぶ初学者向けの中辞典として好評のロングセラーが、より使いやすいソフトカバー装で新登場! マルクス再考の新たな流れの中で、「古典」を読み直す際にも最適。

●¥4500

20世紀《社会学》の軌跡をしるす新しい古典

シリーズ

社会学の思想

[第Ⅰ期 全12冊]

編集委員◆長谷川公一／藤田弘夫／吉原直樹

[A5判上製/平均500頁/予定価5500円~8000円]

■第1回配本 ¥5800

A・ギデンズ(監訳:藤田弘夫)

社会理論と現代社会学

■第2回配本 ¥5600

M・カステル(訳:大澤善信)

都市・情報・グローバル経済

■第3回配本 ¥6700

D・ハーヴェイ(監訳・解説:吉原直樹)

ポストモダニティの条件

■以下、続刊

H・ルフェーブル(訳:斎藤日出治)

空間の生産

J・コールマン(訳:久慈利武)

社会理論の基礎上・下

A・リビエッツ(訳:若森章孝/井上泰夫)

レギュラシオンの社会理論

A・トゥレーヌ(監訳:伊藤るり)

社会の生産

J・アレクサンダー(訳:佐藤成基)

社会学の理論論法

D・マッケンジー(監訳:佐々木力)

核ミサイル誘導の歴史社会学

C・ティリー他(監訳:片桐新自)

反乱の世紀 1830-1930

H・ガーフィンケル(監訳:浜日出夫)

エスノメソドロジー研究

A・ゴフマン(監訳:安川 一)

リレーションズ・イン・パブリック

青木書店

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-60 TEL[03]3219-2341 FAX[03]3219-2585 【税別】